

西ノ島町地域福祉総合計画

【2025年度～2034年度】

基本理念

ささえあいの輪でつくる、わがところ西ノ島



2025年3月
西ノ島町

表紙・挿入イラストデザイン：
marumi03 まの悠（西ノ島町出身）

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の推進に向けて	5
第2章 本町の現状・実態	7
1 統計からみる現状	7
2 アンケート調査からの町民のニーズ	21
3 関係団体ヒアリング調査結果	39
4 前計画の検証	42
第3章 基本構想	49
1 基本理念	49
2 基本目標	50
3 施策体系	54
第4章 基本計画	55
1 西ノ島町地域連携ネットワークの充実	55
2 地域で支え合い、人に寄り添うまち	61
3 生きづらさをなくし、穏やかに暮らせるまち	74
4 健やかに、明るく暮らせるまち	85
資料編	94
1 西ノ島町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱	94
2 西ノ島町地域福祉総合計画策定委員会委員名簿	95
3 用語解説	96

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

西ノ島町地域福祉総合計画は、第6次西ノ島町総合振興計画に沿って、本町が地域共生社会をどのように作っていくのかを定めるものです。

地域共生社会とは、住み慣れた地域で町民一人ひとりが、地域の一員としてのつながりを持ちながら、思いやりを持ってともに支えあい、助けあい、個人の尊厳を尊重したその人らしい生活を送ることができる社会です。本町は、平成27年3月に「西ノ島町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、総合的な福祉サービスの提供はもとより、安心して暮らせる環境づくり、町民が福祉活動・地域福祉に積極的に参加できる体制づくりに取り組んできました。

しかし、近年の地域社会において、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症や障がいのある人等、支援を必要とする方が増加しているなか、地震、津波、風水害等による大規模災害や悪質な犯罪等への体制整備が課題となっています。加えて少子高齢化、核家族化、過疎化の進展、経済の低迷等の複雑な社会、経済状況を背景に、貧困、虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、ひきこもり等、複雑かつ困難な問題を抱える人が顕在化しています。

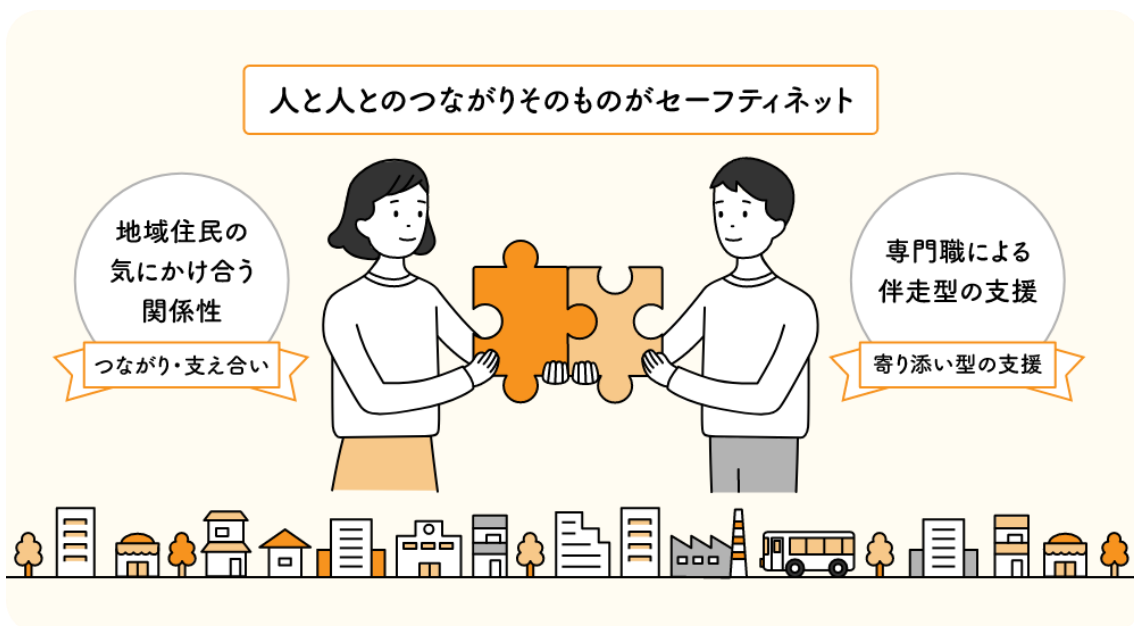
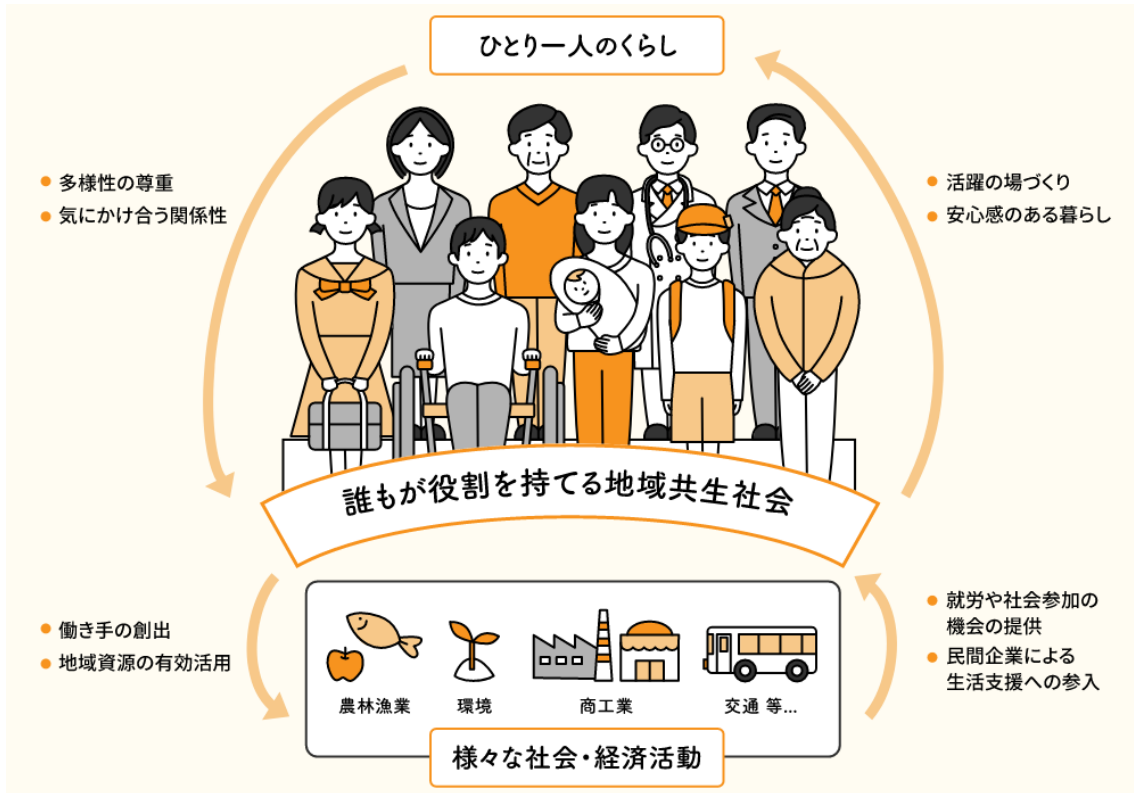
これに対応するため、行政サービスの仕組みやあり方の再構築、民間事業者や専門職の方との連携体制の構築が求められているなか、将来に向けて安心して暮らせるまちづくりを実現していくため、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進といった既存の福祉領域を超え、自死対策、貧困対策、困難を抱える女性の対策、成年後見対応、再犯防止対策も加えた「施策の連携と総合化」が必要となっています。

また、本町の西ノ島町総合振興計画の将来像に掲げる「わたしがつくる みんなの「わがとこ」～未来へ誇れるまち 西ノ島～」を実現していくためには、官・民を超えた広域的な主体の参加・協働により、地域共生社会に向けたまちづくりを進めていくことが求められています。

このような視点に立ち、本町の福祉分野の考え方を総合的に整理し、官民連携による町民主体の地域福祉を総合的、効果的、効率的に推進するため、「西ノ島町地域福祉総合計画」(以下、本計画という)を策定します。

■地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



(厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより)

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉総合計画の構成

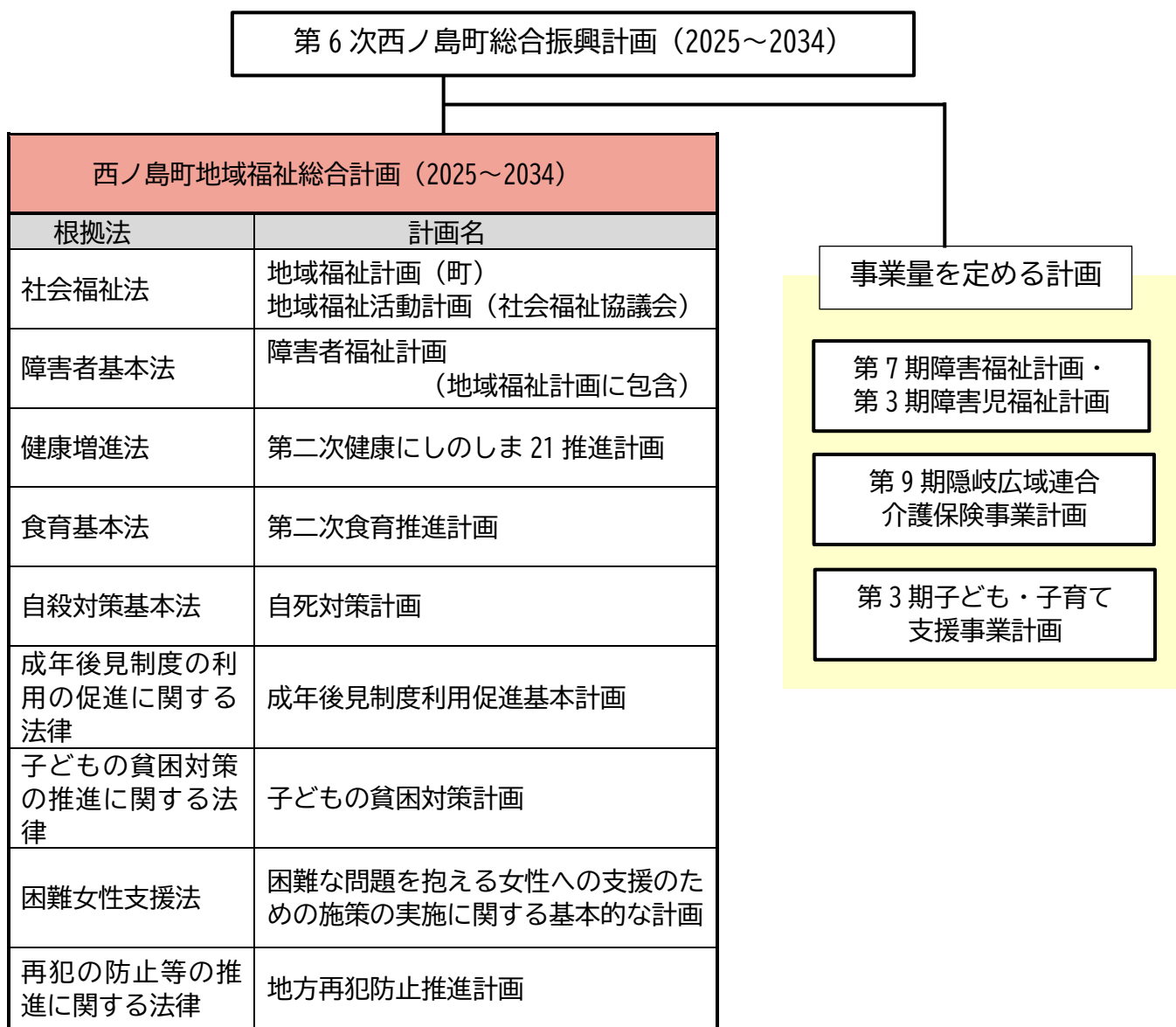
本計画は、下図に示すように福祉行政に関する 10 の計画を一体的に策定するものです。

本町では、これまで地域福祉計画、地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定）、健康増進計画（第二次健康にしのみ 21 推進計画）、食育推進計画、自死対策計画を策定し、推進してきました。これに加えて、このたび成年後見制度利用促進基本計画、子どもの貧困対策計画、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画、地方再犯防止推進計画を盛り込んだ総合的な地域福祉計画として策定します。

福祉行政に関する計画では、事業期間を定めて事業量を定める計画として、第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画、第 9 期隠岐広域連合介護保険事業計画、第 3 期子ども・子育て支援事業計画がありますが、これらは包含せず独立した計画として位置づけます。

これらのすべての計画は、第 6 次西ノ島町総合振興計画のもとで推進していきます。

計画の位置づけ



(2) 各計画の根拠法と計画の概要

地域福祉総合計画に盛り込む各種計画の根拠法令と計画の概要を下表に示しました。

各計画の根拠法令と計画の概要

法律上の名称等	根拠法令	備考
市町村地域福祉計画	社会福祉法 第107条第1項	自治体の福祉計画を包含する。地域共生社会づくりを目指す計画。
地域福祉活動計画		社会福祉協議会が作成。地域福祉計画の実行計画となるもの。
市町村障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者福祉施策をまとめた基本計画。本町では地域福祉計画に包含する。
市町村食育推進計画	食育基本法 第18条第1項	「食育」とは生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきもの。健全な食生活を実践することができる人間を育てるための計画。
市町村健康増進計画	健康増進法 第8条第2項（健康日本21）	“老いも若きも願いは一つ いきいき長生き 生涯現役”をスローガンに計画を推進する。健康寿命の延伸を図る計画。
市町村自殺対策計画	自殺対策基本法 第13条第2項	「誰も自死に追い込まれることのない西ノ島の実現を目指して」を基本理念に、地域の見守り体制づくり、人材育成、関係機関との連携強化等の施策を推進する。
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項	成年後見制度を利用しやすくする計画。利用者がメリットを実感する。権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。後見人等による不正防止を徹底する。
市町村計画（子どもの貧困対策）	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条第2項	困難やリスクに直面している子どもに気づき、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつなぐための「子どものセーフティネット」を広げることを目指す。
困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画	困難女性支援法 第8条第3項（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）	困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指す。
地方再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律 第8条第1項	犯罪を犯した者の社会復帰に対する理解や支援の輪を広げ、生活課題や生きづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、支え、孤立しない環境づくりを推進する。

3 計画の期間

本計画の期間は、2025年度から2034年度までの10年間とします。全ての計画について毎年、それぞれ取り組みの評価・見直しを行います。

計画期間 2025(令和7)年度～2034(令和16)年度

4 計画の推進に向けて

(1) 計画の策定方法

① アンケート調査等の実施

現在の生活状況や福祉サービス等のニーズ、必要な支援等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、町民に対してアンケート調査を行いました。

調査は、以下の方法により実施しました。

1. 調査対象 町内に居住する10代から80代の方
2. 調査方法 調査対象の方に調査票を郵送し、返信してもらう形で実施
3. 調査時期 2024年1月から2024年2月
4. 回収状況 配布数：1,000人 回収数：430人 回収率：43.0%

また、福祉関係機関、教育関係機関、保護司、弁護士等関係者ヒアリング調査を実施しました。

② 西ノ島町地域福祉総合計画策定委員会等による審議

地域共生社会づくりのプレイヤーとなる、福祉関係機関、教育関係機関、保護司、弁護士等関係者で構成する西ノ島町地域福祉総合計画策定委員会及び西ノ島町地域福祉総合計画策定庁内検討会議で内容の検討・審議を行いました。

③ 町民意見募集（パブリックコメント）の実施

町民の皆様から幅広い意見をいただくため、ホームページ、健康福祉課及び西ノ島町社会福祉協議会窓口で、町民意見募集（パブリックコメント）を行いました。

実施期間	2025年2月7日（金）～2025年2月28日（金）
公表場所	西ノ島町ホームページ 西ノ島町健康福祉課、西ノ島町社会福祉協議会
受付方法	窓口への持参、郵便、ファックス、電子メール

(2) 計画の推進体制

① 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては健康福祉課が中心的な役割を果たすこととなります。しかし、本計画は、福祉・保健・医療・教育・雇用、そしてまちづくり等、幅広い分野で福祉施策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、庁内関係部署との連携を、より一層強化した推進体制の整備を図ります。

② 関係機関との連携の強化

地域共生社会において、地域全体で支え、支えられるという観点から、庁内の体制整備のみならず、地域住民、社会福祉協議会、高齢者福祉施設、障がい者関係団体、サービス提供事業所、保健医療機関、NPO 等民間団体、住民ボランティア等、地域における福祉ネットワークの構築・強化を進めます。

また、自立支援協議会において、児童支援、就労支援、地域生活支援、権利擁護の各部会を中心に各方策について、重層的支援体制を見据えた幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

③ サービスの質の確保と経営基盤の安定化

隠岐広域連合の介護保険事業及び、町の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、登録事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては、一定の基準を設けるとともに苦情処理体制を整備、確立する等、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、このようなサービスの質の確保に加えて、高齢者及び障がい者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についても、今後、さらに検討を進めます。

④ 計画や制度の周知と情報提供

本町の高齢者及び障がい者等が、必要とするサービスを適切に受けることができるよう、本計画の概要や、高齢者及び障がい福祉サービス等の制度について、様々な機会を活用し、利用者、サービス提供事業所、福祉関係団体等に周知し、円滑な事業の実施及びサービスの適切な利用を促進します。また、そのための、サービス内容や利用手続き等の積極的な情報提供に努めます。

⑤ 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年、事業の達成状況や評価、サービスの利用量等の進行状況について取りまとめを行うとともに、達成状況の分析及び評価等を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを検討します。本計画の最終年度である2034年度には、福祉サービスの成果目標の見直しを行い、次期計画の策定につなげます。

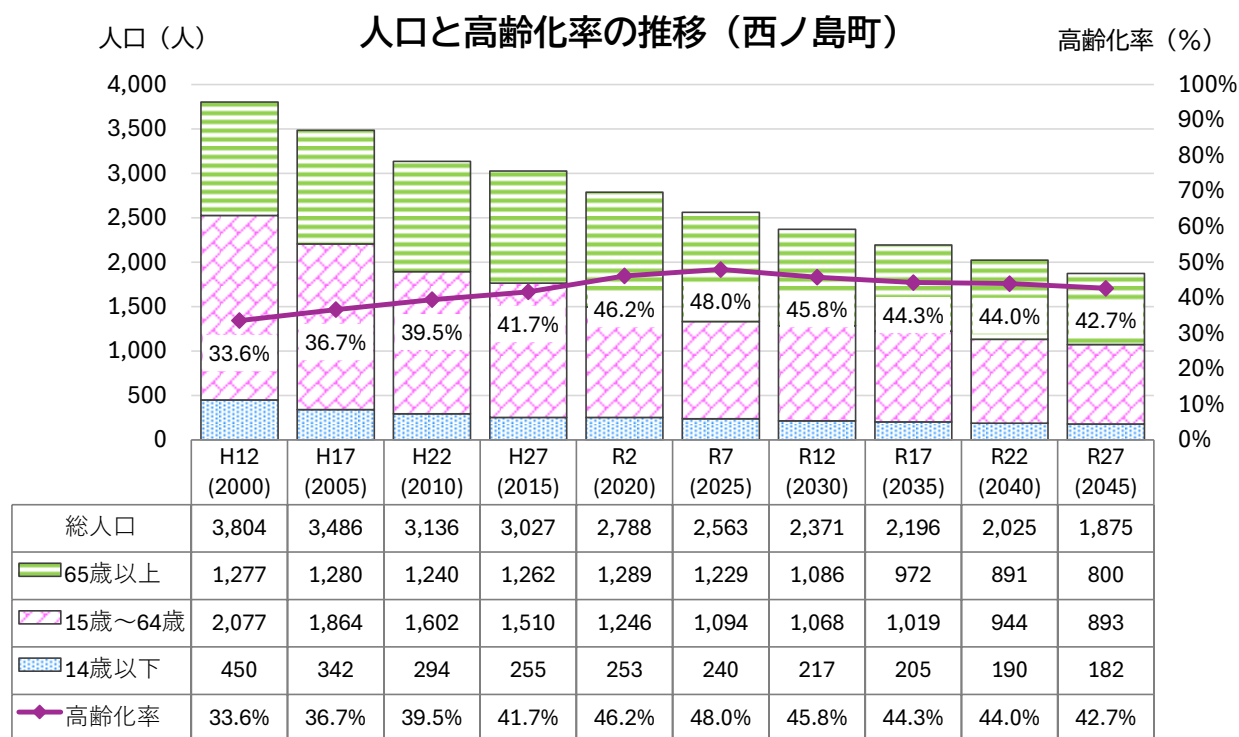
第2章 本町の現状・実態

1 統計からみる現状

(1) 人口と高齢化率の推移

本町の人口は2000年に3,804人でしたが、年々減少し20年後の2020年に2,788人となり27.6%の減少率となっています。65歳以上の高齢者率は、33.6%から46.2%に上昇し、少子高齢化の傾向が顕著になっています。

2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」に基づく補正データを示しています。人口減少の傾向は続き、2045年には1,875人と予測しています。一方、高齢化率は2025年の48.0%でピークとなり、2045年には42.7%となる予測となっています。



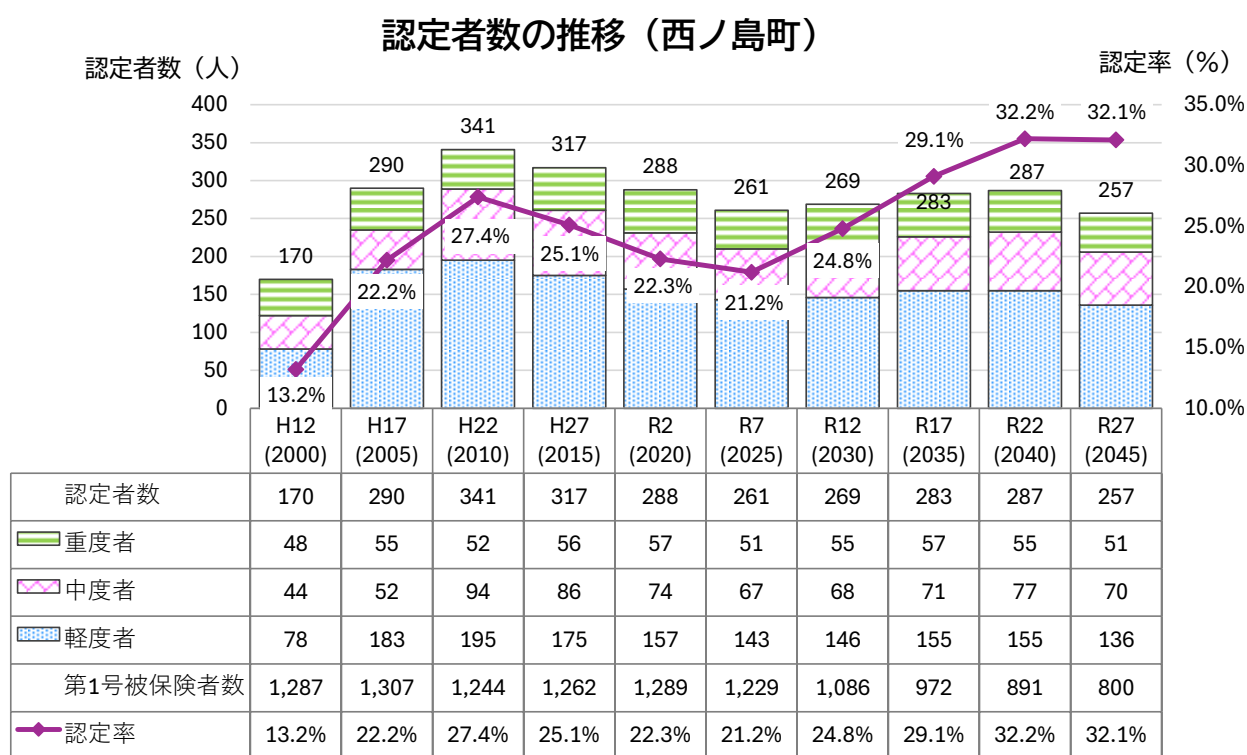
- ・2000～2020年は国勢調査の実績値に基づく確定値（但し年齢不詳を含まない）
- ・2025～2045年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」に基づく補正データ

(2) 高齢者福祉の対象者数

① 介護認定者数

本町の介護認定者数の推移を下図に示します。2000年から2020年までは実績値です。認定者数は2010年に341人とピークになり、2020年は288人となっています。2010年から2020年にかけて、軽度者は195人から157人に減少していますが、重度者は50人強で変化がない状況です。第1号被保険者数に対する認定者数の割合が認定率です。認定率は、2010年の27.4%から2020年の22.3%へ減少しています。

2025年以降は推計値となります。認定者数は、2025年に261人となり以降は大きな変化がないと推計しています。認定率が2040年には32.2%と高くなっています。これは、第1号被保険者数が減少するなかで、認定者数が変わらないことによるものです。



【軽度者：要支援者及び要介護1】 【中度者：要介護2・3】 【重度者：要介護4・5】

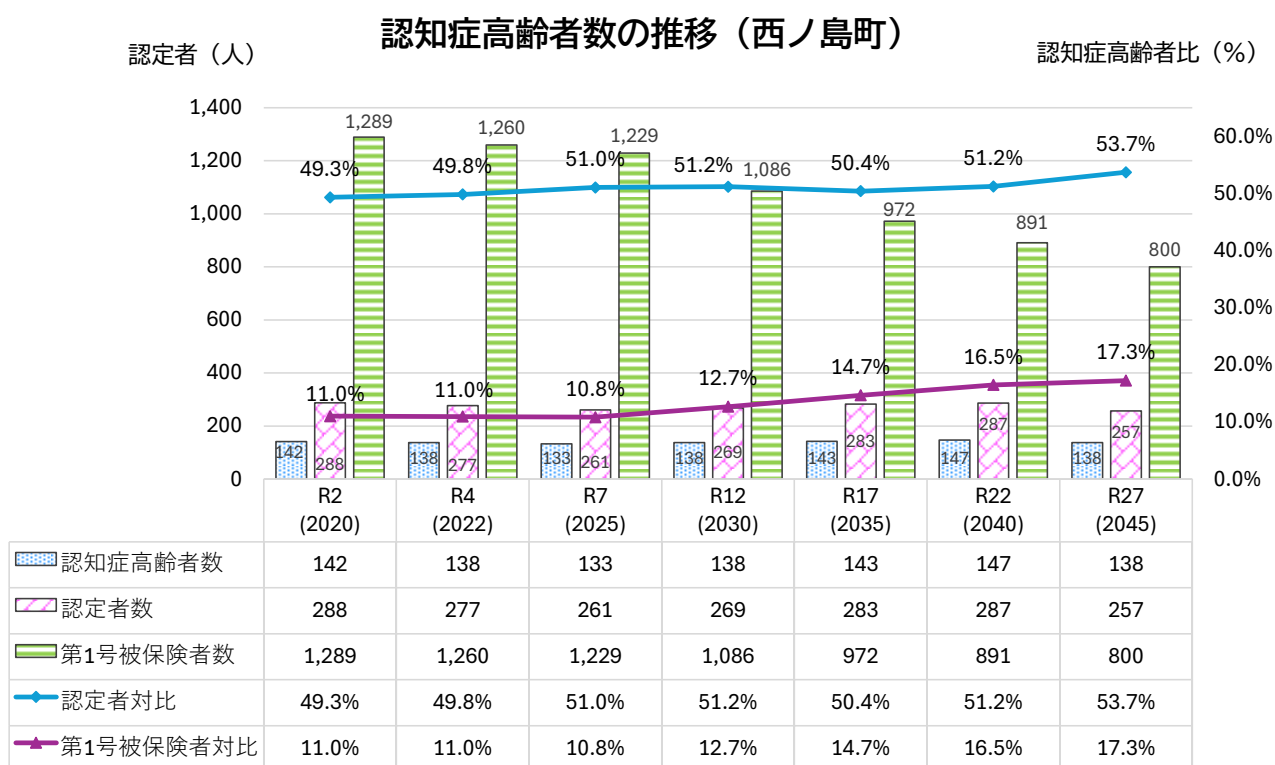
2000年～2020年は実績値

2025年～2045年は見える化システムによる自然体推計値

② 認知症高齢者数

本町の認知症高齢者数の推移を下図に示します。2020年、2022年は実績値です。認知症高齢者数は140人前後で推移しています。介護認定者数に対する認知症高齢者数の割合は49～50%で、介護認定を受けた高齢者のおよそ1/2が認知症を発症しているという結果となっています。

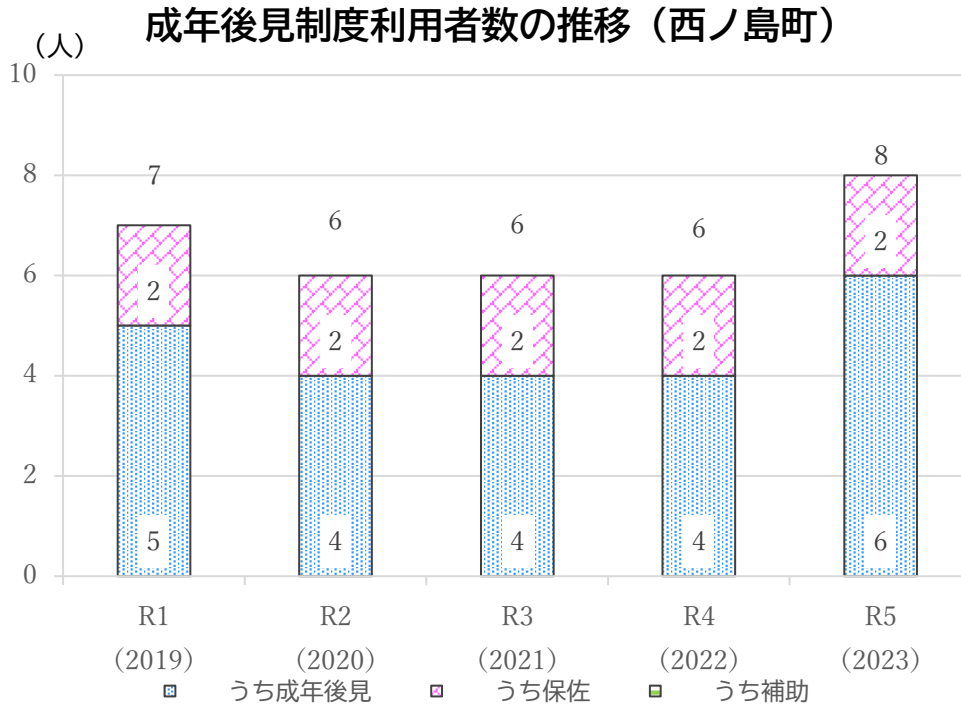
2025年以降は推計値です。認知症高齢者数は、あまり変化せず140人前後と推計されています。第1号被保険者数に対する認知症高齢者数の割合も年々高くなり、2045年には17.3%と推計されます。第1号被保険者数が減少するなかで、認知症高齢者数が変わらないことによるものです。



- ・ 2020年、2022年は実績値（認知症高齢者数：各年9月末時点の認定者のうち主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上と判定された者の総数）
- ・ 2025～2045年は隠岐広域連合による自然体推計値

③ 成年後見制度利用者数

本町の成年後見制度利用者数の推移を下图に示します。2019年から2023年で全体数は6人～8人となっています。法定後見には3類型（後見・保佐・補助）があり、本町においては補助はなく、保佐は2人で推移、成年後見は4人～6人で推移しています。



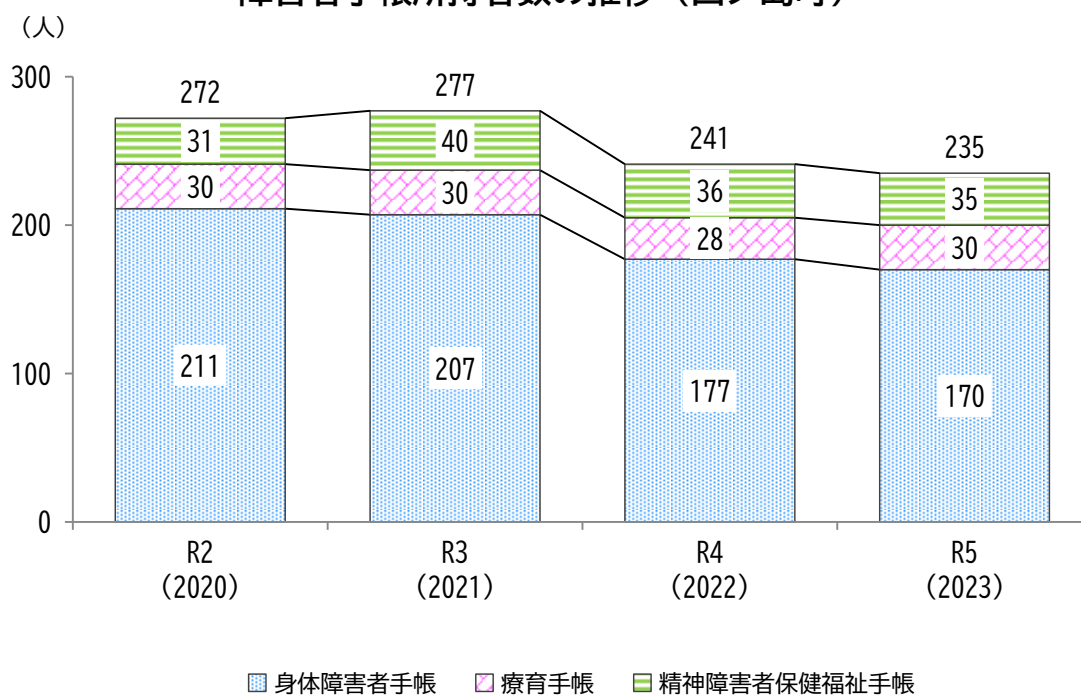
資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

(3) 障がい福祉の対象者数

① 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数の合計は、2023 年末現在で 235 人となっています。内訳として、身体障害者手帳所持者が 170 人、療育手帳所持者が 30 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 35 人です。身体障害者手帳所持者の割合は全体の 72%程度を占めています。

障害者手帳所持者数の推移（西ノ島町）



資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

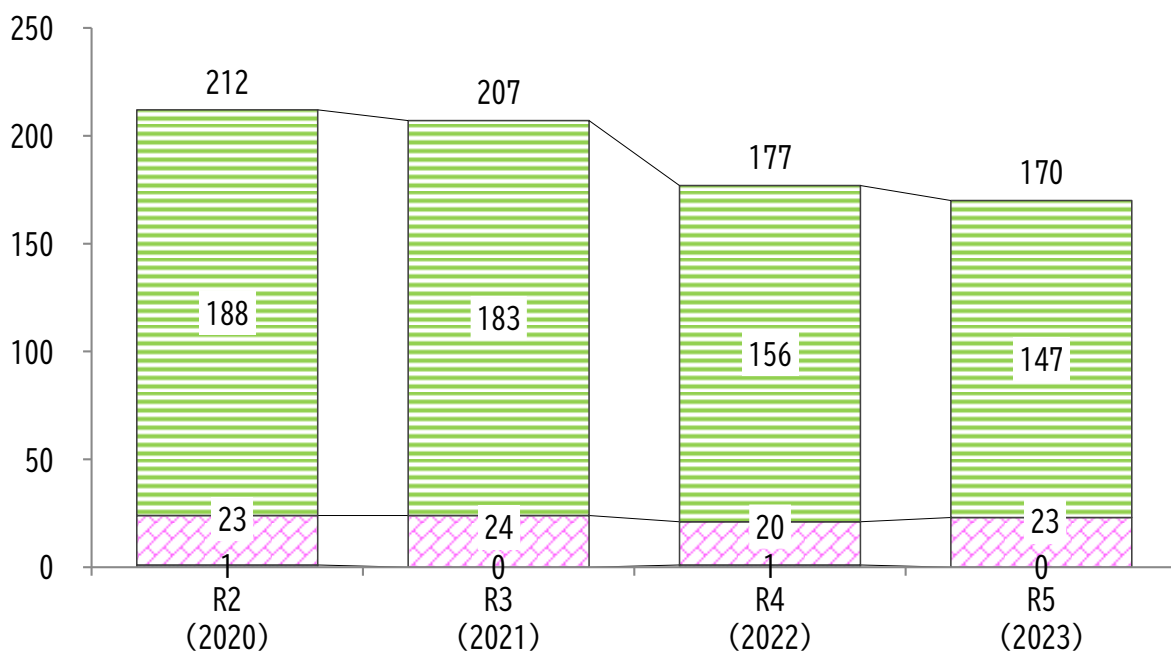
② 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は、2023 年末現在で 170 人となっています。年齢別にみると、手帳所持者のうち 65 歳以上が占める割合が 86.5%と依然として高くなっていますが、所持者数は減少傾向にあります。

等級別にみると、2023 年では、4 級、1 級、3 級の順に所持者数が多くなっています。

種類別にみると、肢体不自由による所持者が 61%を占めており、内部障がい、聴覚・平衡機能障がいが続いています。

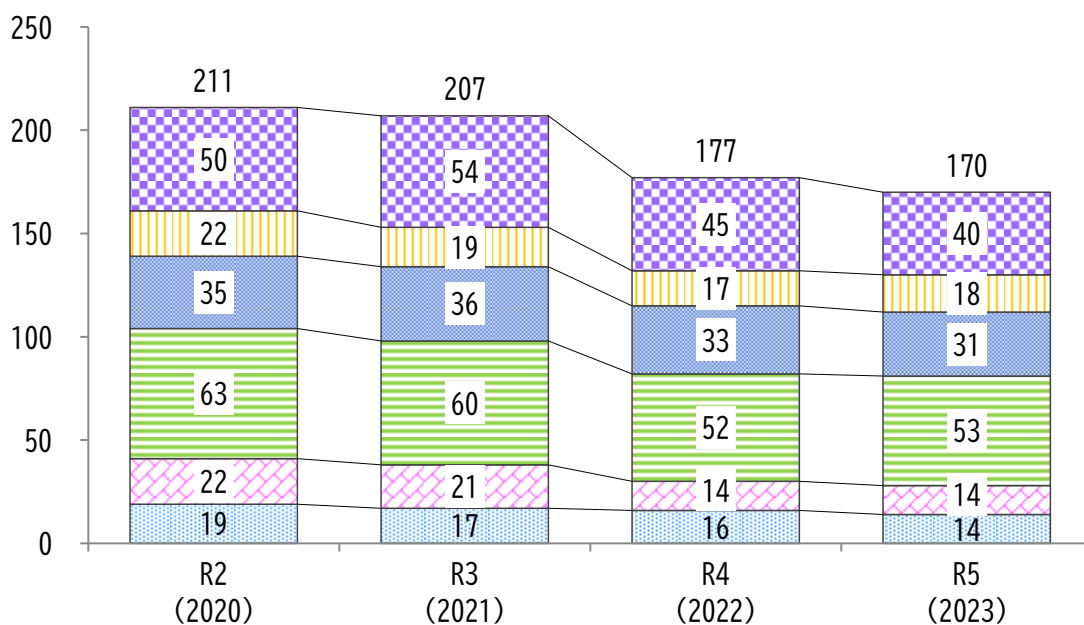
(人) 身体障害者手帳所持者数の推移 (西ノ島町)



■ 18歳未満 ■ 18歳以上65歳未満 ■ 65歳以上

資料：健康福祉課 (各年度3月31日現在)

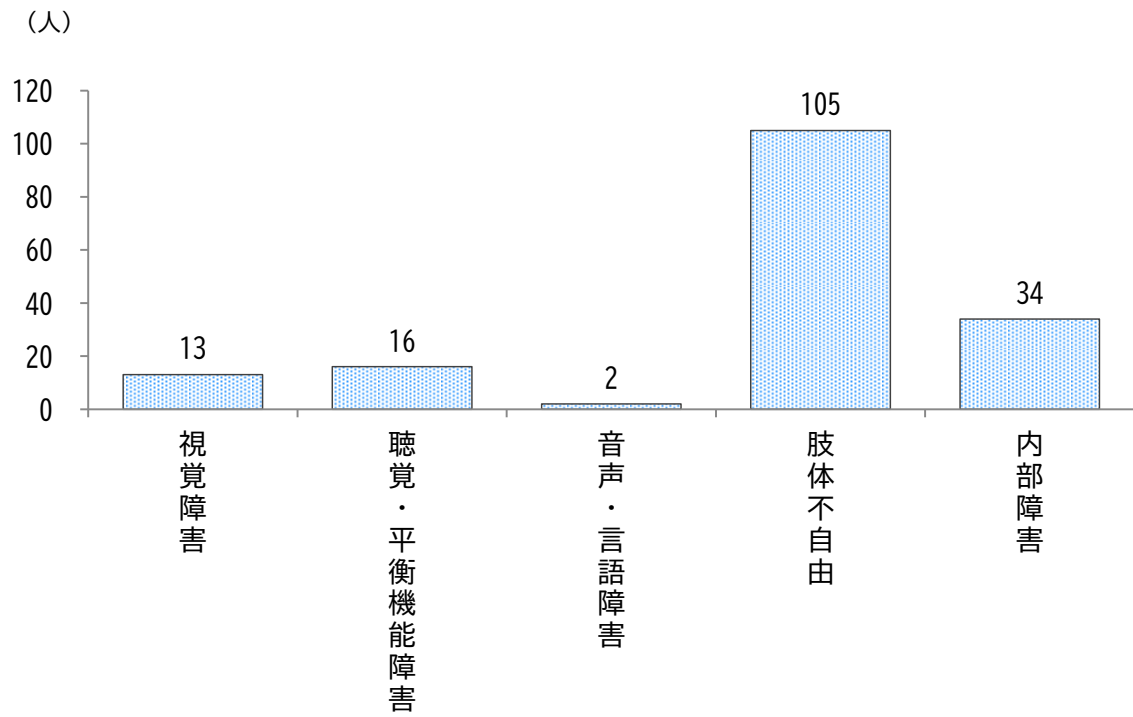
(人) 等級別・身体障害者手帳所持者数の推移 (西ノ島町)



■ 6級 ■ 5級 ■ 4級 ■ 3級 ■ 2級 ■ 1級

資料：健康福祉課 (各年度3月31日現在)

障がいの種類別・身体障害者手帳所持者数（西ノ島町）

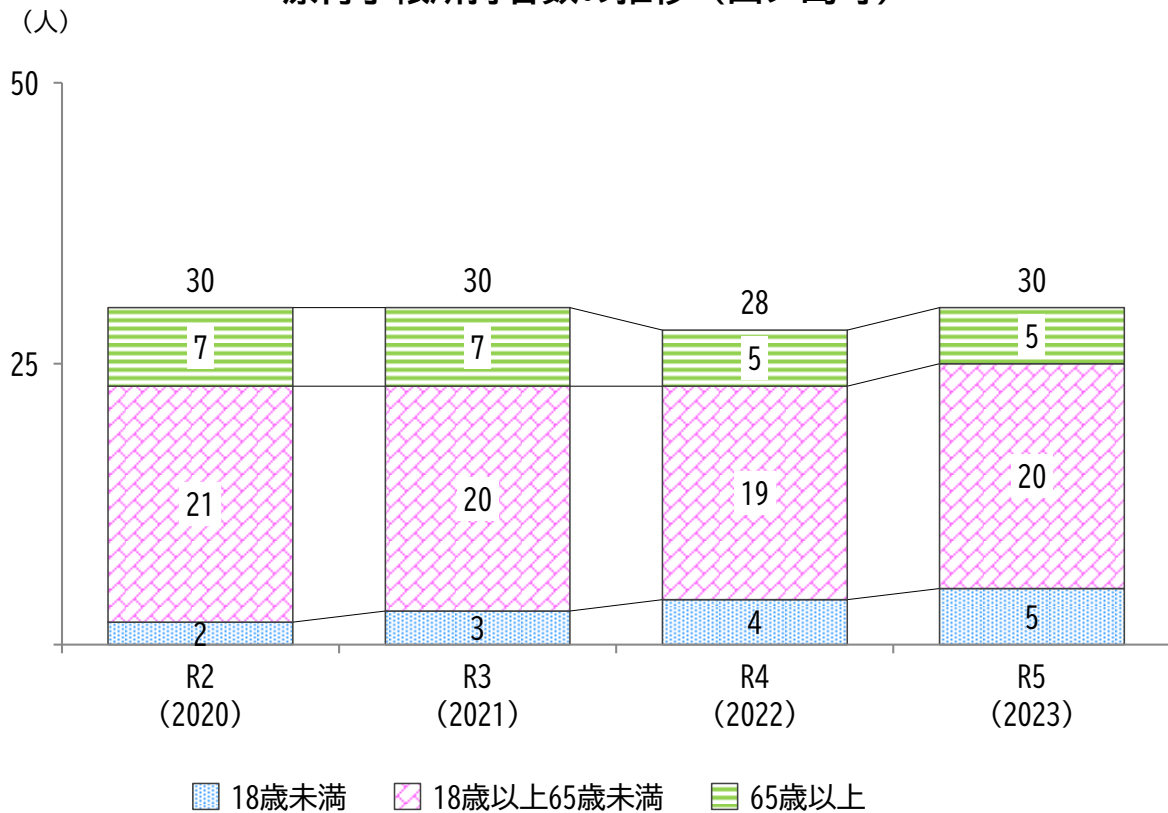


資料：健康福祉課（R5年3月31日現在）

③ 知的障がい者

療育手帳所持者数は、2023 年末現在で 30 人となっており、2020 年から大きな変化はありません。年齢としては、18 歳以上 65 歳未満の方の割合が 67%を占めています。

療育手帳所持者数の推移（西ノ島町）



資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

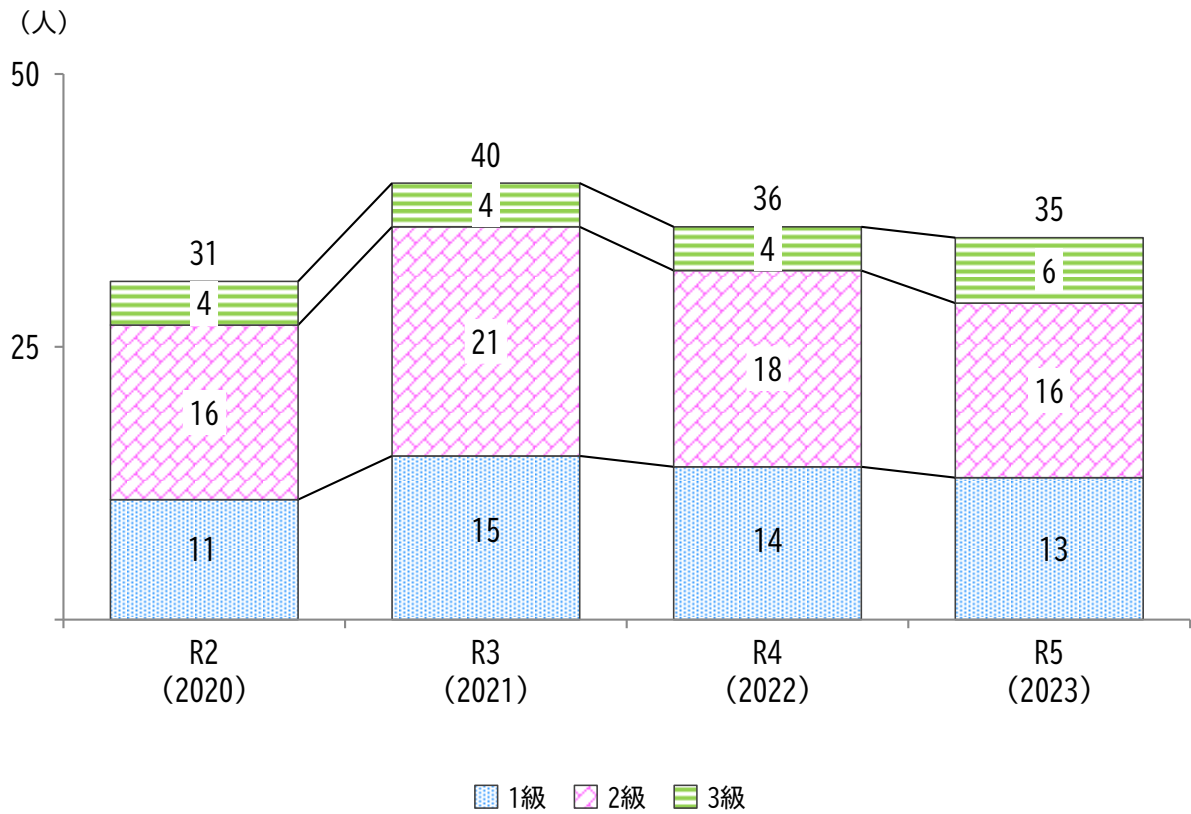
④ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2023 年現在で 35 人となっており、所持者数は微減しています。

等級別にみると、1 級、2 級の占める割合が高くなっています。

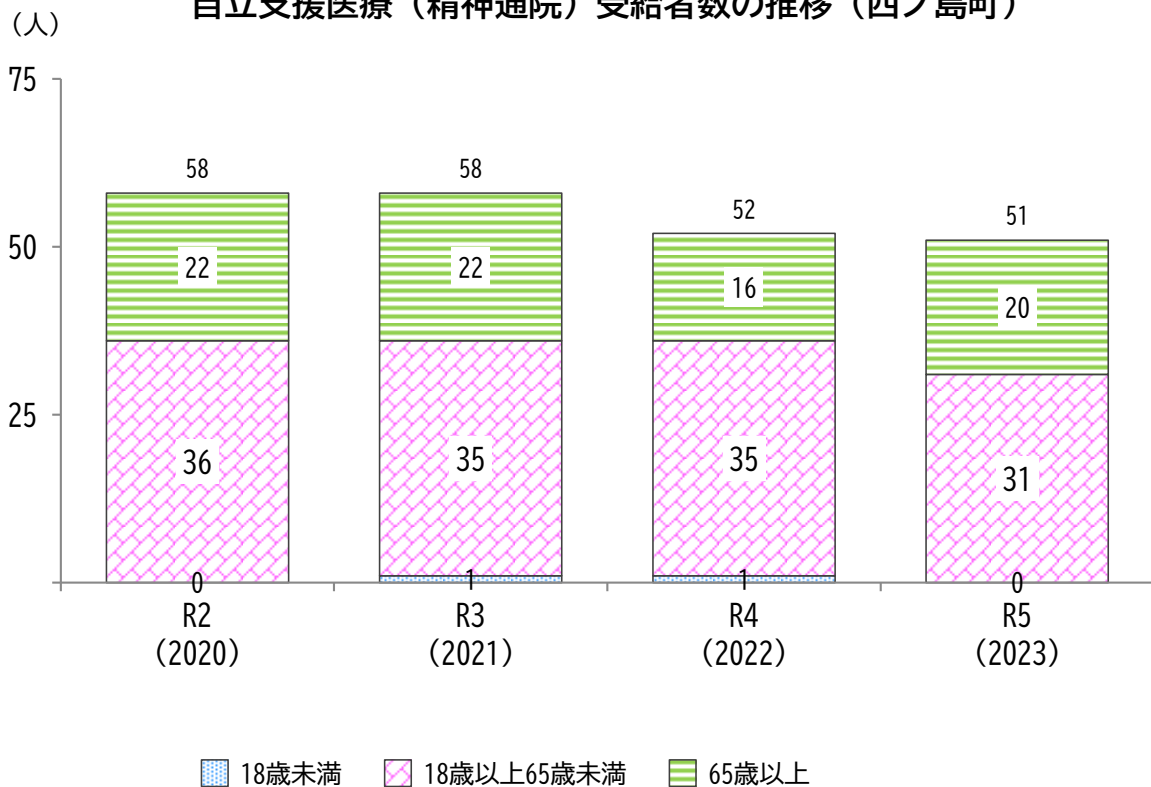
自立支援医療（精神通院）受給者数は、手帳所持者数の傾向と同様に、近年は微減にあり、2023 年で 51 人となっています。

等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（西ノ島町）



資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（西ノ島町）

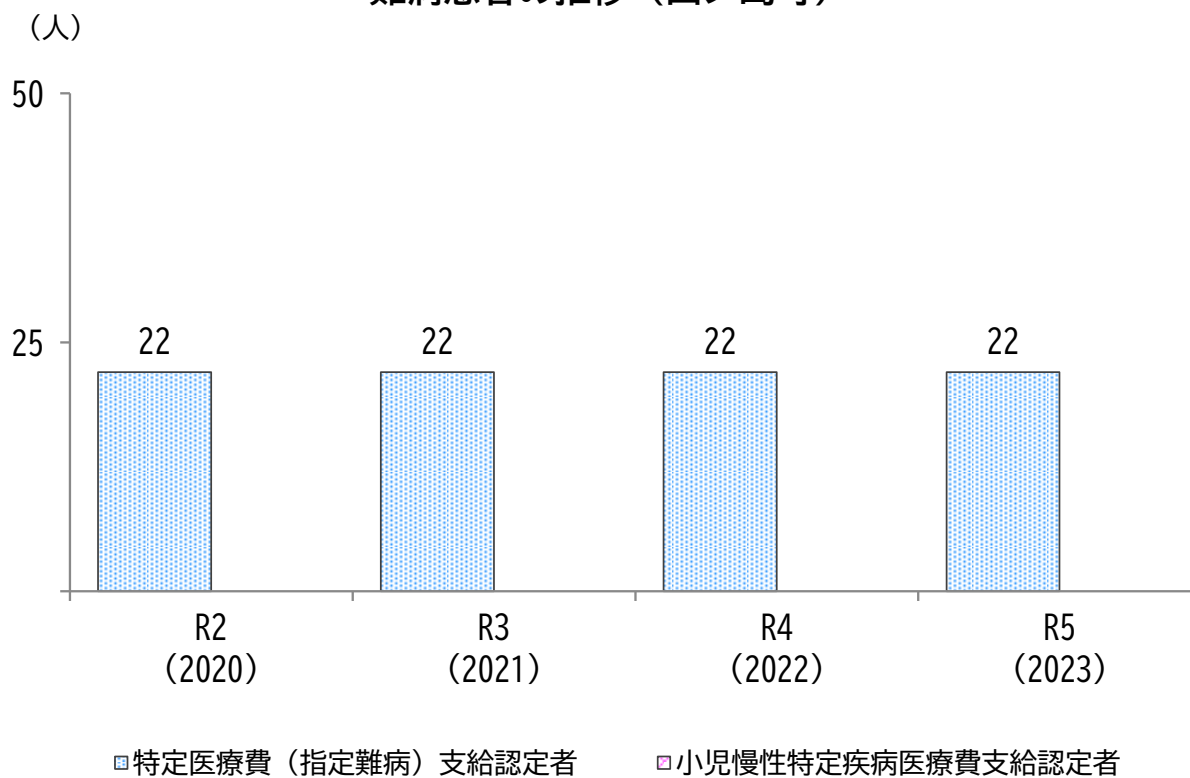


資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

⑤ 難病患者

特定医療費（指定難病）支給認定者は、2020年から2023年まで22人で推移しています。
小児慢性特定疾病医療費支給認定者は、2020年から2023年にはいません。

難病患者の推移（西ノ島町）

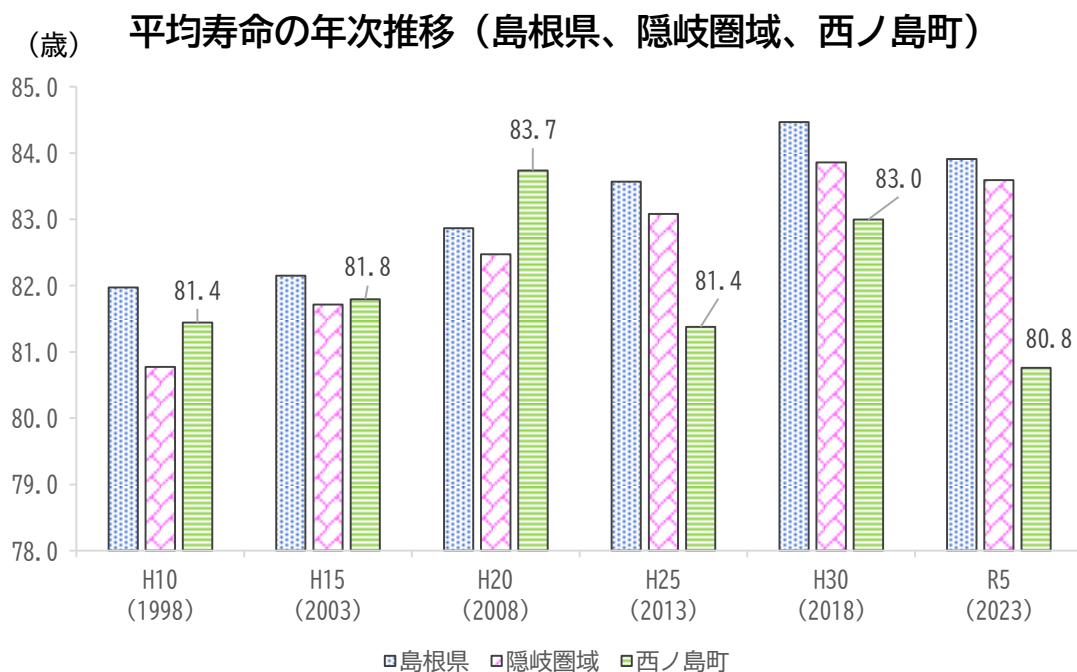


資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

(4) 健康増進

① 平均寿命

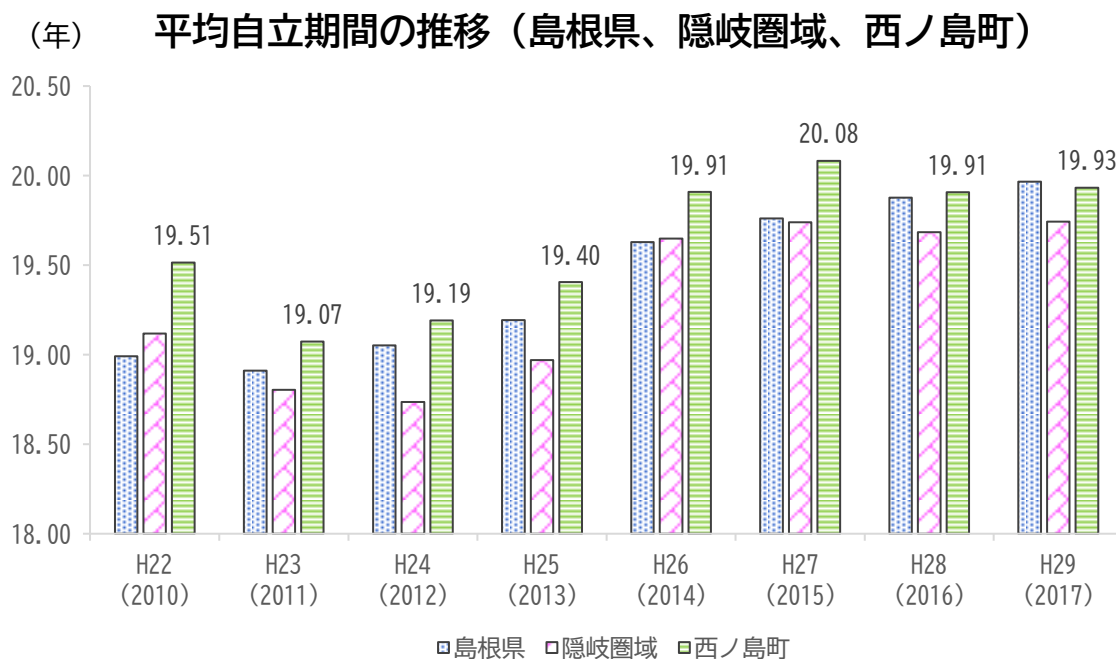
平均寿命は、2008年まで島根県、隠岐圏域と同様に上昇傾向にありました。2013年以降は、島根県、隠岐圏域と比較して低くなっています。



出典：島根県健康指標データベースシステム

② 平均自立期間

65歳平均自立期間（65歳における自立した生活が期待できる年数）は19年前後で推移しています。



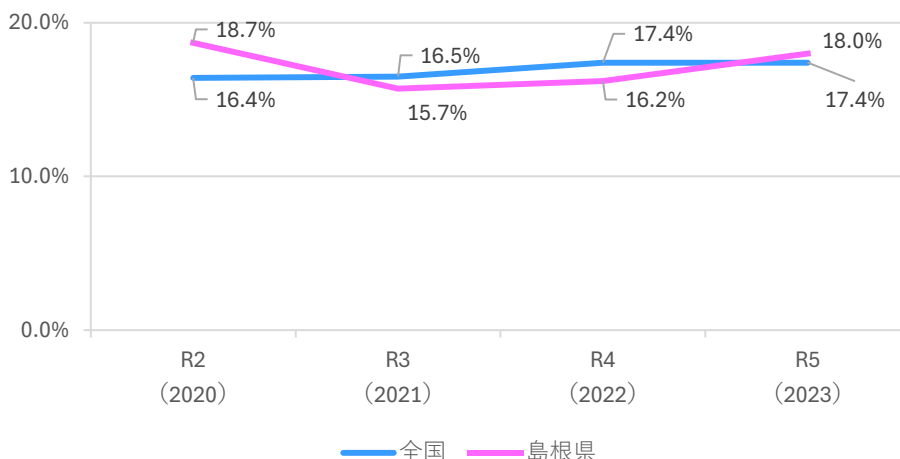
出典：島根県健康指標データベースシステム

(5) 自死対策

① 自殺死亡率の推移

2021年と2022年は島根県の自殺死亡率が全国平均を下回りましたが、2023年は18%と全国平均を上回りました。

自殺死亡率の推移（全国、島根県）



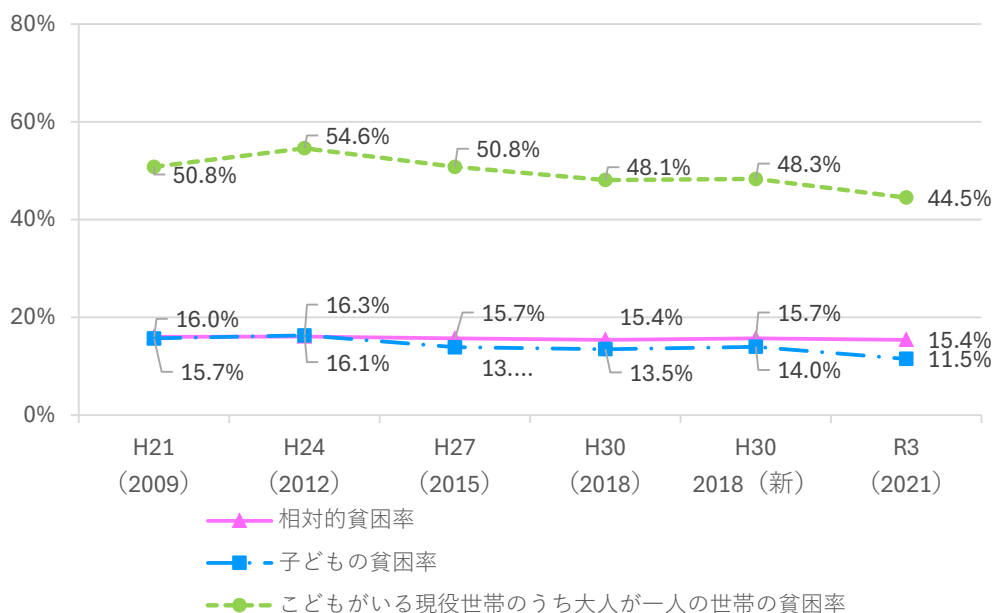
資料：人口動態統計

(6) こどもの貧困

① こどもの貧困率

こどもの貧困率は、2009年から2021年の間11%～16%で推移しています。2021年は11.5%で3年前から2.5ポイント低下しています。こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は、2012年から漸減していますが、2021年は44.5%と高くなっています。ひとり親世帯のこどもの貧困率は高い状態が続いており、支援が必要であることは変わりありません。

子どもの貧困率の推移（全国）



資料：国民生活基礎調査

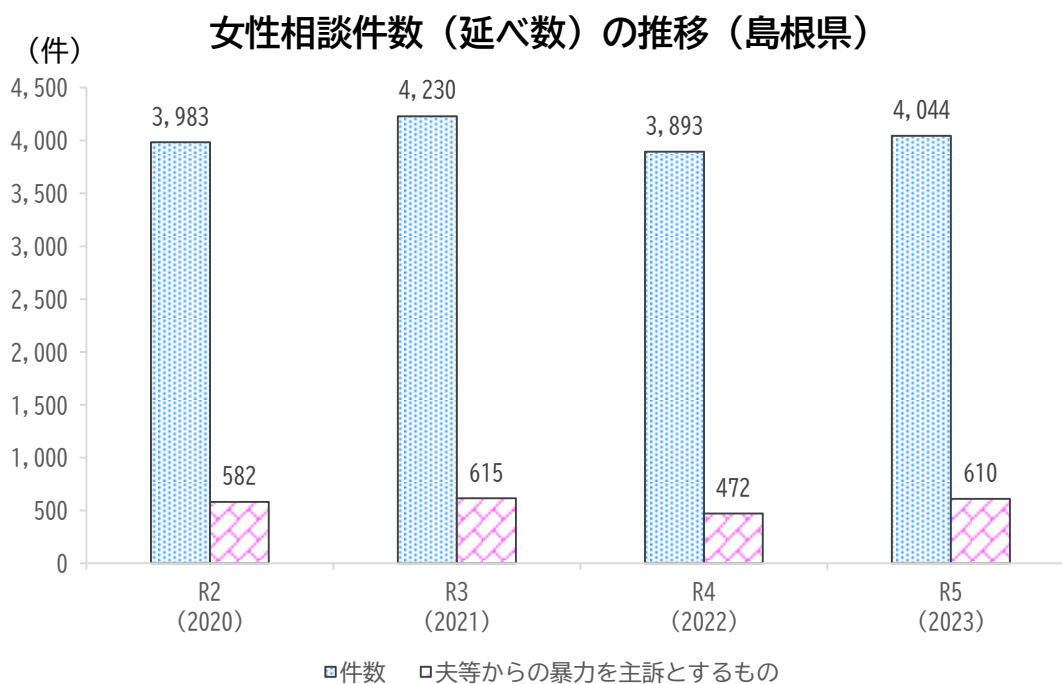
(注)

- ・ 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出しています。
- ・ 2018年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものです。
- ・ 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいいます。

(7) 困難女性

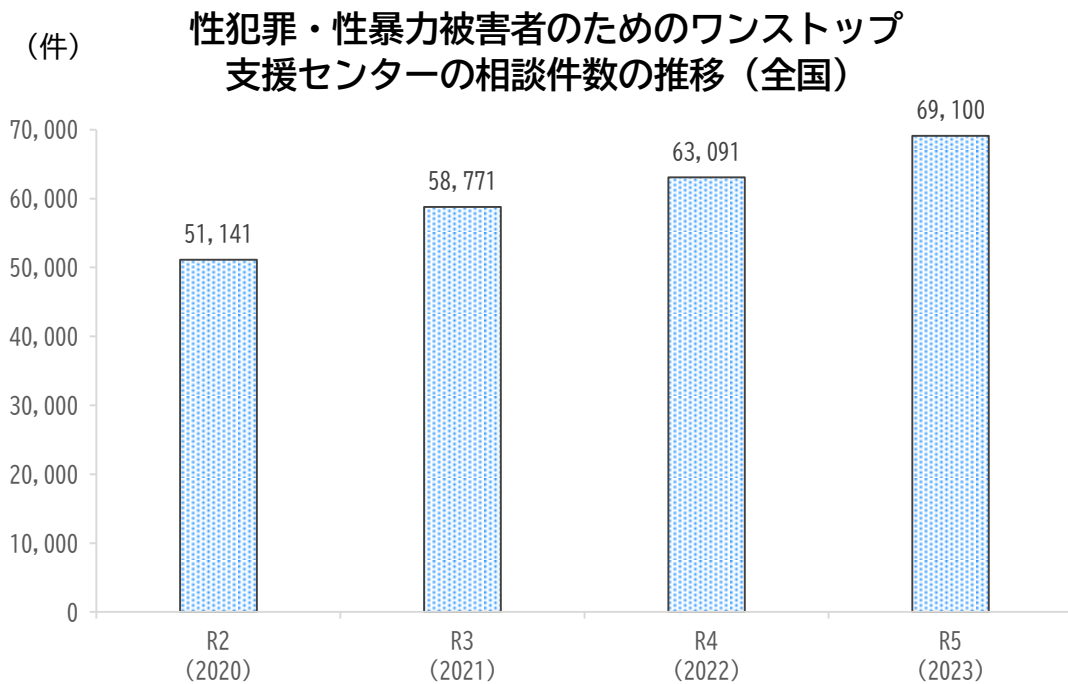
① 女性相談件数（延べ数）の推移

女性相談件数は年間4,000件前後で推移しています。このうち、夫等からの暴力を主訴とするものは、2023年で610件に上ります。



資料：島根県女性相談センター

- ② 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数の推移
 全国のワンストップ支援センターの相談件数は年々増加しています。2023年は前年比9.5%増でした。

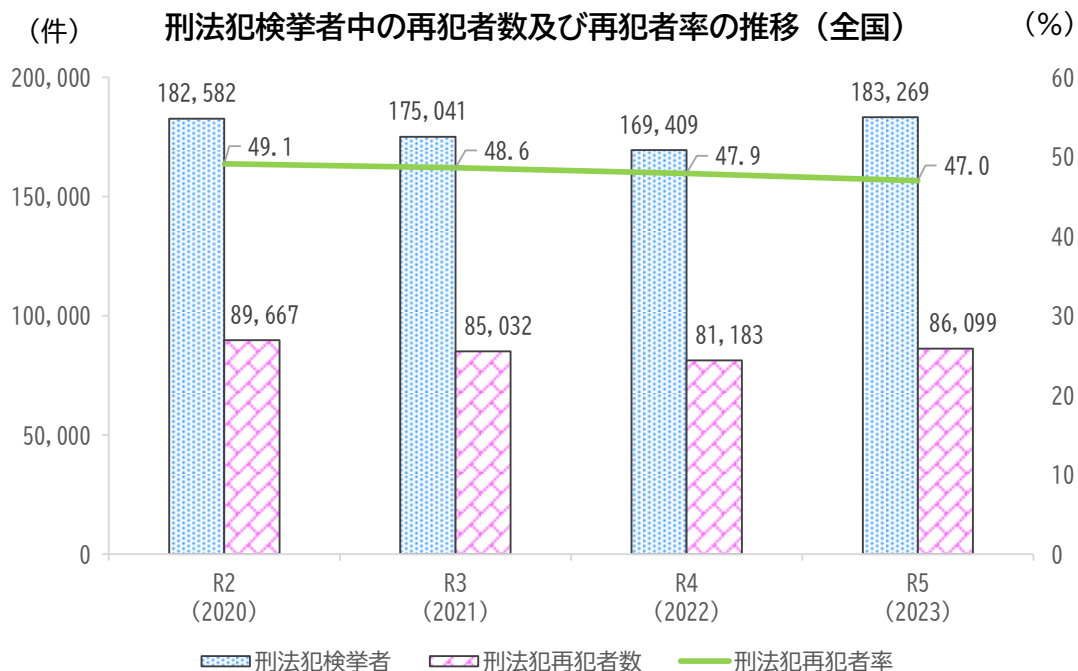


資料：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

(8) 再犯防止

① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は毎年減少しており、2022年は81,183人でしたが、2023年は17年ぶりに増加し、86,099人でした。刑法犯再犯者率は、2023年は47.0%と前年(47.9%)よりも0.9ポイント減少しました。



資料：警察庁・犯罪統計

2 アンケート調査からの町民のニーズ

(1) 調査の概要

■調査の目的

本計画は、地域福祉計画、地域福祉活動計画、障がい者計画、健康増進計画、食育推進計画、自死対策計画、成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画、子どもの貧困対策計画、困難女性支援法に基づく計画からなる総合的な計画となります。

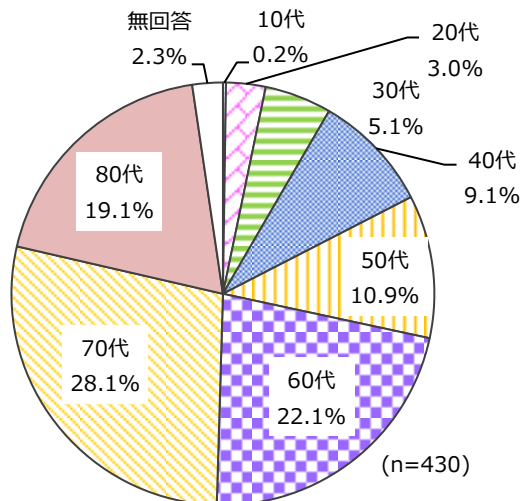
本アンケート調査は、西ノ島町が“暮らしやすく住み続けたいまち”となるよう、今後取り組むべき施策について町民の皆様から意見等を聞くために実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

1. 調査対象 町内に居住する 10 代から 80 代の方
2. 調査方法 調査対象の方に調査票を郵送し、返信してもらう形で実施
3. 調査時期 2024 年 1 月から 2024 年 2 月
4. 回答状況 配布数：1,000 人 回収数：430 人 回収率：43.0%

回答者の年齢は、割合の大きい順から 70 代：28.1%、60 代：22.1%、80 代：19.1%となっています。60 代以上が 69.3%を占めています。



■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数点以下第 2 位を四捨五入して、小数点以下第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

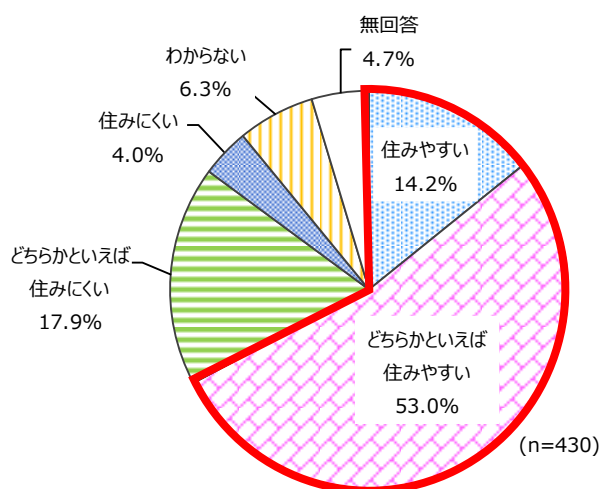
(2) 調査結果

①町民の暮らし

ア. 西ノ島町の住みやすさ

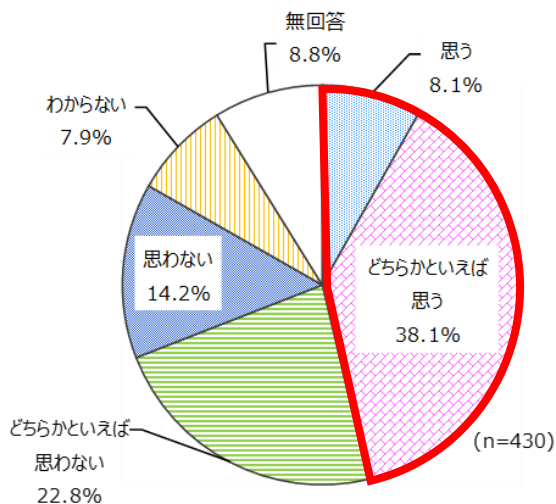
町民の意識としては、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」を合わせて67.2%となっています。一方、高齢者、障がい者、女性、こどもに分けて集計すると、二つの回答を合わせた割合は20～45%に下がっています。西ノ島町の住みやすいところとして、「人と人のつながりや思いやりがある」、「自然が豊かで安全」「災害や犯罪が少ない」「子育てしやすい」「食べ物がおいしい」等の意見がありました。一方、住みにくいところとして、「物価が高い」「船移動・交通の便が悪い」「お店が少ない・買い物が不便」といった意見がありました。

■西ノ島町は住みやすく感じますか

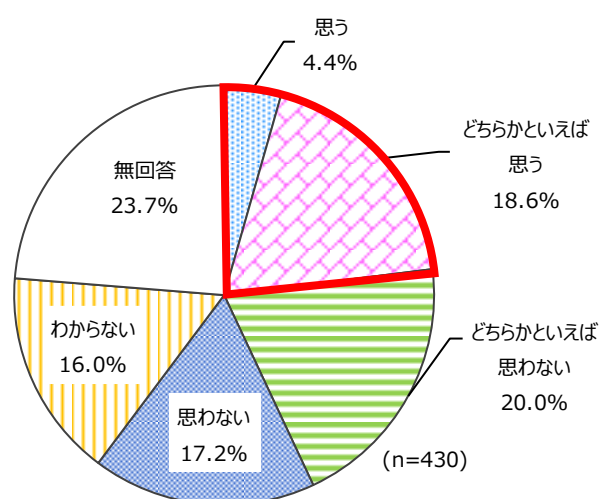


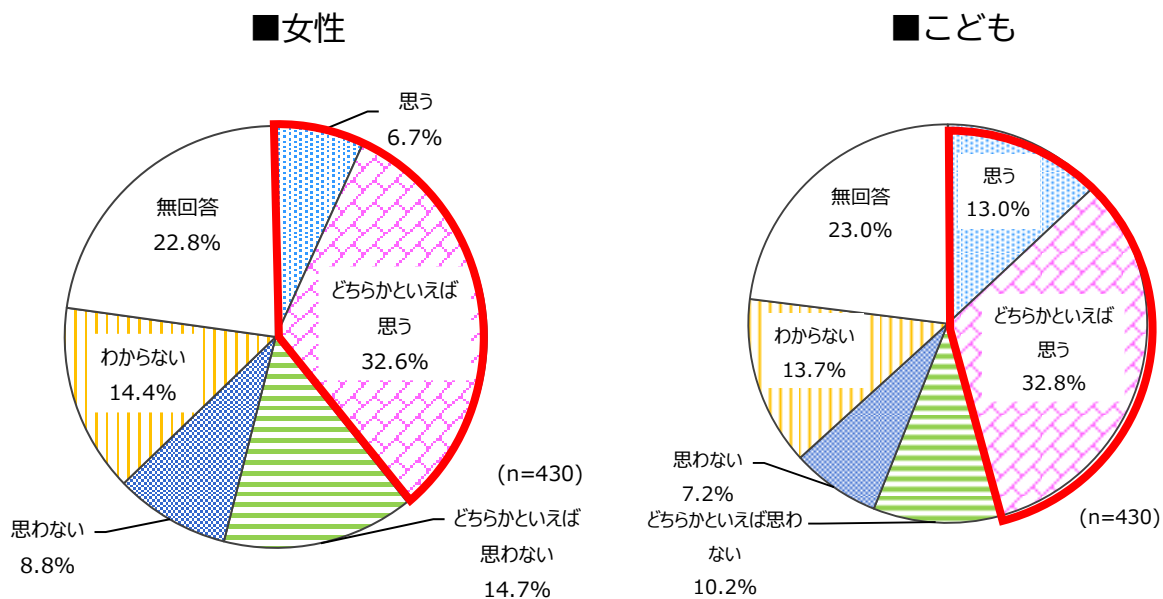
「問：西ノ島町は、高齢者、障がい者、女性、こどもが安心して暮らせるまちなのか」を聞いた回答を以下の図に示しました。「思う」「どちらかといえば思う」を合わせた割合は、高齢者46.2%、障がい者23.0%、女性39.3%、こども45.8%となっています。高齢者、こども、女性は、比較的安心して暮らせると思う人の割合が高く、障がい者は、安心して暮らせると思う人の割合が少なくなっています。

■高齢者



■障がい





それぞれの人が安心して暮らせるまちにするには、高齢者では「福祉体制の充実」「医療体制の充実」「交通の利便性向上」が、こどもでは「教育の充実」「遊び場の確保」「見守り・声掛け」が、女性では「医療体制の充実」「就労の場の確保」「福祉体制の充実」が、障がい者では「福祉体制の充実」「障害に対する理解」「就労の場の確保」「医療体制の充実」が挙げられています。

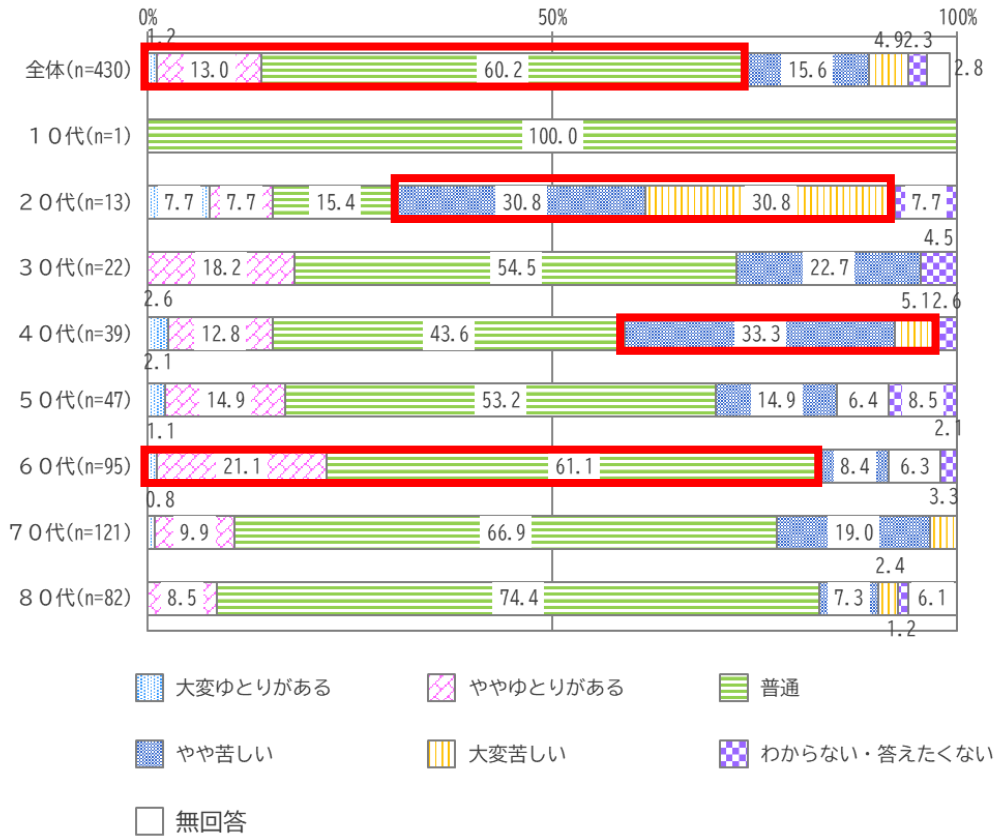
“安心して暮らせるまち”を実現するために、福祉体制や医療体制の充実是最も求められる施策となっています。女性や障がい者では就労の場を確保することも大事となっています。こどもでは、安心して遊べる環境と教育の充実が求められています。

イ. 現在の暮らしの状況

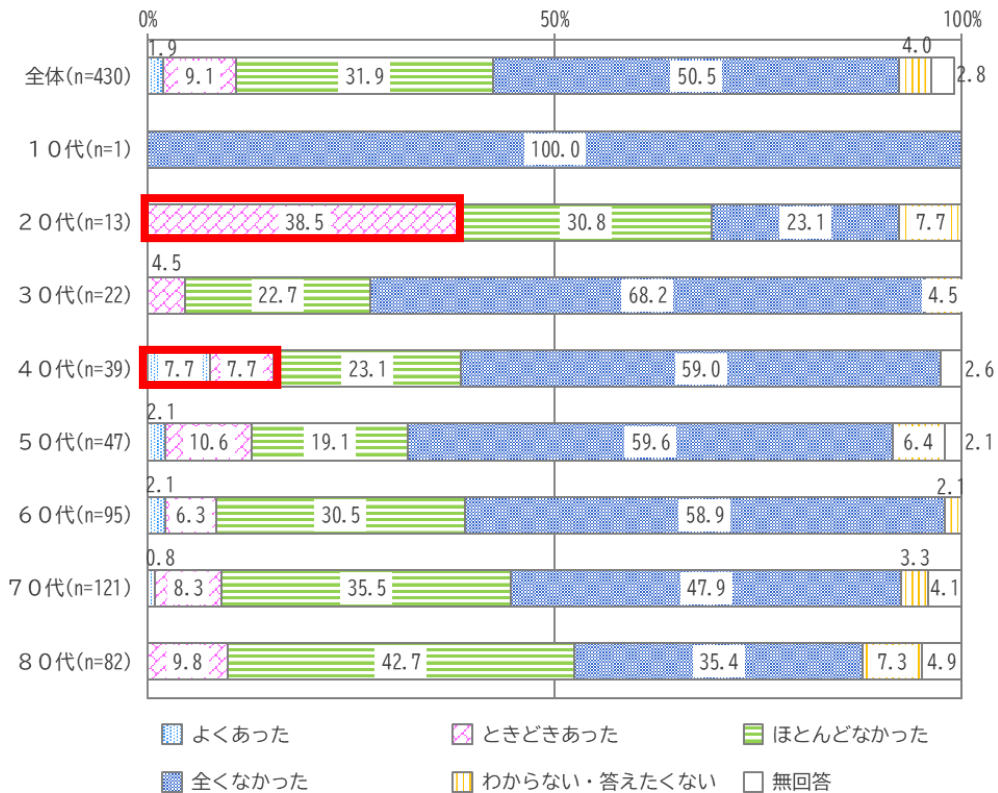
「問：現在の暮らし向きはどうか」への回答は、全体では、「たいへんゆとりがある」、「ややゆとりがある」、「普通」を合わせて73.4%となっています。全体をみると普通以上の暮らしだと思っている方が3/4を占めています。しかし、年代別にみると、20代で「やや苦しい」、「苦しい」を合わせると61.6%と高く、40代で38.4%となっており、これらの年代で暮らしが楽ではない状況がうかがえます。一方、60代は「たいへんゆとりがある」、「ややゆとりがある」、「普通」を合わせて83.3%であり、最も暮らしにゆとりがある年代となっています。

“問：過去1年間に必要とする食糧が買えなかったことがありますか”への回答で、「よくあった」「ときどきあった」を合わせた割合が、は、20代で38.5%、40代で15.4%、50代で12.7%と高くなっています。生活に困難を抱えることの大きな理由が“貧困”だと言われます。20代、40代、50代の家庭への注意が必要になっています。

■現在の暮らし向きはどうか 年代別クロス集計



■過去1年間に必要とする食糧が買えなかったことがありますか 年代別クロス集計

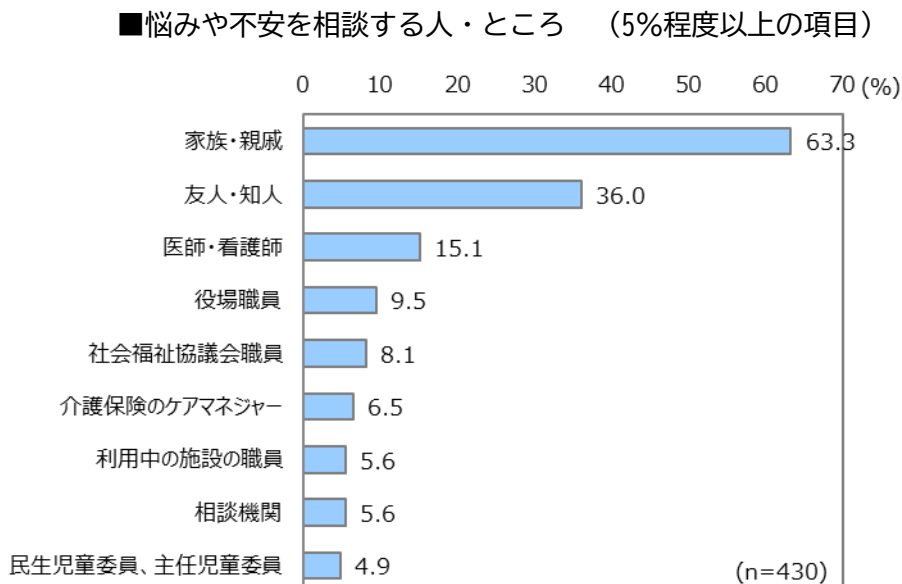
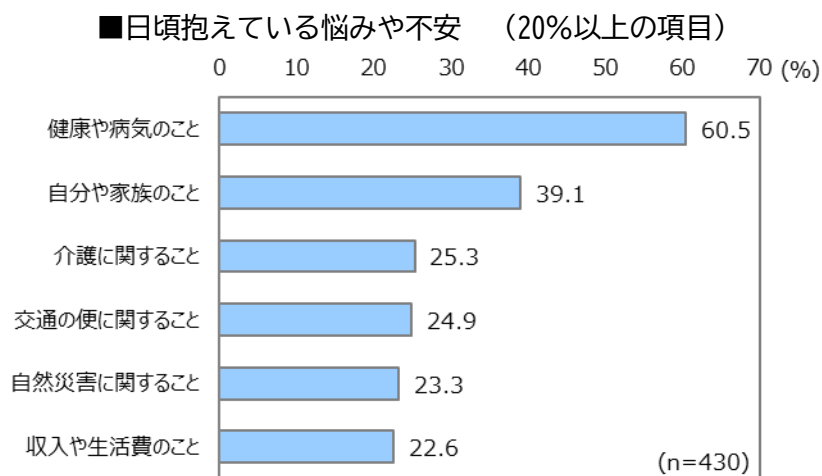


ウ. 日頃抱えている悩みや不安、相談先

日頃抱えている悩みや不安は、「健康や病気のこと」が60.5%で最も高く、次いで「自分や家族のこと」が39.1%となっています。「介護に関すること」、「交通の便に関すること」、「自然災害に関すること」、「収入や生活費のこと」が20%以上と高くなっています。

悩みや不安を相談する人・ところは、「家族・親戚」が63.3%で最も高く、次いで「友人・知人」が36.0%、「医師・看護師」が15.1%となっています。「役場職員」、「社会福祉協議会職員」が8~9%と比較的高くなっています。

悩みや不安は、自分や家族における、健康・病気・介護についてのことが大きくなっています。そして、身近な悩みは家族・親戚・友人・知人に相談し、健康や介護の専門的なことは医師・看護師・役場職員・社会福祉協議会職員・ケアマネジャーに相談していることが推察されます。

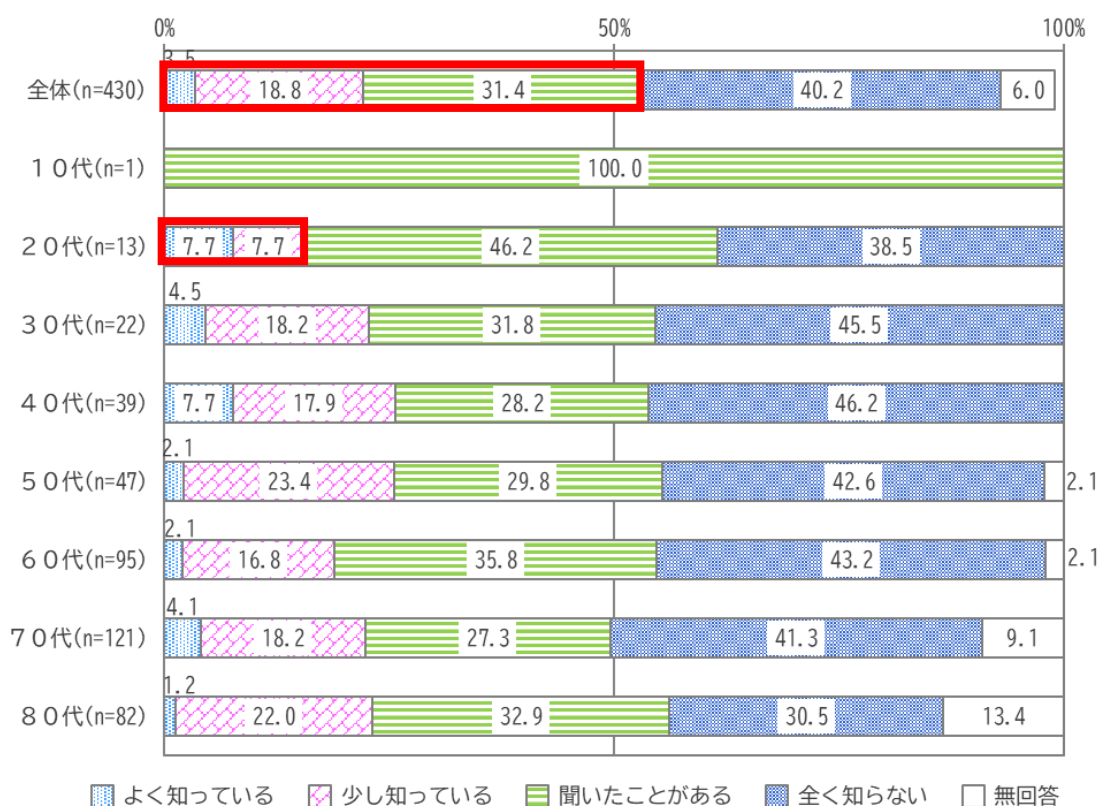


②地域共生社会について

ア. 地域共生社会の認知度

「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えてつながり、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指すものです。「地域共生社会」を知っているか」の問いに対して、全体では、「よく知っている」、「少し知っている」、「聞いたことがある」を合わせて53.7%で、半数以上の方が「地域共生社会」を認知しています。一方、「全く知らない」が40.2%となっています。年代別にみると、20代で「よく知っている」と「少し知っている」を合わせて15.4%であり、他の年代と比較して低くなっています。地域共生社会に対する若い世代への理解醸成が必要だと思われます。

■地域共生社会の認知度について 年代別クロス集計



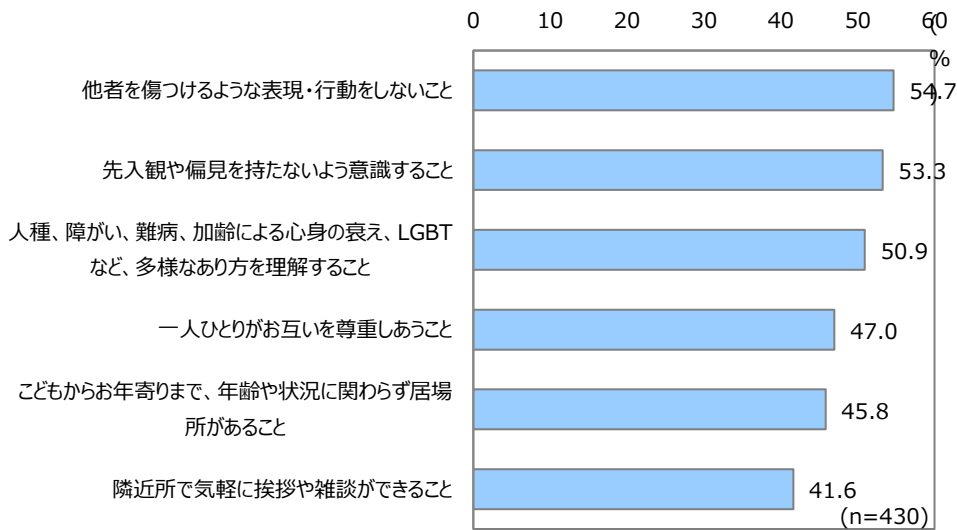
イ. 地域共生社会の実現に必要なこと

「共生社会」の実現のためには、“お互いの人格・個性・多様な生き方等を認める寛容な地域づくり”が一つの課題となります。

「多様性を尊重するために必要なことは何か」の問いに対し、「他者を傷つけるような表現・行動をしないこと」、「先入観や偏見を持たないよう意識すること」、「人種、障がい、難病、加齢による身の衰え、LGBT等多様なあり方を理解すること」が50%以上と高くなっています。次いで、「一人ひとりがお互いを尊重し合うこと」、「子どもからお年寄りまで、年齢や状況に関わらず居場所があること」、「隣近所で気軽に挨拶や雑談ができること」が40%台となっています。

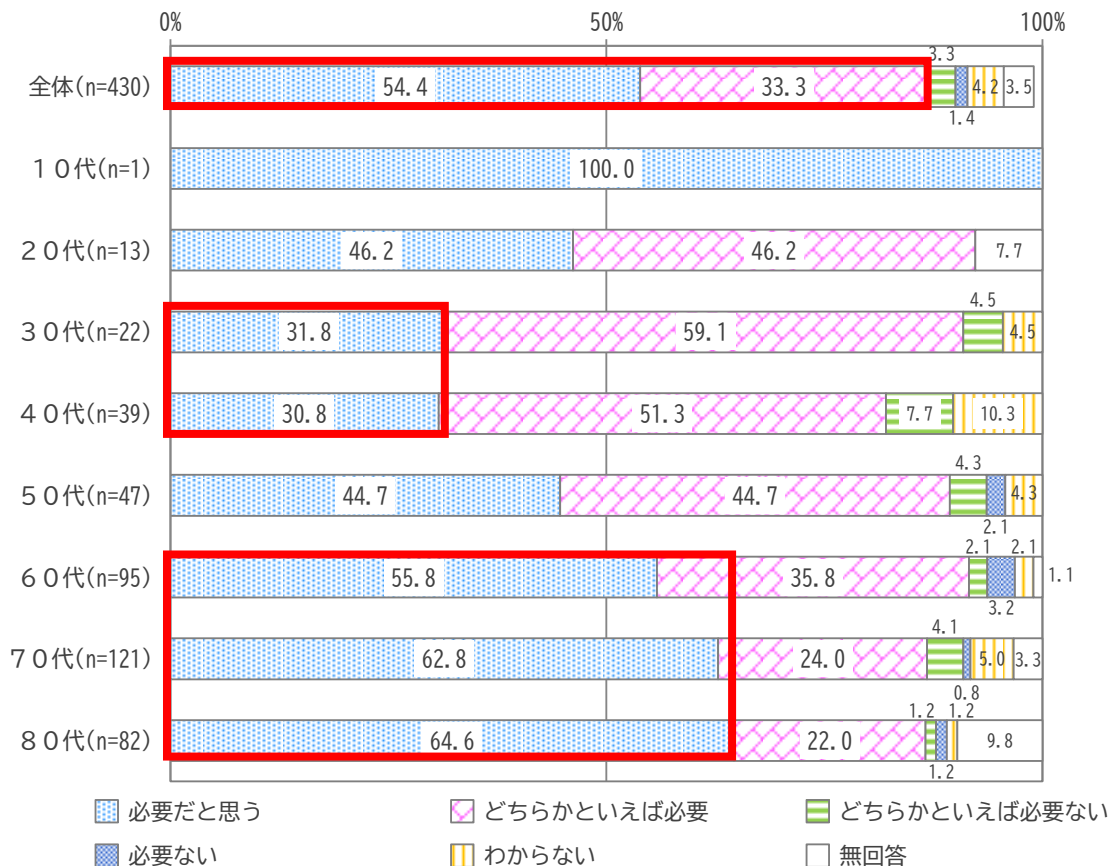
多様性を尊重するためには、人間には多様なあり方があることを理解し、お互いを尊重し合い、他者を傷つけないことが求められます。そのために、地域の老若男女が挨拶をしあい、雑談ができる居場所や環境をつくるのが大事だと思われます。

■多様性を尊重するために必要なこと (40%以上の項目)



「地域での助け合いが必要か」の問いに対して、全体では、「必要だと思う」、「どちらかといえば必要」を合わせて 87.7%で、地域での助け合いが必要とする人の割合は高くなっています。「どちらかといえば必要ない」、「必要ない」を合わせて 4.7%となっています。年代別にみると、「必要だと思う」は 60代以上で 55~65%と高く、30代、40代が 30%程度と低くなっています。

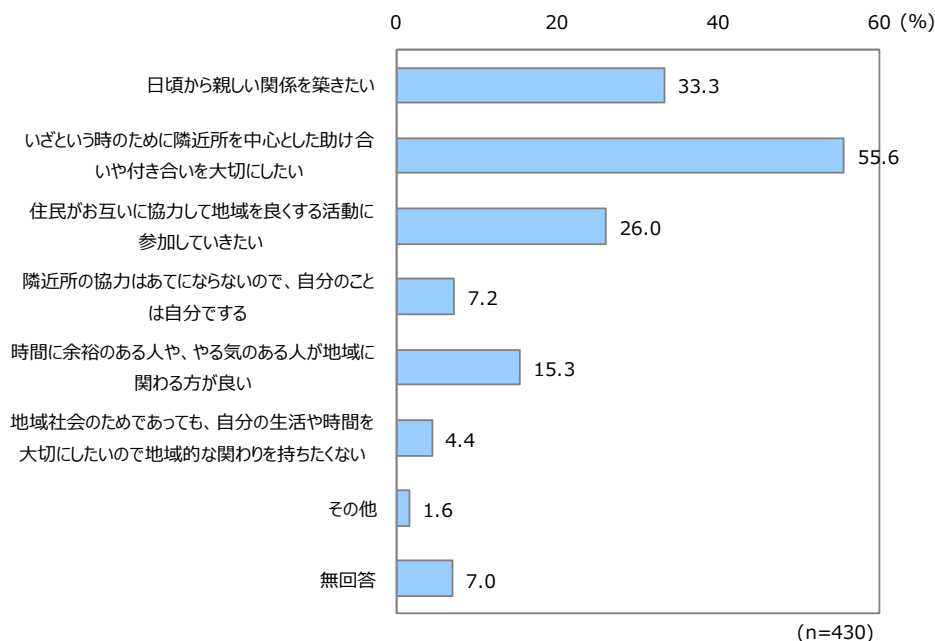
■地域での助け合いが必要か 年代別クロス集計



「近所付き合いでの関わりの持ち方」の問いに対して、「いざという時のために隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が55.6%と最も高くなっています。「地域社会のためであっても、自分の生活や時間を大切にしたいので地域的な関わりを持ちたくない」は4.4%と低くなっています。

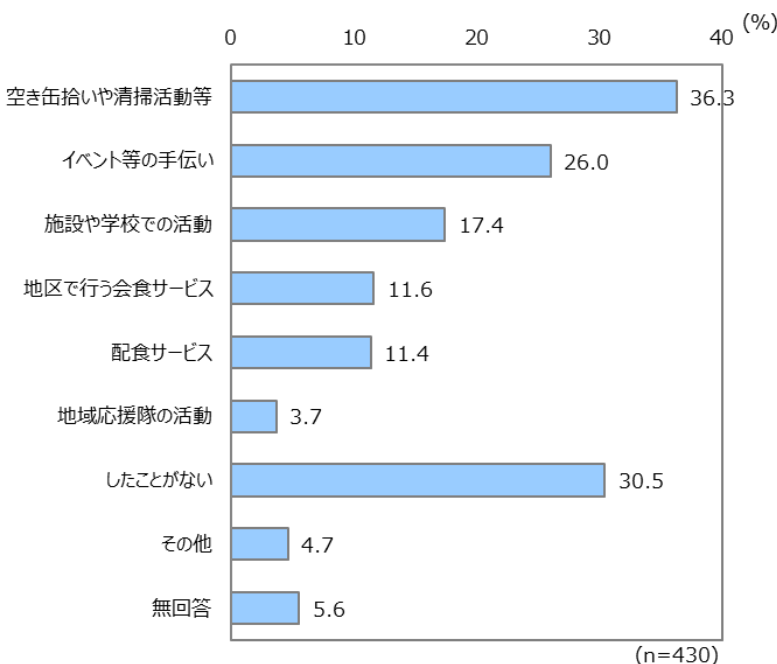
近所との付き合いを大切にするという意識は高いと推察されます。

■近所付き合いでの関わりの持ち方



「ボランティア活動をしたことがあるか」の問いに対して、「空き缶拾いや清掃活動等」が36.3%で最も高く、次いで「イベント等の手伝い」が26.0%、「施設や学校での活動」が17.4%となっています。一方で、「したことがない」も30.5%と高くなっており、ボランティア活動に参加する人とならない人に分かれている状況になっています。

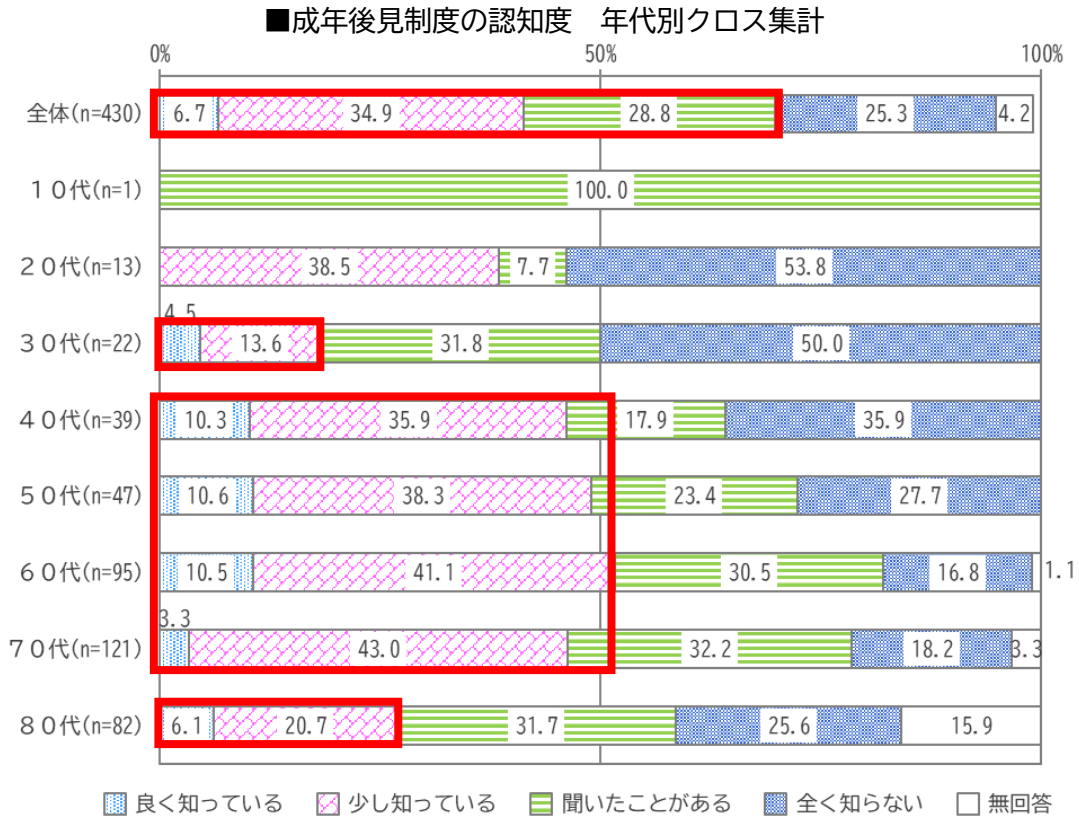
■ボランティア活動の参加経験



③成年後見について

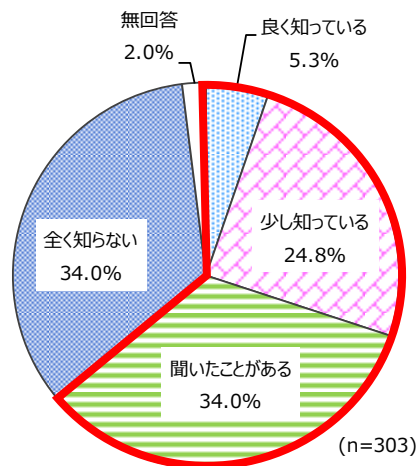
ア. 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、全体では、「良く知っている」、「少し知っている」、「聞いたことがある」を合わせて70.4%で、約3/4の人が「成年後見制度」を認知しています。一方、「全く知らない」が25.3%となっています。年代別にみると、30代で「よく知っている」と「少し知っている」を合わせて18.1%であり、他の年代と比較して低くなっており、40代から70代は、45~51%とほぼ同じ割合となっており80代は26.7%と低くなっています。



成年後見制度の3つの種類（補助、保佐、後見）の認知度は、全体では、「良く知っている」、「少し知っている」、「聞いたことがある」を合わせて64.1%となっています。「成年後見制度」の認知度（70.4%）よりやや低くなっています。一方、「全く知らない」が34.0%となっています。

■成年後見制度の3つの種類（補助、保佐、後見）の認知度

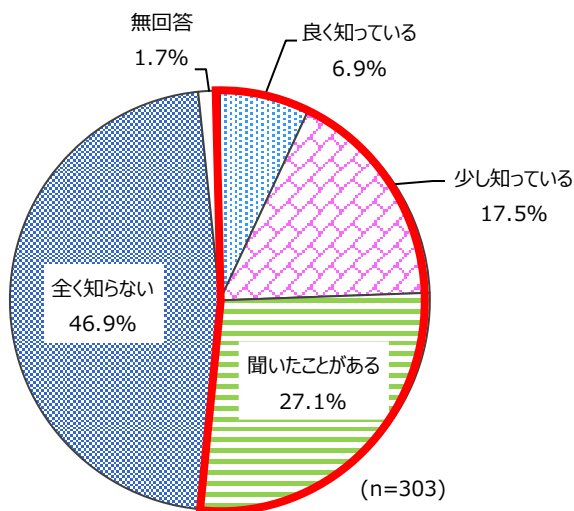


イ. 成年後見制度の利用

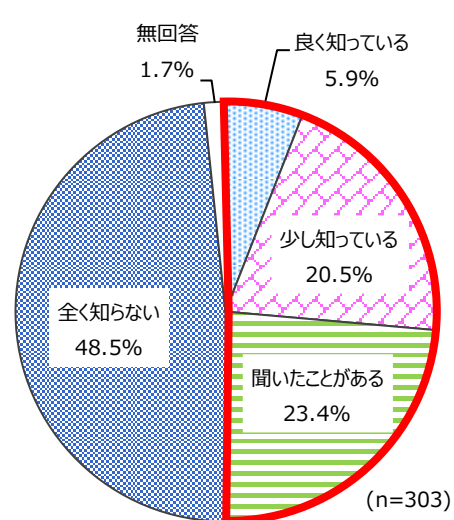
「成年後見制度を利用するためには本人の居住地を管轄する家庭裁判所への申立てが必要なことを知っていますか」の問いに対して、全体では、「良く知っている」、「少し知っている」、「聞いたことがある」を合わせて51.5%となっています。「成年後見制度」の認知度(70.4%)よりかなり低くなっています。一方、「全く知らない」が46.9%となっています。

「申立てできるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族、首長(町長)等であることを知っていますか。」の問いに対して、「良く知っている」、「少し知っている」、「聞いたことがある」を合わせて49.8%となり半数を割っています。「成年後見制度」の認知度(70.4%)よりかなり低くなっています。一方、「全く知らない」が48.5%となっています。

■成年後見制度利用の申立ての認知度

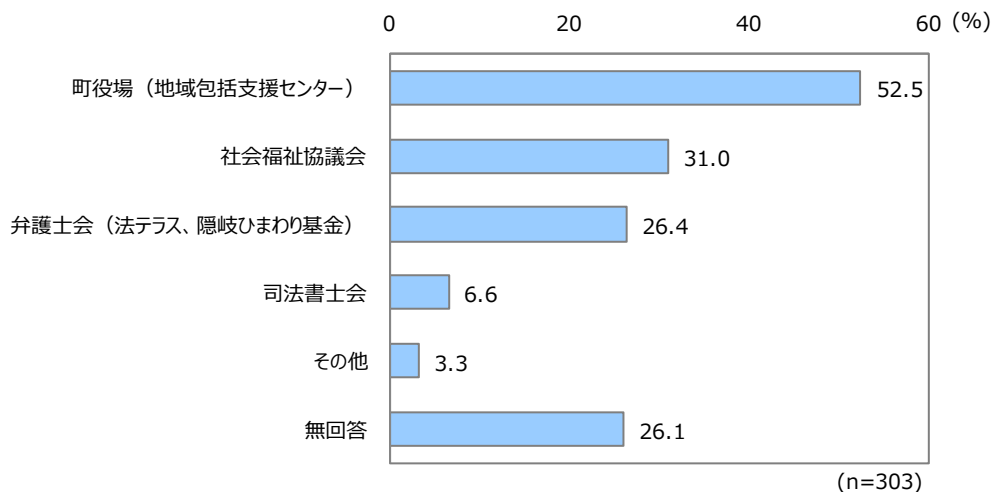


■申立て可能な人の認知度



「成年後見制度の相談窓口として知っている窓口はありますか」の問いに対して、「町役場(地域包括支援センター)」が52.5%と高くなっています。次いで「社会福祉協議会」が31.0%、「弁護士会(法テラス、隠岐ひまわり基金)」が26.4%となっています。「司法書士会」は6.6%と低くなっています。

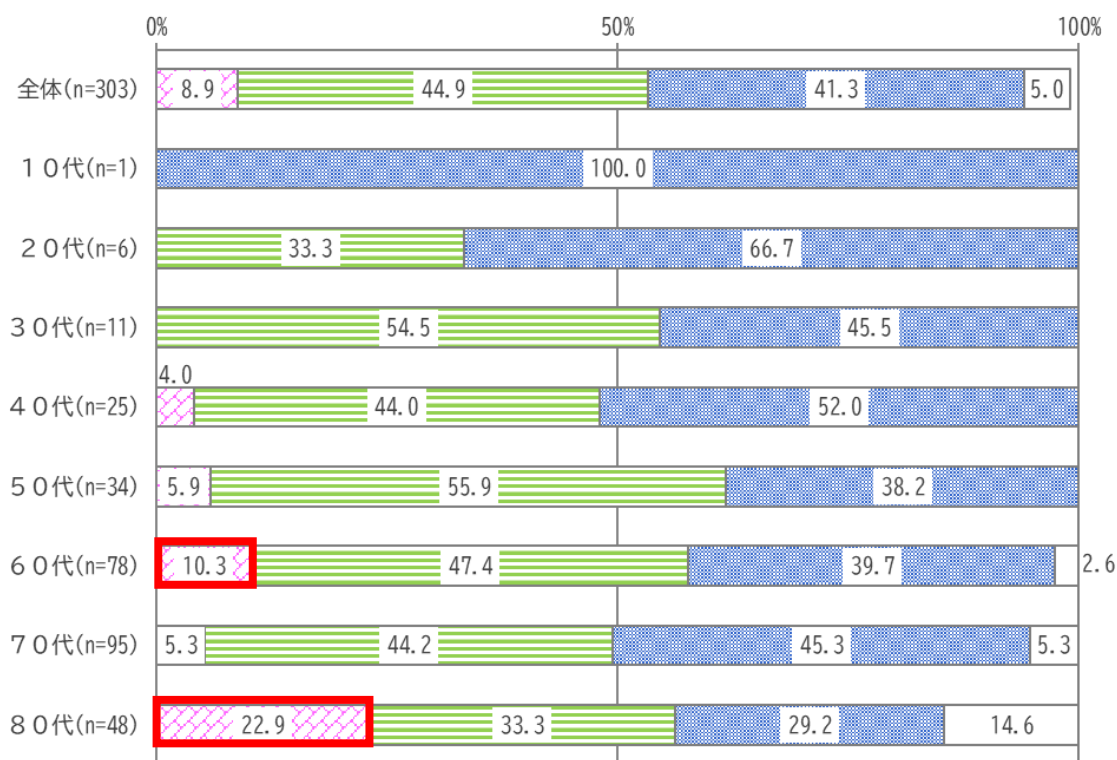
■成年後見制度の相談窓口として知っている窓口



「成年後見制度の利用を考えていますか」の問いに対して、全体では、「今後利用を考えている」が8.9%、「利用を考えていない」が44.9%、「わからない」が41.3%となっています。年代別にみると、80代で「今後利用を考えている」が22.9%と高くなっており、次いで60代が10.3%となっています。30代以下は利用を考えていない状況です。

利用を考えているのは、「自分自身」が55.6%と最も高く、次いで「4親等以内の親族」が29.6%、「配偶者」が11.1%となっています。

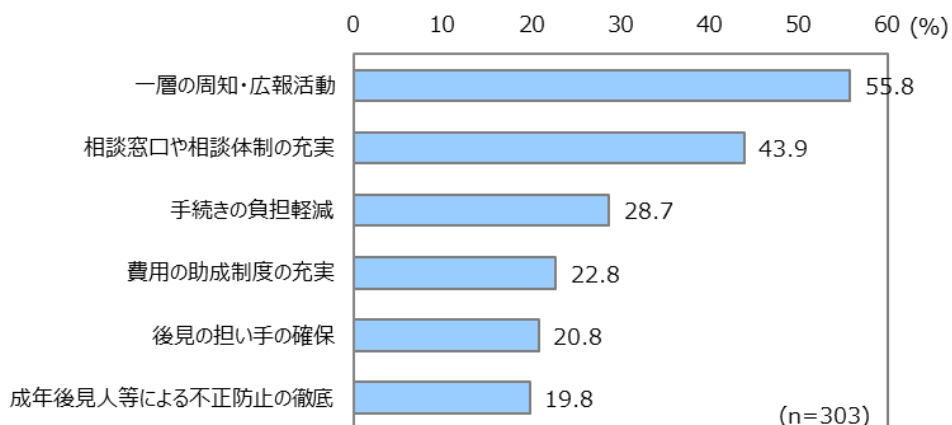
■成年後見制度の利用意向 年代別クロス集計



■ 今、利用を考えている ■ 今後、利用を考えている ■ 利用を考えていない ■ わからない □ 無回答

「成年後見制度の利用の促進を図るためには、どのようなことが必要か」の問いに対して、「一層の周知・広報活動」が55.8%と最も高く、次いで「相談窓口や相談体制の充実」が43.9%となっています。「手続きの負担軽減」、「費用の助成制度の充実」、「後見の担い手の確保」が20%以上の割合となっています。

■成年後見制度の利用促進に必要なこと (20%程度以上)



④食育について

ア. 食育の必要性

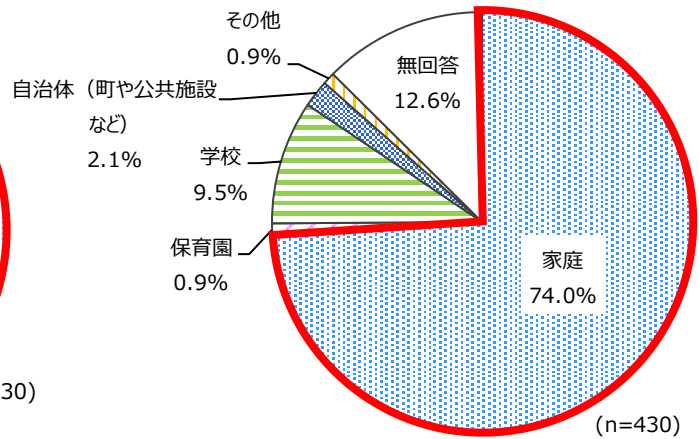
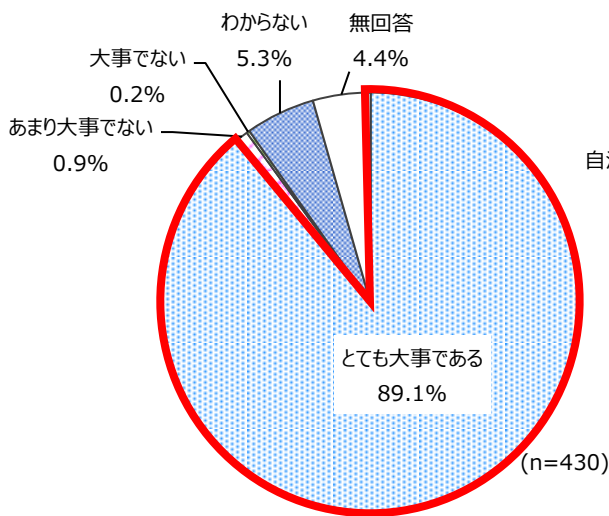
「こどもへの食育は大事だと思いますか。」の問いに対して、「とても大事である」が89.1%となっており、「あまり大事でない」、「大事でない」を合わせて1.1%となっています。「わからない」が5.3%となっています。

「食育は主にどのような場で行うものだと思いますか。」の問いに対して、「割合の高いものから、「家庭」74.0%、「学校」9.5%、「自治体（町や公共施設等）」2.1%、「保育園」0.9%となっています。

食育の重要さは多くの町民が認識されており、食育は主に家庭で行うものと考えられています。

■こどもへの食育は大事だと思うか

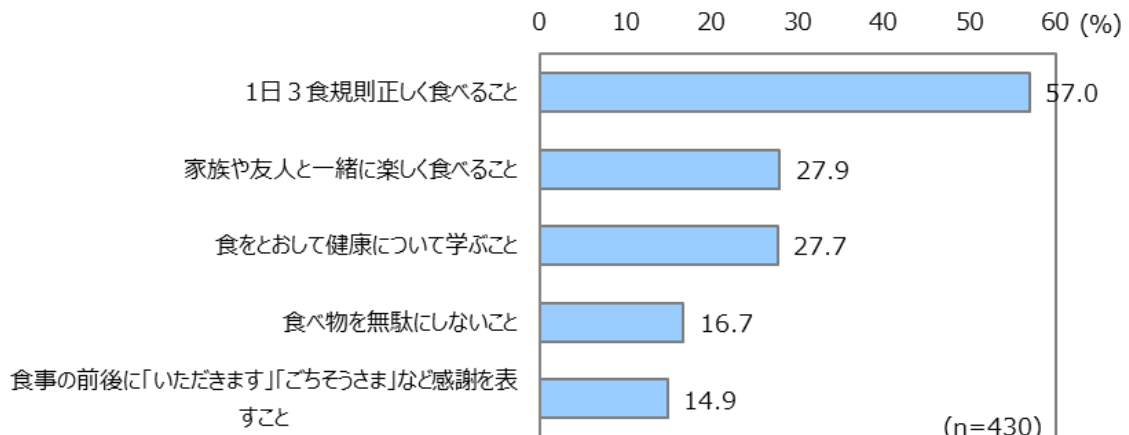
■食育を主に行う場



「こどもへの食育はどのようなことだと思いますか」の問いに対して、「1日3食規則正しく食べること」が57.0%と最も高く、次いで「家族や友人と一緒に楽しく食べること」が27.9%、「食を通して健康について学ぶこと」が27.7%となっています。「食べ物を無駄にしないこと」、「食事の前後に「いただきます」「ごちそうさま」等感謝を表すこと」が15%前後の割合となっています。

食育の場は家庭や学校であると認識されています。こどもへの食育は、家庭で行うべきことと、学校で行うべきことがあるという認識です。

■こどもへの食育はどのようなことか

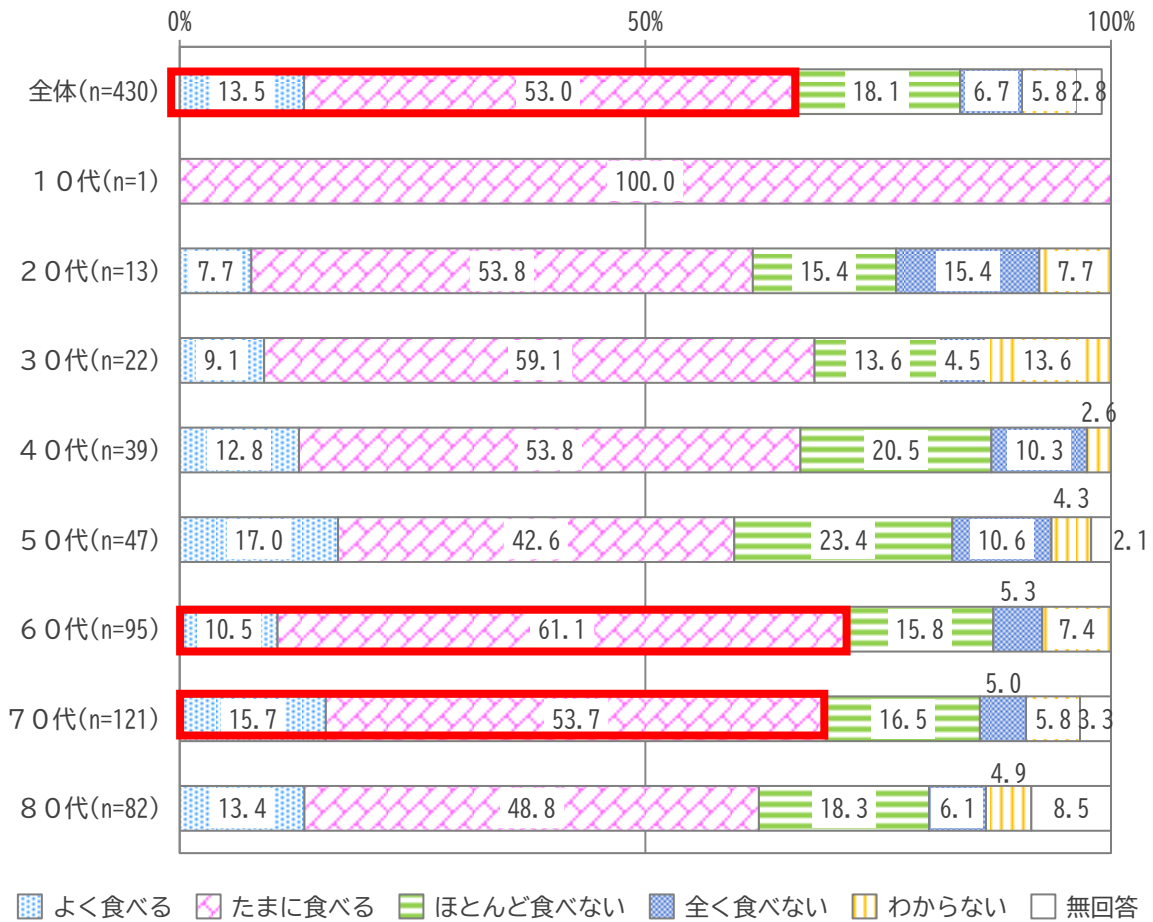


イ. 地域の伝承料理や行事食

「家庭で地域の伝承料理や行事食を食べることがありますか」の問いに対して、全体では、「よく食べる」、「たまに食べる」を合わせて66.5%で、「ほとんど食べない」、「全く食べない」を合わせた24.8%より、41.7%高い割合となっています。年代別にみると、「よく食べる」、「たまに食べる」を合わせた割合が高いのは、60代：71.6%、70代：69.4%となっています。

地域の伝承料理や行事食については、多くの町民が食べており、年代による差も大きくありません。今後も守っていくべきものと認識されていると思われます。

■家庭で地域の伝承料理や行事食を食べることがあるか 年代別クロス集計

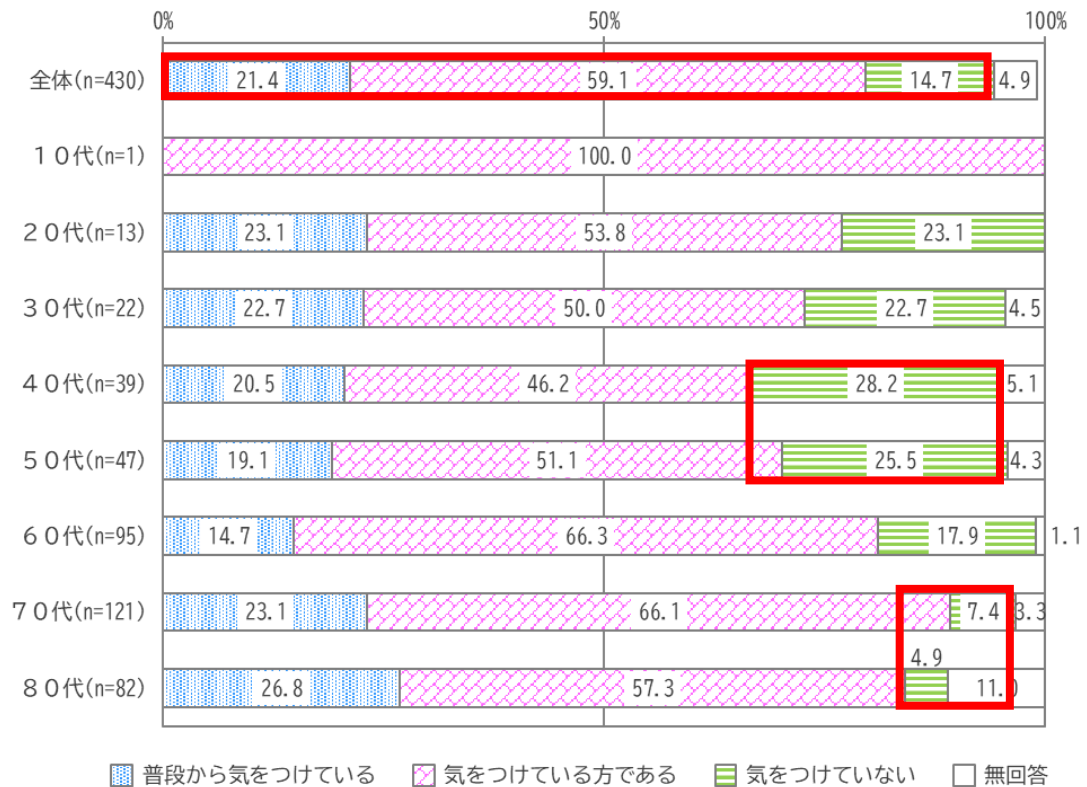


⑤健康について

ア. 健康への意識

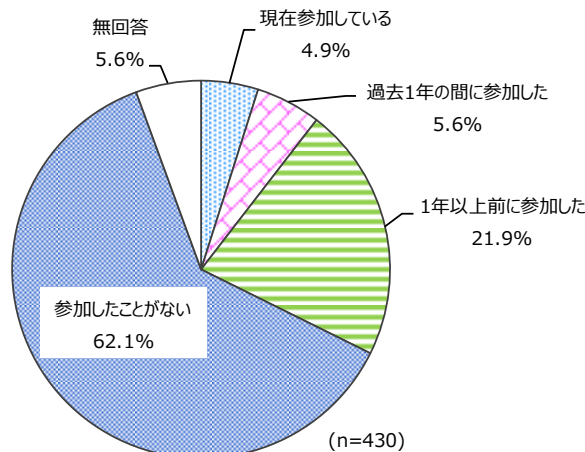
「普段から健康に気をつけていますか」の問いに対して、「普段から気をつけている」が21.4%、「気をつけている方である」が59.1%、「気をつけていない」が14.7%となっています。年代別にみると、「気をつけていない」の割合が高いのは、40代：28.2%、50代：25.5%となっています。「気をつけていない」の割合が低いのは、80代：4.9%、70代：7.4%となっています。

■普段から健康に気をつけているか 年代別クロス集計



「地域、職場、学校等で健康あるいは栄養に関する学習や活動に参加したことがありますか」の問いに対して、「参加したことがない」が62.1%と高く、「一度でも参加したことがある人」は32.4%となっています。「現在参加している」人は4.9%と低い割合になっています。

■地域、職場、学校等で健康あるいは栄養に関する学習や活動に参加した経験

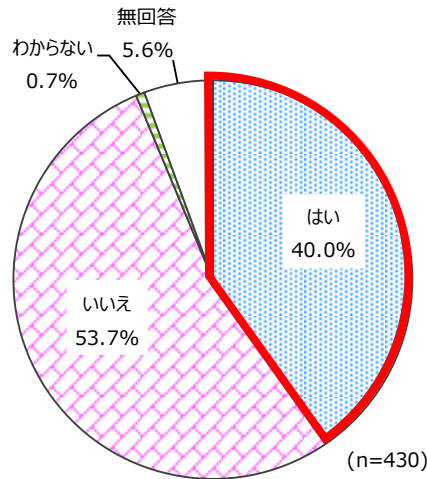


イ. 歯の健康

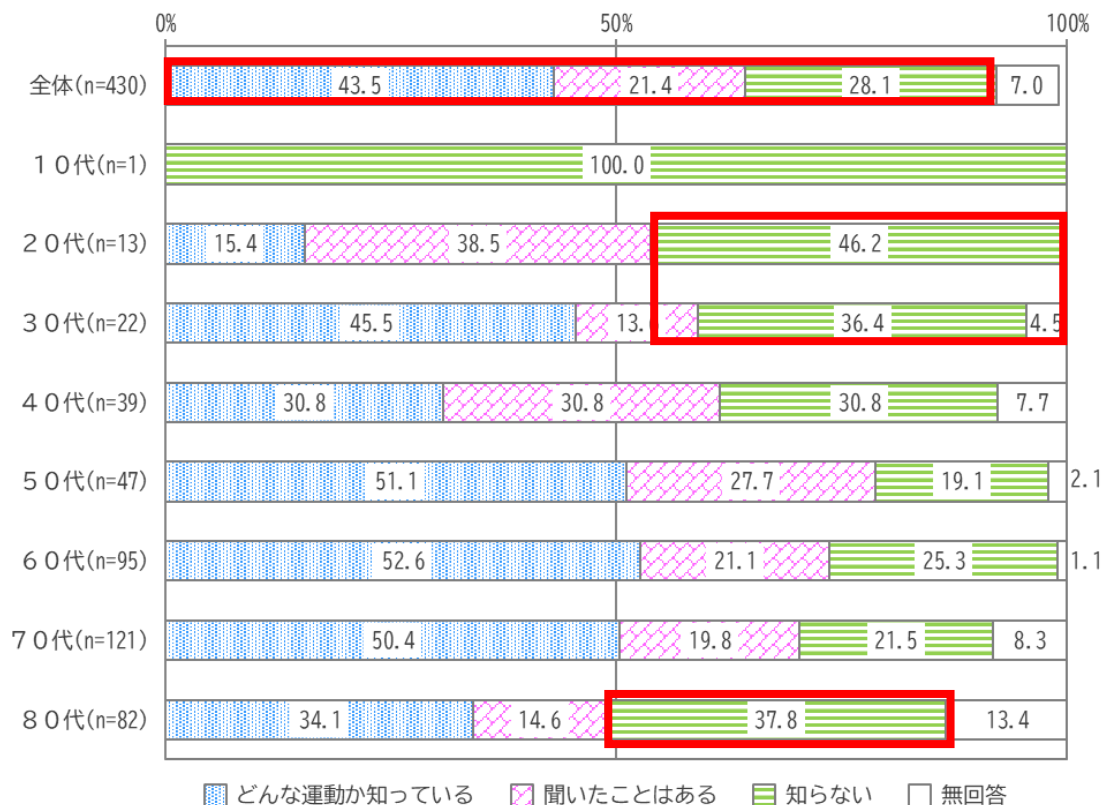
「定期的に（1年に1回以上）歯科医院へ行って管理していますか」の問いに対して、「はい」が40.0%、「いいえ」が53.7%、「わからない」が0.7%となっています。

「『8020運動』を知っていますか」の問いに対して、「どんな運動か知っている」と「聞いたことはある」を合わせて64.9%となり、「知らない」は28.1%となっています。年代別にみると、「知らない」の割合が大きいのは、20代：46.2%、80代：37.8%、30代：36.4%となっており、若い世代と80代の高齢者の認知度が低い状況です。

■定期的に（1年に1回以上）歯科医院へ行って管理しているか



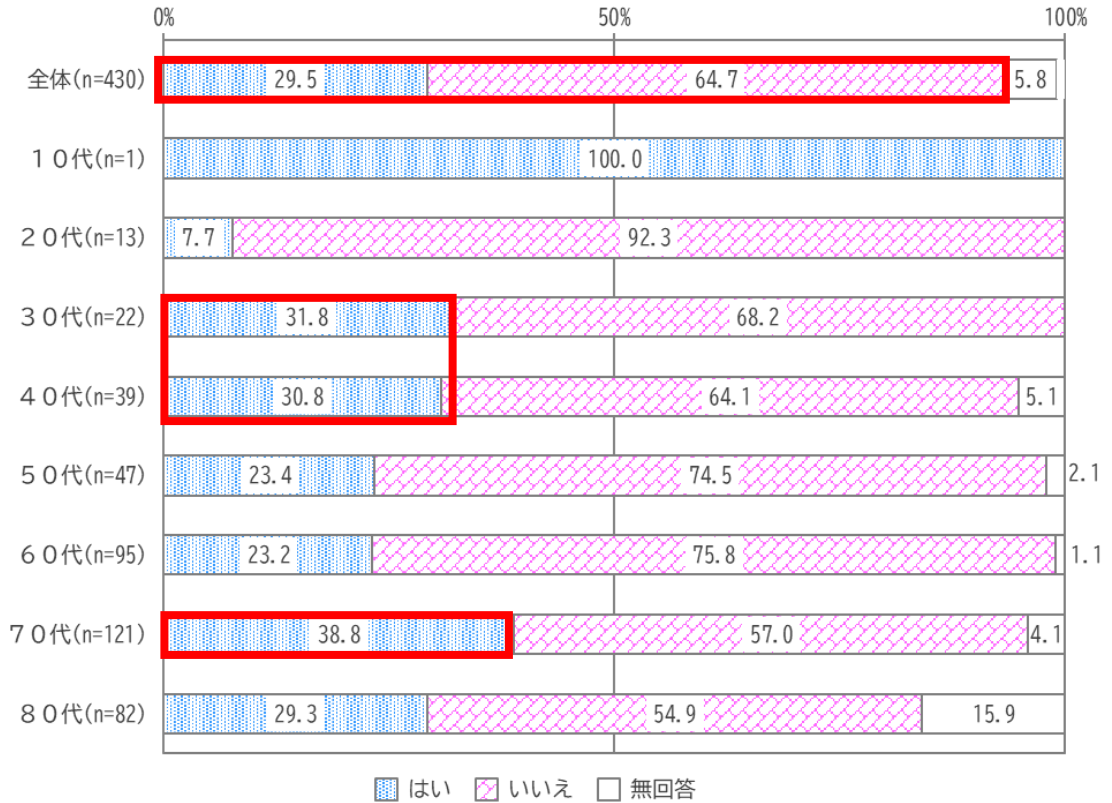
■「8020運動」の認知度 年代別クロス集計



ウ. 運動の取り組み

「1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施していますか」の問いに対して、「はい」が29.5%、「いいえ」が64.7%となっています。年代別にみると、軽く汗をかく運動をしている割合の高い順に、70代：38.8%、30代：31.8%、40代：30.8%となっています。

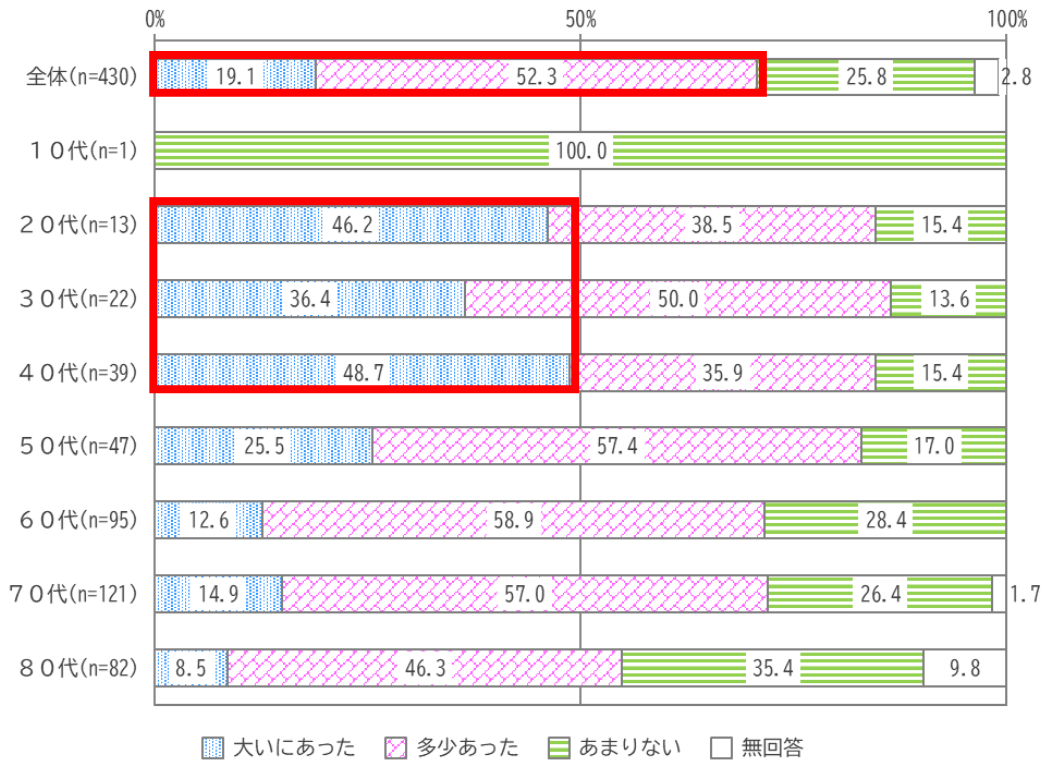
■1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施しているか 年代別クロス集計



エ. ストレスについて

「この1か月間に、ストレスを感じたことがありますか」の問いに対して、「大いにあった」、「多少あった」を合わせて71.4%で、「あまりない」の25.8%と比べると45.6ポイント高くなっています。年代別にみると、「大いにあった」が40代で48.7%、20代で46.2%と高く、次いで30代が36.4%となっています。60代以上では15%未満となっており、ストレスが小さい状況になっています。

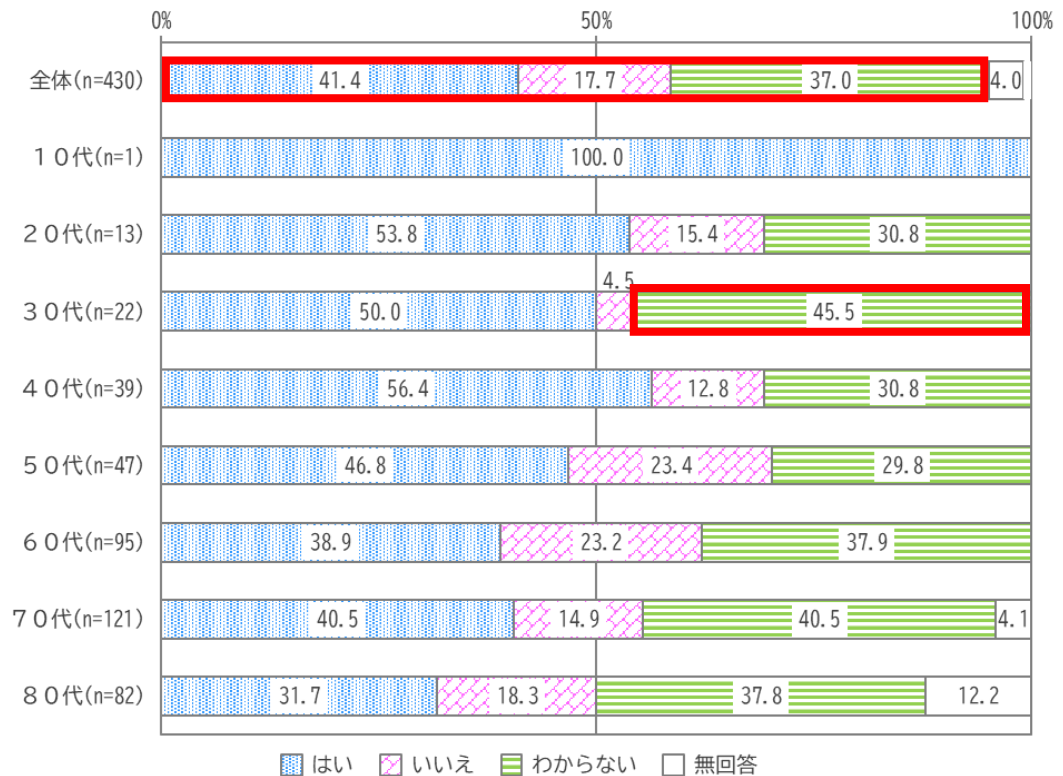
■この1か月間に、ストレスを感じたことがあるか 年代別クロス集計



エ. 人生の生きがいについて

「これからの人生に生きがいを感じますか」の問いに対して、「はい」が41.4%、「いいえ」が17.7%、「わからない」が37.0%となっています。年代別にみると、10代から40代は「はい」が50%以上となっています。50代以上では、47%から32%へと次第に低くなっています。「いいえ」の割合が低いのは、30代の4.5%となっています。

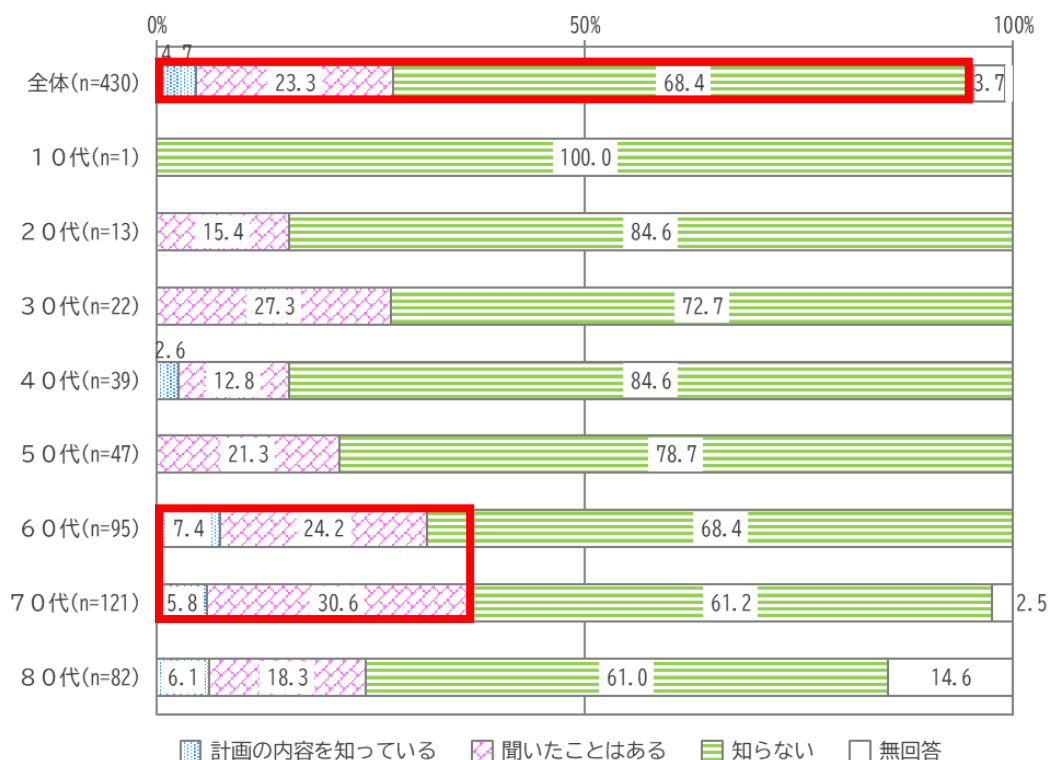
■これからの人生に生きがいを感じますか。 年代別クロス集計



オ. 健康にしのみ 21 推進計画について

『健康にしのみ 21 推進計画』を知っていますか」の問いに対して、「計画の内容を知っている」と「聞いたことはある」を合わせて 28.0%となり、「知らない」は 68.4%となっています。年代別にみると、「知らない」の割合が大きいのは、10代：100%、20代：84.6%、40代：84.6%となっています。60代、70代は、「計画の内容を知っている」と「聞いたことはある」を合わせて 31~36%と高くなっています。

■ 「健康にしのみ 21 推進計画」の認知度 年代別クロス集計



3 関係団体ヒアリング調査結果

(1) 調査の概要

■調査の目的

本計画を具体的に実行していくためには、関係団体の協力が不可欠です。困難な事情を抱える対象者を支援する際には、対象者の状況等に対応した支援者が集まり、チームを組んで対応することが求められます。

それぞれの関係団体から、専門職の方が集まり具体的な支援を行うことになるため、ヒアリング調査では、対象者ごとに関係団体（専門職）がどのような役割を果たすのかを明らかにすることを目的としました。

■調査実施方法

ヒアリング調査は、下記の通り実施しました。

1. 調査実施日 2024年9月3日（火）13時～15時
2. 関係団体 隠岐島前病院 院長 黒谷一志
（参加者） 西ノ島町社会福祉協議会 事務局長 平木みゆき
特別養護老人ホーム和光苑 苑長 尾崎正行
シオンの園 ございな 施設長 小松弘憲
西ノ島町民生児童委員協議会 会長 奥田実
養護老人ホームみゆき荘 所長 道下和義
隠岐保護司会 保護司 熊澤浩隆
法テラス 弁護士 宮田尚典
隠岐ひまわり基金法律事務所 弁護士 小林竜也

3. 関係団体の役割の整理

ヒアリング結果を踏まえて関係団体の役割を整理しました。

■ヒアリング調査結果からみる考察

- 本町における福祉施策は、主に健康福祉課と社会福祉協議会を中心に実施、展開されています。したがって、この2つの機関を起点とした関係機関の連携の枠組みを構築することが望ましいと考えられます。
- また、この2つの機関を起点に、各機関が相互連携のうえ支援提供を行っている事例もことから、チームによる支援の基盤がすでに構築されている状況です。
- 生きづらさを抱える人の属性が多様化するなか、今後の複合的な福祉ニーズを想定し、これまでの基盤を活かしながら、更に広範な機関が連携し、適切な支援提供が行える体制を整えておく必要があります。

西ノ島町機関別役割割表（１）

※ ○は支援の中核を担う機関

領域	支援機関／支援を必要とする人 ※9月3日ヒアリング出席機関を赤で表示		高齢者福祉	障がい福祉		成年後見制度	子どもの貧困対策			
	機関	西ノ島における個別機関名	・介護を必要とする人 ・生活支援を必要とする人	・知的障がい者 ・身体障がい者 ・精神障がい者	・障がい児	・認知症 ・知的障がい者 ・精神障がい者	・ヤングケアラー ・きょうだい児	・虐待	・不登校 ・ひきこもり	
福祉	社会福祉協議会	西ノ島町社会福祉協議会	・介護サービス（訪問介護、居宅介護※ケアマネ派遣含む） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・ヘルパーほっとサービス ・地域応援隊（ボランティアが行う生活支援の有償サービス） ・居場所づくり（日向喫茶）	・居宅介護	・居宅介護	※日常生活自立支援事業で支援した方が移行する場合あり ※その場合法律事務所と連携	・こども食堂等			
	地域包括支援センター	地域包括支援センター ※西ノ島町役場直営	・介護予防ケアマネジメント業務 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援	※要支援者が高齢者の場合、左記の支援を行う						
	介護サービス事業所	特別養護老人ホーム和光苑	・介護サービス ・特別養護老人ホーム	・短期入所						
		養護老人ホームみゆき荘	・通所サービス ・短期入所	・通所介護 ・短期入所	・デイサービス					
		シオンの園ございな（デイサービスセンター）	・要介護者要支援者デイサービス ・要支援者、軽度の方デイサービス							
	障害福祉サービス事業所	ございな	・通所サービス	・日中B型就労支援 ・生活介護 ・グループホーム ・相談支援 ・地域活動支援（居場所づくり）	・相談支援					
保育園	西ノ島町立 みた保育園			・入所受入 ・情報提供			・情報提供			
認定こども園	シオンこどもえん			・入所受入 ・情報提供						
医療	医療団体	隠岐島前病院	・意見書 ・訪問看護、訪問リハビリ・訪問薬剤 ・通所リハビリ ・発見時各機関への情報提供 ※高齢者・こども・そのほか							
	歯科医	西ノ島歯科								
地域	民生委員・児童委員	西ノ島町民生児童委員協議会	・見守り等（訪問含む）							
	自治会		・見守り等							
行政	西ノ島町役場	健康福祉課 ※関係機関への連絡	・要介護認定 ・虐待通報窓口	・相談窓口	・相談窓口	・相談窓口、首長申し立て、成年後見制度利用支援事業	・相談窓口	・相談窓口	・相談窓口	
		町民課				※法的解釈が求められる場合、弁護士に助言を求める				
		環境整備課								
	島根県	児童相談所隠岐相談室			○検査、手当			○		
隠岐保健所			・相談窓口							
学校	教育委員会	西ノ島町教育委員会教育課					○	○	○	
	学校	西ノ島小中学校			・受入 ・情報提供					
職域	事業所（勤務先）									
	ハローワーク	ハローワーク※隠岐の島から出張								
士業	弁護士会	法テラス、隠岐ひまわり基金法律事務所 ※相談窓口として機能				※役場と連携 ・高齢者、障がい者 金銭管理支援		・保護命令の申立て		
その他	警察	警察						○		
	保護司会	隠岐保護司会 ※防犯メイン ※対象者の属性に応じて								
	金融機関					・財産管理				

西ノ島町機関別役割割表（２） ※ ○は支援の中核を担う機関

領域	支援機関／支援を必要とする人 ※9月3日ヒアリング出席機関を赤で表示		困難女性支援			再犯防止対策	自死対策							
	機関	西ノ島における個別機関名	・配偶者からのDV被害者 ・性被害者 ・貸付	・保護観察対象者	・ひとり親	・保護観察対象者	・多重債務者 ・貸付	・うつ、精神疾患	・ひきこもり	・妊産婦（産後うつ等） ・子育てサロン	・ひとり親家庭 ・貸付	・性的マイノリティ	・虐待、DV、性犯罪被害者	
福祉	社会福祉協議会	西ノ島町社会福祉協議会												
	地域包括支援センター	地域包括支援センター ※西ノ島町役場直営												
	介護サービス事業所	特別養護老人ホーム和光苑												・特例入所
		養護老人ホームみゆき荘 シオンの園ごさいな (デイサービスセンター)												
	障害福祉サービス事業所	ごさいな												
	保育園	西ノ島町立 みた保育園												
認定こども園	シオンこどもえん													
医療	医療団体	隠岐島前病院												
	歯科医	西ノ島歯科												
地域	民生委員・児童委員 自治会	西ノ島町民生児童委員協議会												
行政	西ノ島町役場	健康福祉課 ※関係機関への連絡	・相談窓口	・相談窓口	・相談窓口	※直接は相談しない	・相談窓口	・相談窓口	・相談窓口、個別訪問	・相談窓口		・相談窓口		
		町民課	・支援措置の案内		・離婚届出時パンフを交付		・相談窓口案内					・相談窓口案内		
		環境整備課	・相談窓口（住宅関係）		・相談窓口（住宅関係）						・相談窓口（住宅関係）		・相談窓口（住宅関係）	
	島根県	児童相談所隠岐相談室												○
隠岐保健所							・相談窓口	・相談窓口						
学校	教育委員会	西ノ島町教育委員会教育課			○					○	○			
	学校	西ノ島小中学校			○					○				
職域	事業所（勤務先） ハローワーク	ハローワーク※隠岐の島から出張												
士業	弁護士会	法テラス、隠岐ひまわり基金法律事務所 ※相談窓口として機能					・債務整理 生活保護 申請の支援						・保護命令の申し立て	
その他	警察	警察	○			○							○	
	保護司会	隠岐保護司会 ※防犯メイン ※対象者の属性に応じて			・保護観察対象者には直接の関わり									
	金融機関													

4 前計画の検証

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、5つの施策と22の取り組み・事業を設定して進めています。各取り組み・事業に対する評価及び評価の理由を下表にまとめました。

評価の基準について、「◎」は取り組み・事業を十分実施できた、「○」はおおむね実施できた、「△」は実施したが不十分な点があった、「×」は実施できなかったとしました。

施策	取り組み・事業	評価	評価の理由（実施状況・課題）	今後の方針
1 高齢者福祉	(1) 介護サービスの充実	○	介護サービスの充実とは、単にサービスの「数」ではなく、サービスの「質」「支援体制」「個別性」が調和している状態を指します。また、利用者及びその家族が安心して自分らしい生活を送れること、地域住民が支え合える体制（互助）や介護保険外のサービスが提供されている状態を指します。そのために、月2回の地域ケア会議、地域ケア個別会議や、必要に応じて担当者会議等を開催し、利用者からみて一体的なケアが提供される体制の構築をしています。また、社会福祉協議会を中心とした互助の発信、地域包括支援センターや島前病院のリハビリ専門職が中心となり介護予防と自立支援の取り組みを行ってきました。引き続き行政、医療、介護（福祉）の連携を充実させていきます。	継続
	(2) 福祉職員の確保	○	①福祉職員職場体験等旅費支援事業補助金 →交通費及び宿泊費の補助額を増額しました。 ②福祉職員等確保対策給付金については、資格項目を見直し追加しました。 ③西ノ島町奨学資金の貸与 ④西ノ島町福祉介護人材確保・定着促進事業費補助金について、U・Iターンフェアや職員のスキルアップ研修部分の3/4を補助しました。	継続
	(3) 生活支援サービスの整備	○	生活支援体制整備事業を活用し、町民向けに地域助け合い講演会や専門職、ボランティア向けの研修会を実施しました。地域応援隊の協力員を呼び込むきっかけとなりました。	継続
	(4) 介護予防の推進	○	高齢者クラブへの補助、会食交流会への委託、地域サロンの提供、住民主体の通いの場への支援等を実施しました。	継続
	(5) 医療・介護連携・認知症施策の推進	◎	地域ケア会議、地域ケア個別会議（ケース検討会）、担当者会等定期開催をしつつ、困難事例等必要に応じて多職種で連携し、個別ケース対応をしています。	継続

	(6) 高齢者の住まいの整備	△	令和3年に町、町内の高齢者福祉事業所及び有識者等と交えて検討しましたが、施設以外の新たな高齢者の住まいについての構想は確立できていません。引き続き高齢者の住まいの整備について検討しています。	継続
2 子育て支援	(1) 子どもを共に育てる制度の充実	○	子育て世帯に対して町内で就労体験等する場合も子どもを預かれるよう臨機応変に対応しています。保育料もU・Iターン者用に保育料軽減を行っています。土曜保育を実施しています。	継続
	(2) 子どもの遊び場整備	○	公園の整備を定期的に行い、環境の維持ができました。	継続
	(3) 子育て家庭への経済的支援	○	町外通院助成を実施しました。また医療費の無償化等他市町村と変わらない助成を行いました。	継続
	(4) 子育て相談体制の充実	◎	子育て包括支援センターの設置をしました。母子担当の保健師や病院、子育て支援センター等と連携し相談体制を充実させています。	発展
3 障がい福祉	(1) 福祉サービスの利用の推進と充実	○	各専門機関と連携しながら協議の場を設け、町で利用者が生活できるよう支援しました。	継続
	(2) 生活環境の整備	○	現状要望がありませんが、相談や要望があれば検討や対応をします。	継続
	(3) 相談支援の充実	○	障がい者相談員の他、相談があった際は対応しました。	継続
	(4) 理解・啓発活動の推進	○	障がい者週間に合わせて広報を実施しました。	継続
	(5) 災害への備えと支援活動の推進	○	総務課、社会福祉協議会と連携し、個別避難計画を作成しました。	継続
	(6) 障がい児支援	○	各専門機関と連携しながら協議の場を設け、町で利用者が生活できるよう支援しました。	継続
4 生活困窮者に対する自立支援	(1) 生活困窮者に対する相談支援体制の充実	○	生活困窮者の相談等に対応し、生活保護の受給につなげました。	継続
5 健康づくりの推進	(1) 将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進	△	地域に出かけてのクッキングや啓発活動は行っていますが、結果が見えていないところがあります。	継続
	(2) 働き盛りの青壮年期の健康づくりの推進	△	事業所健診で健康相談や歯科健診等を行っていますが、青壮年期に関わる機会が少ないです。	継続
	(3) 高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいづくり	○	介護予防事業については、地域住民主体のまめな体操の普及啓発ができ町内での実施数も増えています。	継続
	(4) 疾病の早期発見、合併症・重症化の予防	○	特定健診・がん検診等は受診率を向上させることは難しい状況です。離島で健診（検診）の機会がないなかでより受診しやすい環境の整備には努めています。	継続

	(5) 多様な実施主体による連携のとれた効果的な取り組みの推進	○	健康づくり推進協議会の各部会と通して関係機関との連携はできているように感じます。	継続
--	---------------------------------	---	--	----

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、10の施策と22の取り組み・事業を設定して進めています。各取り組み・事業に対する評価及び評価の理由を下表にまとめました。

施策	取り組み・事業	評価	評価の理由（実施状況・課題）	今後の方針
1 ボランティアの育成と充実	(1) ふれあいセンター事業の充実	○	ニーズ調査を行い会員の募集や料金の見直しを行いました。協力会員の集いで、実施状況の説明や情報交換を行っています。活動実績は少しずつ増えてきていますが（2023年：21件）、主に草抜きへの依頼が多く、協力会員とのマッチングが難しいです。	継続
	(2) 各種団体のネットワーク化	○	団体の連絡会は行っていないが、地区会食交流会グループの連絡会にはSCが参加しています。社協や本郷の事業に各種団体に参加してもらい交流を図っています。	継続
	(3) 研修会の開催	○	社会参加活動普及啓発活動として研修会を開催しています。	継続
2 生きがいづくり	(1) ボランティア活動の支援	◎	共同募金の助成金を活用した団体や、高齢者クラブ、会食グループ等の活動支援を行っています。共同募金助成団体の募集をするなかで新規に立ち上がる団体も増えています。	継続
	(2) ふれあいまつりの開催	◎	計画段階から運営委員に関わってもらい隔年で実施しています。高校生がボランティアで参加したり、参加団体に準備や後片付けを協力してもらう等、住民参画を意識して行っています。各団体のPRや活動発表の場になってはいますが、参加団体相互の交流の場までにはなっていません。	継続
3 住民参加を促す活動の推進	(1) 広報活動	○	社協だより、ホームページ、西ノ島チャンネル、SNS等で行っています。広報活動が住民の目に留まっているのか、分かりやすい（伝わる）内容だったか検討する必要があります。社協だより発行のタイミングで広報出来ない事があります。	継続
	(2) 相談・情報提供	○	2023年相談件数：27件 （うち活動18件、相談のみ9件）	継続
4 地域の実情にあった福祉活動の推進	(1) 地区ごとの活動の推進	○	共同募金の助成金を活用し、地域住民が主体となって課題解決に向けて取り組む活動を支援しています。	継続
	(2) 活動の支援	○	地区の課題や資源について聞き取りを行い資源マップや地域活動表を作りました。	継続

	(3) 見守り体制の確立	○	連携はできています。避難行動要支援者名簿は作成しましたが活かされていません。実際の災害を想定した訓練が必要です。	継続
5 在宅福祉サービスの充実	(1) 介護保険事業	◎	それぞれのニーズに応じた対応ができるようにしています。	継続
	(2) 人材確保	◎	処遇改善加算Ⅰの取得に合わせ職場環境の改善、処遇改善に取り組んでいます。	継続
	(3) 資質の向上	◎	福祉介護人材確保・定着促進事業を活用し、資格取得やキャリアアップのための研修受講に積極的に取り組んでいます。	継続
	(4) 関係機関との連携強化	◎	関係機関と連携が取れています。	継続
	(5) 認知症高齢者の支援	◎	多職種と連携しながら個々に合わせた対応を行っています。	継続
6 生活支援サービスの充実	(1) 生活支援サービスの充実	○	配食：調理員の確保に努め、ボランティアの協力を得て実施しています。 地域応援隊：再構築を行い活動を支援しています。 地域支援：各地区ごとの活動を支援しています。	継続
7 福祉サービスの情報提供	(1) 広報活動	◎	「介護保険利用ガイドブック」を作成し相談・助言に活用しました。HP や社協だよりで事業内容について周知しました。	継続
	(2) 総合相談	◎	利用者、家族、地域住民等の相談にその都度、関係機関と連携し応じています。	継続
8 子育て支援	(1) 子育て支援	◎	子育てサロンは令和5年から子育て支援センターと協力し実施することで、内容も充実してきました。一時預かりサービスは、最近の利用がない状況が続いています。	継続
9 意識を高める活動の推進	(1) 啓発活動	◎	社協だよりや県社協 HP「しまそこ」で活動紹介を行っています。	継続
	(2) 福祉教育の推進	○	高齢者疑似体験、ボランティア体験、職場体験等を通して福祉教育に取り組んでいます。 地区座談会や研修会を行い社会参加やフレイル予防の啓発を行っています。	継続
10 ネットワークの推進	(1) 関係機関団体との連携	◎	適宜連携を図りながら事業を行っています。	継続

(3) 食育推進計画

食育推進計画は、6の施策、取り組み・事業を設定して進めています。各取り組み・事業に対する評価及び評価の理由を下表にまとめました。

施策	取り組み・事業	評価	評価の理由 (実施状況・課題)	今後の方針
1 ライフステージごとの特徴	—			
2 家庭における食育の推進	—	△	各家庭での食育の推進についてはバラつきがあると思われます。保育園・学校等は周知や啓発を行うことができましたが、人手不足等もあり、行政として全体に食に関する情報の周知等ができていません。	見直し
3 学校等における食育の推進	(1) 保育園	○	保育園や小・中学校で取り組みを行っています。	継続
	(2) 小・中学校	○	日々の給食の時間でマナーは身につけています。学校給食週間等には地元でとれた食材を使用したメニューを提供しています。それぞれの場所（保育園・学校）で取り組みを実施しています。	継続
4 地域における食育の推進	—	○	食生活改善推進協議会が地域（保育園・小・中学校）に出かけ料理教室を行っています。異世代交流の料理教室等は開催できませんでした。	継続
5 関係団体における食育の推進	—	△	西ノ島町食生活改善推進協議会の活動は継続して行われています。レシピの普及啓発では、産業振興課と共同でレシピ集「わがとごはん」を発刊しホームページ上に掲載しています。 しかし、休日開催を想定した場合に社会教育において習い事をしている子どもが多く、人数が集まりづらい状況から世代間交流の料理教室については開催できていません。 また、人手不足や、町内漁業者とのつながりが少ないこと等から、町内での魚介類の確保が難しく、JFしまねの取り組みは行うことが困難な状況でした。今後については見直しが必要です。	見直し
6 行政における食育の推進	—	△	学校給食週間等で地元食材の活用等を行っています。食育活動については、食生活改善推進協議会と連携して活動を行っていますが、活動の啓発等ができていません。今後、担当者を中心にアイデアを出し、活動を推進していく必要があります。 乳幼児健診時に栄養相談を実施することで保護者の悩み・不安解消の一助となっています。	見直し

(4) 健康増進計画

健康増進計画は、4つの基本方針、5の取り組み・事業を設定して進めています。各取り組み・事業に対する評価及び評価の理由を下表にまとめました。

基本方針	取り組み・事業	評価	評価の理由 (実施状況・課題)	今後の方針
1 生涯を通じた健康づくりの推進	(1) 将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進	△	地域に出かけてのクッキングは、保育園や小・中学校から依頼があった時のみ実施していますが、最適な調理施設が町内にないこと等もあり、若者（高校生以上）を対象として料理教室等は実施できていない状況です。また、啓発活動も行っていますが、結果が見えていないところがあります。	継続
	(2) 働き盛りの青壮年期の健康づくりの推進	△	事業所健診で健康相談や歯科健診等を行っていますが、青壮年期に関わる機会が少ないです。働き盛りの方との接点は少ないが、少ない機会を継続して続けることが必要であると考えています。新たな取り組みを行うための、専門職のマンパワーと経験不足の課題があります。	継続
2 高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいづくり	—	○	介護予防事業については、地域住民主体のまめな体操の普及啓発ができ町内での実施数も増えていきます。	継続
3 疾病の早期発見、合併症・重症化の予防	—	○	特定健診・がん検診等は受診率を向上させることは難しい状況です。離島で健診（検診）の機会がないなかでより受診しやすい環境の整備には努めています。	継続
4 多様な実施主体による連携のとれた効果的な取り組みの推進	—	○	健康づくり推進協議会の各部会と通して関係機関との連携はできているように感じます。	継続

(5) 自死対策計画

自死対策計画は、5の取り組み・事業を設定して進めています。各取り組み・事業に対する評価及び評価の理由を下表にまとめました。

取り組み・事業	評価	評価の理由（実施状況・課題）	今後の方針
(1) 普及啓発	×	関係機関等には都度普及啓発を行っていますが、人手不足や、他業務との調整が難しいなか、住民全体に対するの普及啓発はできませんでした。また、自死遺族への配慮の観点からも、大々的な普及啓発を行うことが難しい状況でした。	見直し
(2) ハイリスク者の早期発見・早期支援	○	精神療養支援チーム定例会（月1回）で情報共有を行っています。	継続
(3) 相談体制の充実	○	公用の携帯電話を持ち、必要な方にはいつでも連絡が取れるよう体制を整えています。	継続
(4) 人材育成・地域の見守り体制づくり	×	人手不足や、他業務との調整が難航する等し、ゲートキーパーの養成や人材育成等は行うことができませんでした。	見直し
(5) 関係機関との連携強化	○	精神療養支援チーム定例会（月1回）で情報共有を行っています。 民間団体との連携は行うことができませんでしたが、関係機関では情報を共有できています。	継続

第3章 基本構想

1 基本理念

本町で暮らす住民には、一人暮らしの高齢者、障がいのある人、生活に困窮する人、DVを受けている人等、日常生活を送る上で困難を抱える人がいます。全ての住民が幸せに暮らせる西ノ島町にするためには、困難を抱えている人をみんなで支える地域とならなければなりません。

そのために、様々な領域で専門性を持つ人たちが協働的に支援に関わる仕組みを整えるとともに、本町に住む全ての人たちが相互支援の担い手となる「ささえあいの輪」を機能させることで、誰もが安心して快適に暮らすことのできる地域共生社会をつくることを基本理念とし、地域福祉行政及びその活動を総合的かつ計画的に推進します。

本計画の基本理念

ささえあいの輪でつくる、わがとこ西ノ島



2 基本目標

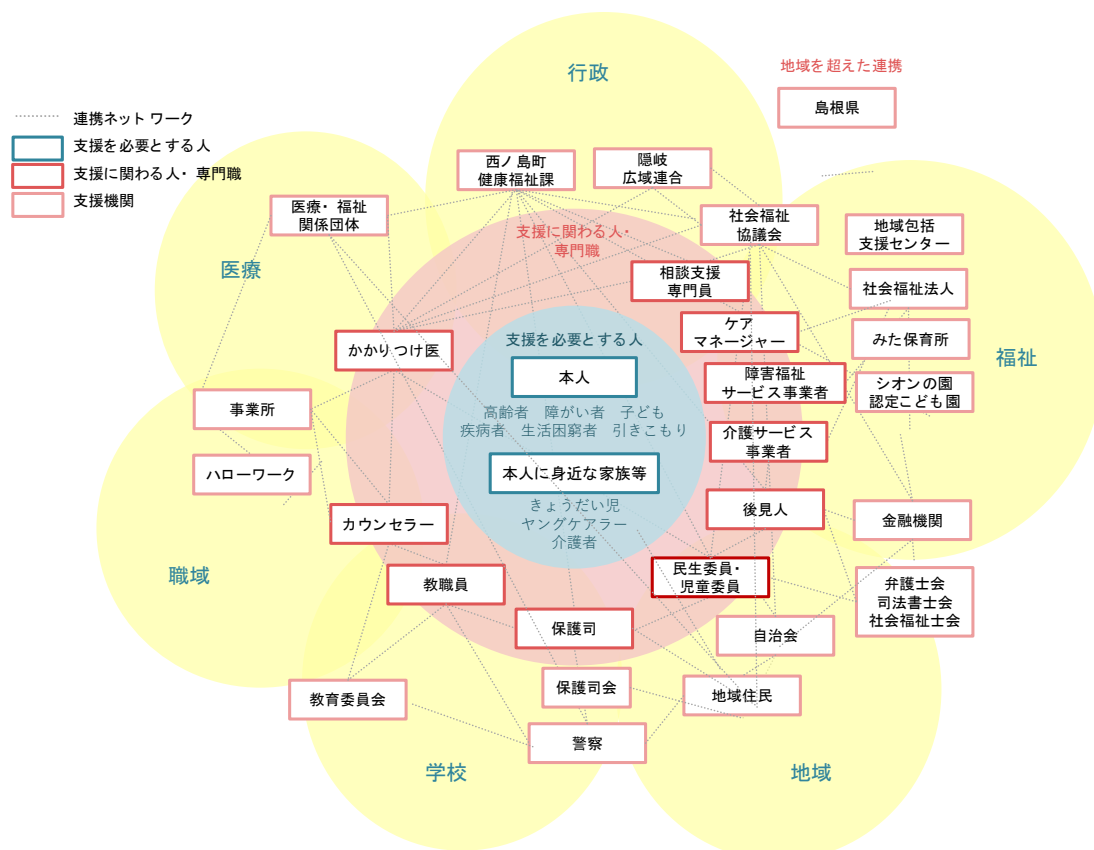
(1) 西ノ島町地域連携ネットワークの充実

様々な困難を抱え支援を必要とする人を「対象者」とします。地域福祉総合計画が扱う「対象者」は、高齢者、障がい者、こども、疾病者、生活困窮者、引きこもり、DV被害者、保護観察者、自殺考慮者等多岐にわたります。加えて、きょうだい児、ヤングケアラー、介護者等、「対象者」のケアを行う身近な家族等もまた、支援が必要な人と位置づけられます。

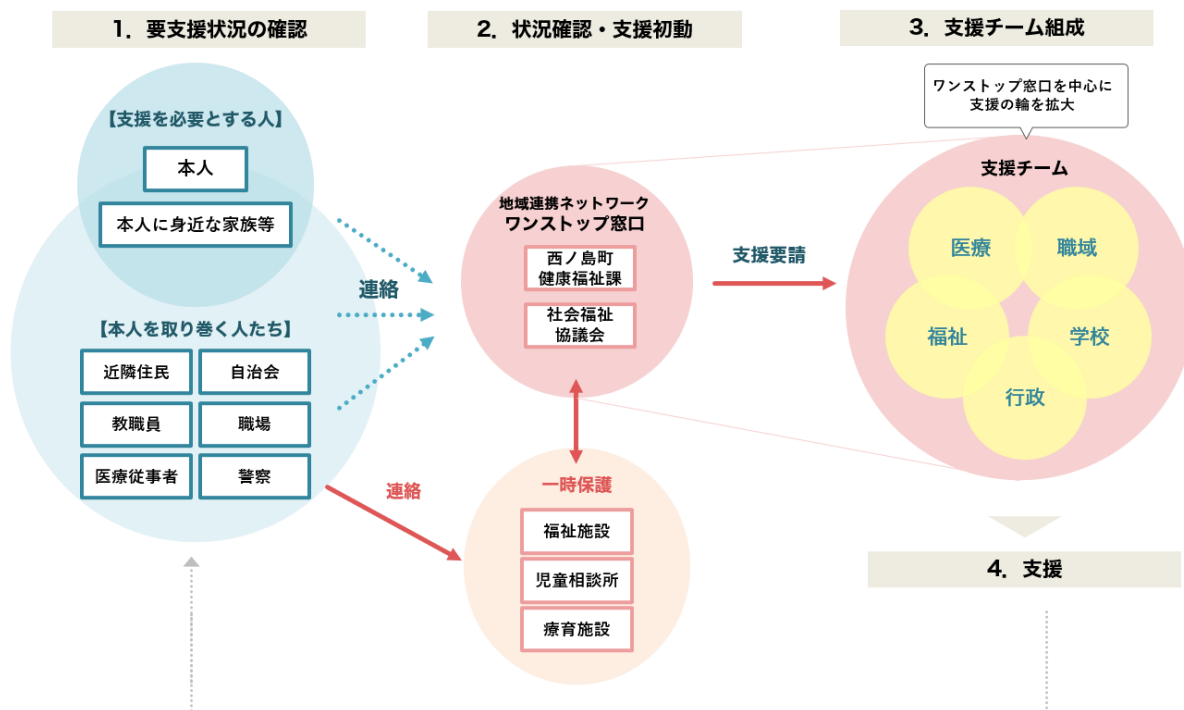
福祉ニーズが多様化するなか、様々な領域に従事する人たちが「対象者」の発するSOSにいち早く気付き、相談を受け、早急に支援体制を構築・実行する仕組みが必要です。本町では、町健康福祉課が中心となり、西ノ島町社会福祉協議会や各介護事業施設等から専門職を集め、「対象者」の支援を検討する体制ができています。しかし、地域福祉総合計画として扱う「対象者」は前記のとおり多岐にわたるため、さらに広範の支援機関、専門職が相互に連携し、バックアップを図るための組織網として、「西ノ島町地域連携ネットワーク」を作ります。

この「西ノ島町地域連携ネットワーク」の広がりの中には、“地域住民”も含まれています。日々の暮らしのなかで異変や困難に気付き、「対象者」の早期把握につなげたり、支援の中核を担う諸機関と共に「対象者」を側面的に支える等、町民みんなの力で、誰一人零れ落ちることのない支援網を作ります。このネットワークが機能し、各機関の専門職の連携と地域住民の参画によって「対象者」にスムーズな支援が提供されるよう、体制づくりとフローの構築を推進します。

■西ノ島町地域連携ネットワーク イメージ図



■支援までのフロー



(2) 地域で支え合い、人に寄り添うまち

(地域福祉、障がい者福祉、成年後見、再犯防止)

高齢化のなかで人口減少が進行している本町では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり、支え合う仕組みが機能する環境を整える必要があります。

めざす地域共生社会を実現するうえで基礎となる計画として、「地域福祉計画」と、その実行計画である「地域福祉活動計画」があります。

「地域福祉計画」の主な支援対象となるのは、高齢者と障がい者です。この「地域福祉計画」と、対象者が重なる「高齢者福祉計画」「障がい者福祉計画」を一体的に定め、まとまった施策を推進することが求められます。

また、認知症や脳の障がい等のために、意思決定ができなくなった方を支援する制度である「成年後見制度」の活用を目的とした「成年後見制度利用促進計画」も、高齢化が進む現代において重要な計画です。

さらに、支援対象者が保護監察対象者である場合も想定されます。支援対象者が高齢者や障がい者である場合も多く、複合的な支援ニーズに対応する必要があります。そのため、「再犯防止推進計画」を策定し、スムーズな支援提供につなげます。

ここでは、関連する4つの「地域福祉計画」「障がい者福祉計画」「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」を整理し、施策の一体的な推進を図ります。

社会構造の変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、支援を必要とする人に確実なサポートを提供し、住民一人ひとりが安心して暮らせるまちを実現します。

(3) 生きづらさをなくし、穏やかに暮らせるまち

(こどもの貧困、困難女性、自死対策)

社会構造のゆがみによって、様々な困難や生きづらさを抱える人がいます。コロナ禍を経て、そうした社会的に弱い立場におかれている人たちへの支援の必要性が浮き彫りになり、速やかなサポート体制の構築が求められています。

「子どもの貧困対策計画」、「困難な問題を抱える女性支援計画」、「自死対策計画」は、支援が必要な人に対し、計画で示す施策や事業を推進することで、穏やかに暮らせるまちをつくることを目的とします。

「子どもの貧困対策計画」については、こどもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差等により、将来の選択肢が狭まり貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策をまとめ、即効性のある支援を行うことを目指します。

「困難な問題を抱える女性への支援計画」については、女性が抱える問題が多様化、複合化し、複雑化していることを踏まえ、女性の心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会をつくるための計画です。すべての人の人権が尊重され、性別にか

かわらず平等であることは当然のこととして守られるべき理念ですが、とりわけ女性は、日常生活や社会生活を営むにあたり、性的な被害や家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により困難な問題に直面しやすい現状があります。困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を立案したうえで、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指し、本計画を策定し、実施します。

自死は、その多くが、困難を自身で抱え込み、追い込まれた末の死です。自死の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。このため、自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やす必要があります。これまで取り組んできた施策や事業を継続するとともに、町民一人ひとりや全ての支援機関が一丸となり、「誰も自死に追い込まれることのないまち」の実現を目指します。

(4) 健やかに、明るく暮らせるまち

(健康増進、食育)

地域福祉総合計画は、本町の町民すべてが関わる計画です。

近年、変化する社会環境のなかで、健康に対する考え方や生活習慣、ライフスタイルも大きく変化しています。よりよい支援のあり方を検討すると同時に、まずは、町民のみなさんが支援を受ける必要なく、健康に暮らせる状態を維持していくことが重要です。そのため、「町民みんなが健やかに、明るく暮らせるまち」を目指し、「健康増進計画」「食育推進計画」を策定し、取り組みを推進します。

「健康増進計画」は、「健康にしおのしま 21 推進計画」として平成 17 年度に策定し、“老いも若きも願いは一つ いきいき長生き 生涯現役”をスローガンに、計画を推進しており、平成 27 年度から第二次計画を進めてきました。

今回は、地域福祉総合計画に組み入れる形で、第三次計画として本町の特徴を活かした取り組みを推進します。

「食育推進計画」は、健康に暮らすことの原点として、次世代を担うこどもたちの健やかな成長を支え、大人も含めて健康に生きるための計画です。“みんなで育てる感謝の心”、“みんなで守る元気な体”、“みんなでつなぐ西ノ島の食文化”を基本理念に、平成 29 年度から「第二次西ノ島町食育推進計画」を推進しています。

今回は、地域福祉総合計画に組み入れる形で、第三次計画として西ノ島の風土、自然環境、地域で活躍する高齢者や地区組織、西ノ島町を支える町民一人ひとりの力を活かした、西ノ島町らしい食育の取り組みを推進します。

3 施策体系

4つの基本目標を達成するための施策の方向性を示し、施策体系をまとめました。

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p>ササエあいの輪でつくる、わがとこ西ノ島</p>	<p>①西ノ島町地域連携ネットワークの充実</p>	<p>(1)地域連携ネットワーク会議の実施 (2)ネットワークによる支援力の向上 (3) 町民の参画に向けた意識醸成</p>
	<p>②地域で支え合い、人に寄り添うまち</p>	<p>(1) 地域福祉計画、障がい者福祉計画、地域福祉活動計画の推進 (2) 成年後見制度利用の推進 (3) 地方再犯防止推進計画の推進</p>
	<p>③生きづらさをなくし、穏やかに暮らせるまち</p>	<p>(1) こどもの貧困対策計画の推進 (2) 困難な問題を抱える女性支援計画の推進 (3) 自死対策計画の推進</p>
	<p>④健やかに、明るく暮らせるまち</p>	<p>(1) 第三次健康にのしま21推進計画の推進 (2) 第三次食育推進計画の推進</p>

第4章 基本計画

1 西ノ島町地域連携ネットワークの充実

(1) 地域連携ネットワーク会議の実施

本町では、町健康福祉課、西ノ島町社会福祉協議会を中心に地域連携ネットワークの基本型が機能しています。さらに、本計画を契機として、地域福祉に関わる幅広い分野の方々とのネットワークが構築できたものと考えています。

そこで、支援の中核を担う関係者間で定期的に情報交換や意見交換を行う場として、「西ノ島町地域連携ネットワーク会議」を実施します。困難な状況を抱える支援対象者を早期に把握してその情報を共有するとともに、支援した対象者のその後の状況確認等を行います。また、ネットワークの運営体制をチェックし、効果的に機能できるよう改善を図っていきます。

(2) ネットワークによる支援力の向上

今後、分野間の連携を深め、ネットワークを活用した具体的な支援を行うための体制整備を行う必要があります。

そのため、①連携による早期把握・情報提供、②人材の確保・育成の推進、③町外の機関との連携体制の構築を推進し、組織的な支援力の向上を目指します。

①連携による早期把握・情報提供

広範なネットワークを活かし、困難を抱える人の情報を早期に把握します。また、ネットワークを活かしたスムーズな情報共有によって、迅速な初動から地域社会での自立生活まで、継続的な支援を行います。

②人材の確保・育成の推進

ネットワークによる支援力の向上には、福祉関係機関の福祉職員や民生委員・児童委員等、中核をなす人材の確保が不可欠です。これまでの取り組みを継続するとともに、必要な施策・事業を実施して確実に人材を確保することを目指します。

また、複合的な要因で困難を抱える人が増えているなか、既存の人材においても様々な属性を持つ支援対象者に対応できるスキルを養う必要があり、中長期的な視点での育成が求められます。このため、人材育成については計画的に進めていくこととします。

事業NO.	事業名	担当
1-1-1	福祉職員の確保	政策企画課 各法人
	福祉職員の確保は、重要課題として取り組む必要があります。福祉職員の給与等処遇改善については、国の制度改正に期待せざるを得ませんが、本町の確保対策として福祉職員職場体験旅費の補助や福祉職員を志す方への奨学資金の給付や貸与、介護人材の定住に向けた事業費の補助を行います。取り組みを実施しながら、資格の追加、金額の見直し等を行っていきます。	
1-1-2	福祉サービス人材確保・資質の向上	社会福祉協議会 西ノ島福祉会 シオンの園
	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の改善、処遇改善に向けて取り組みます。給与表や給与体系の見直し等さらなる改善に取り組めます。 ・福祉職員等の職場体験に係る費用助成を活用し、職員の人材確保に努めます。 ・福祉介護人材確保・定着促進事業を活用し、資格取得やキャリアアップのための研修受講に積極的に取り組みます。 	
1-1-3	関係機関を対象にした研修会の実施	健康福祉課 社会福祉協議会
	<p>関係機関の専門職及び職員に対し、情報や知識の普及に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身のこころの不調や、悩みを抱えた方のSOSサインに気づき、適切に対処できるよう、関係機関の専門職及び職員を対象とした研修会を開催します。 ・成年後見制度について、地域ケア会議等を活用して情報共有・提供を行うほか、地域生活支援事業を活用した「法人後見支援事業」にて、支援関係者向けの研修会を開催します。 	

事業NO.	事業名	担当
1-1-4	ボランティアの育成と充実	社会福祉協議会
	<p>高齢者等の在宅生活を支えていくため、介護・医療の範囲では対応できないことを地域住民に協力してもらうことは重要です。広報等で活動のPRに努め、事業の周知、会員募集等を行います。</p> <p>①ふれあいセンター事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域応援隊の活動に関する啓発・普及事業に継続して取り組みます。 ・活動の斡旋・相談・支援活動の充実に努めます。 <p>②各種団体のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で活動する各種団体の連絡会を行い、連携を図りながら、まちづくりについて話し合う場を設けます。 <p>③研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年代を対象とした、ボランティア養成講座を開催し、地域の活動を担う人材を育成します。 	
1-1-5	民間団体のネットワーク化	社会福祉協議会
	<p>地域連携ネットワークを町民へ広げるために、民間団体のネットワーク化に取り組みます。ふれあいまつり、各種団体の連絡会、ふれあいセンターへの登録等に取り組みます。</p>	
1-1-6	町外機関が実施する研修会等への参加	健康福祉課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県が行う「自死対策や相談業務に携わる担当者自身の心の健康を維持するための対応方法の研修」に町の自死対策従事者を参加させます。 ・町外機関が実施する研修会等へ参加し、支援関係者が知識や技術を身に付ける機会を作ります。 ・島根県が行う、町職員及び女性相談員への研修会に参加します。 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の育成として、国が実施している認知行動療法等の研修への参加を促進します。 	

③町外の機関との連携体制の構築

支援対象者の属性によっては、町内の機関では支援を担いきれない場合があります。そのようなケースでは、島根県等の機関と連携をとって支援していくことが求められます。必要な場合に連携がとれる体制の構築を図ります。

■連携を図る島根県等の支援機関

支援機関名	支援内容
法曹関係者	成年後見制度、再犯防止に関して、家庭裁判所、弁護士、司法書士等の専門職と連携をとり、支援につなげます。
保護司会、保護司連合会	再犯防止における保護監察者に対しては、保護司と連携して支援につなげます。
中央児童相談所隠岐相談室	①こども（18歳未満）を取り巻くあらゆる相談に応じ、より適切なこどもの福祉を支援します。 ・障がい児に関する相談 ・養育に関する相談 ・児童虐待に関する相談 ・こども自身の悩みの相談 等 ②緊急に保護を必要とする場合や、行動観察・生活指導が必要な場合には一時保護を行います。 ③女性が抱えるさまざまな悩みに関する相談に応じます。 配偶者、恋人からの暴力（DV）、離婚、こども、人間関係、病気等女性が抱える悩みに関する相談を行い、支援します。
隠岐保健所	保健医療等に関する各種の相談を行っています。 ・心の健康相談 ・こどもと家庭に関する電話相談窓口 ・難病専門相談 ・エイズ（HIV）相談・検査 ・薬物に関する相談窓口
公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 しまね難病相談支援センター	電話・面談による一般的な相談、専門医による専門相談、就労に関する相談、患者・家族会の会員によるピアサポート、重症難病の方への医療的支援や療養に関する相談等いろいろな相談を行っています。
独立行政法人労働健康安全機構 島根産業保健総合支援センター 松江地域産業保健センター (隠岐郡担当)	①相談対応 産業医、衛生管理者、産業看護職、事業所のメンタルヘルス推進担当者等産業保健関係者、事業者、人事労務担当者等からの産業保健に係る専門的相談への対応 ②訪問支援 中小規模事業所のメンタルヘルス対策の普及促進のための、メンタルヘルス対策・両立支援促進員による個別訪問支援 治療と仕事の両立支援対策の普及促進のための、メンタルヘルス対策・両立支援促進員による個別訪問支援

支援機関名	支援内容
こころの健康相談統一ダイヤル 島根県立心と体の相談センター	・心の健康・ひきこもり（島根県ひきこもり支援センター） ・ギャンブル等依存症・薬物依存症・アルコール依存症 ・自死遺族相談

(3) 町民の参画に向けた意識醸成

本町の地域連携ネットワークは、町健康福祉課・西ノ島町社会福祉協議会を中心とした基本型から、それぞれの分野の専門職にネットワークを広げ、最終的には本町の町民全員がネットワークに参加する形を目指しています。

町民のみなさんに本計画をはじめとする本町の福祉施策に関連した広報・啓発・情報提供を行うことで、ネットワークの一員としての自覚をもって取り組めるよう促します。

10の福祉関連計画がありますが、全体を説明する場合や個別計画を説明場合があります。町及び社会福祉協議会は、様々な媒体や機会をとらえ、広報・情報提供を行います。

事業NO.	事業名	担当
1-2-1	町民への普及啓発活動	健康福祉課
	<p>町民一人ひとりが、困難を抱え支援を必要とする人がいることの現実や、こころ・体の健康づくりについて理解し、地域共生社会の実現に向けて参画することの重要性を認識するための情報・機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報にしなのしま」への地域共生社会関連記の掲載 ・地域共生社会町民セミナーの開催 ・高齢者虐待防止の広報に合わせて啓発記事を掲載（年1回） ・児童虐待防止月間に広報へ啓発記事を掲載（年1回） ・自死対策に関する知識や情報の提供 等 ・9月10日から1週間を自死予防週間に、3月を自死対策強化月間とし、関係機関と連携して啓発活動を実施します。 ・精神保健福祉普及運動（10月の国の定める1週間）及びいのちの日（12月1日）等を契機に、効果的な自死対策についての正しい知識の普及を図ります。 ・「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間を通じて、広報・啓発活動を実施します。 	

事業NO.	事業名	担当
1-2-2	社会福祉協議会による普及啓発・広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・「社協だより」や県社協ホームページ「しまこそ」を活用して、活動紹介を行います。SNSを活用し広くタイムリーに情報発信を行います。 ・障がい者への理解を深めるため、「あいサポート研修」を行います。 ・事業内容を住民にわかりやすく知らせるために、ホームページ、社協だよりを活用し広報活動の充実を図ります。 ・各種補助金、助成金の紹介と活動の支援を行います。 ・各種団体の活動を広報誌で紹介します。 ・広報活動は、住民に親しみを持ってもらえる媒体づくりを心掛けます。また、新規の地域活動団体の発掘をしながら既存の団体の支援を行い、地域活動を絶やさないよう取り組みます。 	社会福祉協議会
1-2-3	福祉教育の推進 <p>福祉教育は、こどもたちの健全な育成を進めるとともに、地域住民の学びを通じて地域福祉の推進を図る、地域に暮らす全世代を対象とした取り組みです。地域共生社会の形成に向け、以下を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携により福祉教育の推進に取り組みます。 世代間交流事業（施設訪問・地域の高齢者との交流・学校ボランティアの登用） 高齢者疑似体験、ボランティア体験、職場体験等に取り組みます。 ・地域における福祉教育の推進に取り組みます。 体験活動やボランティア活動への積極的参加、交流活動、研修会等の開催 地区座談会や研修会を行い社会参加やフレイル予防の啓発を行います。 ・共同募金配分金による財源支援、活動支援を行います。 小・中学生に向けた共同募金の説明会を行います。 	社会福祉協議会

2 地域で支え合い、人に寄り添うまち

(1) 地域福祉計画、障がい者福祉計画、地域福祉活動計画の推進

本町では、地域福祉計画のなかに障がい者福祉計画を含めて計画を策定しています。また、地域福祉計画に基づき、西ノ島町社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定しています。地域福祉総合計画では、3つの計画の事業を整理して掲載します。

①高齢者福祉の推進

高齢者が地域で安心して、いきいきと健康で充実した生活を送ることができるような地域づくりを推進します。地域連携ネットワークの基本型が、高齢者に対する介護予防、介護、医療の連携であり、地域包括ケアシステムと言えるものです。個別ケースの検討や、地域課題の検討の枠組みである地域ケア会議を活用し、支援対象者に対し、適切なサポートが行えるように図ります。

事業NO.	事業名	担当
2-1-1	福祉サービスの情報提供	社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動 行政と連携し、パンフレット、チラシの作成、ホームページの活用に取り組みます。ホームページや社協だよりで事業内容について周知します。制度改正や事業内容の変更に対応し、わかりやすく住民に周知します。 ・ 総合相談 「介護保険利用ガイドブック」を活用し、相談・助言に対応します。 受けた相談を適切な機関や関係者につなげ、地域の課題として解決するように努めます。 	
2-1-2	地域ケア会議を起点とした多職種連携	健康福祉課 社会福祉法人 隠岐島前病院
	<p>地域包括ケアシステムを実現するための手法の1つとして、行政、医療及び介護関係者が定期的に集まり会議を行う地域ケア会議、地域ケア個別会議（ケース検討会）、担当者会議を定期開催します。</p> <p>成年後見人制度利用、困難事例等、必要に応じて多職種で連携し、個別ケースへの対応を行います。</p>	

事業NO.	事業名	担当
2-1-3	介護サービスの充実	健康福祉課
	<p>住み慣れた地域で、そして、在宅で生涯を過ごすことを望む人は多いですが、施設に入所せざるを得ないこともあります。それでも、できるだけ最後まで地域や在宅で安心して介護やケアが受けられるよう体制を整備します。</p> <p>西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想に則り、福祉事業の再編を進め、適切で持続可能な福祉体制の構築を目指します。</p>	
2-1-4	介護保険事業の充実	社会福祉協議会
	<p>在宅生活を安心して送ることができるよう訪問介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護等の介護保険サービスの充実を図ります。</p> <p>訪問介護と小規模多機能型居宅介護は一体的に運営できるよう検討します。</p>	
2-1-5	生活支援サービスの充実	健康福祉課 社会福祉協議会
	<p>地域包括ケアシステムにおける多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供体制の構築を図っていきます。</p> <p>また、公的サービスだけでなく、各地区に合った見守り体制及び町全体の見守り整備・確立を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活を支援する上で欠かせない事業である配食見守りサービス事業を継続して実施し、高齢者の安否確認に努めます。 ・制度の狭間の困りごとを解決できるよう、生活支援体制整備事業を活用し、地域応援隊と連動したサービス提供を目指します。この地域応援隊事業のPRを積極的に行い会員を増やし、様々なニーズに応えられるようにします。 ・住民主体で行う通いの場、会食交流会、地域活動団体等への支援を行い、介護予防活動だけでなく、孤立、孤食の解消に取り組む活動を応援します。 	
2-1-6	介護予防の推進	健康福祉課 社会福祉協議会
	<p>「老いも若きも願いは一つ みんなでいきいき 生涯現役」をスローガンとして西ノ島町健康づくり推進協議会が推進している小児期、壮年期からの生活習慣病予防と健康づくりによって、高齢期における要介護状態を予防します。</p> <p>また、高齢者が生きがいをもって充実した生活が送れるよう、高齢者クラブへの補助、会食交流会への委託、地域サロンの提供、住民主体の通いの場への支援等を行います。地域サロンについては、集落支援員の協力を得ながら、各地区の状況を他課とも情報共有していきます。</p>	

事業NO.	事業名	担当
2-1-7	認知症高齢者の支援	健康福祉課 社会福祉協議会
	<p>認知症高齢者、家族からの相談に応じ、安心して在宅生活を送ることができるよう支援します。多職種で情報共有をしながらそれぞれの立場からアプローチし、適切な支援を行います。</p>	
2-1-8	高齢者の住まいの整備	健康福祉課
	<p>本町の高齢者は、概ね持ち家に住んでいますが、在宅生活が困難になった場合、町内外を問わず養護老人ホームや特別養護老人ホーム等の施設に入所せざるを得ない状況となっています。</p> <p>夜間の見守り体制が整備されれば、在宅生活が可能な方もいることから、サービス付き高齢者向け住宅等施設以外の新たな高齢者の住まいの検討が必要となります。西ノ島町総合福祉施設体制整備基本構想に基づき、高齢者の住まいの整備を計画的に進めていきます。</p>	

以下は「2-1-5 生活支援サービスの充実」に関する活動です。



日向喫茶



さつき会交流会

②子育て支援の推進

多様化する子育て家庭のニーズに対応し、安心して子育てが行えるよう、総合的な施策を推進します。

事業NO.	事業名	担当
2-1-9	子育て相談体制の充実	健康福祉課
	<p>妊娠から出産、乳幼児期の育児に対するの事業や健診等を通じて様々な相談に応じています。子育て包括支援センターを設置し、母子担当の保健師や病院等と連携して相談体制の充実を図っています。</p> <p>今後、こども家庭センターの設置に向け準備を進め、切れ目のない支援を行います。併せて、相談窓口等の周知徹底を図っていきます。</p> <p>また、U・Iターン者が増加するなかで、地域に早く溶け込めるよう、積極的に声掛け等をしていきます。</p>	
2-1-10	子どもをともに育てる制度の充実	健康福祉課 みた保育園 シオンの園
	<p>共働き家庭を中心に、仕事と子育ての両立に困難を抱える家庭が増えています。また、U・Iターン者やひとり親家庭の増加、医療・介護従事者の確保の面からも、子どもを共に育てる制度の充実に取り組みます。</p> <p>U・Iターン者に対して保育料の軽減を行います。保育ニーズに合わせて土曜保育を実施します。</p>	
2-1-11	子育て支援の充実	社会福祉協議会
	<p>行政、民生児童委員協議会、子育て支援センターと協力し、子育て支援を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンの内容の充実を図りつつ、継続して行います。 ・新生児お祝い品贈呈事業を継続して行います。 ・U・Iターン者への声掛けと仲間づくりを支援します。 	
2-1-12	子育て家庭への経済的支援	健康福祉課
	<p>若い世代にとって、子育てに経済的不安感が強いことが少子化の一因となっています。離島という条件によって生じる負担を少しでも軽減するため、保育料軽減や町外通院費助成、医療費の無償化等各種助成を実施します。</p>	

事業NO.	事業名	担当
2-1-13	こどもの遊び場整備	健康福祉課
	<p>こどもの遊び場の整備については、引き続き、公園の整備や遊具等の管理を定期的に行い、利用しやすい環境づくりを進めます。</p> <p>また、「浦の谷子ども広場」をはじめとした、こどもや子育て家庭が気軽に集える場の整備を推進していきます。</p>	

③障がい者福祉の推進

障がいの有無にかかわらず、地域社会の一員として尊重し合える社会をめざし、理解し、支え合う意識を持つ仕組みづくりを推進します。障がい者の自立及び社会参加に向けた施策に総合的に取り組みます。

事業NO.	事業名	担当
2-1-14	相談・支援の充実	健康福祉課
	<p>相談窓口を健康福祉課とし、地域連携ネットワークを活用して、悩みや不安等を抱える障がい者の様々なニーズに適切に対応する相談支援を推進します。</p>	
2-1-15	福祉サービスの利用の推進と充実	健康福祉課 シオンの園
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が住み慣れた地域で自立して安心して暮らしができるように、サービス提供事業者、関係機関等と連携し、必要な障がい福祉サービス等を展開するとともに、利用者本位のサービス体系を充実するため、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善を図ります。 ・障がい福祉サービスの申請と関係機関との連携を図ります。 ・障がい者総合相談、成年後見人制度利用支援、障がい者虐待相談等に対応します。 	

事業NO.	事業名	担当
2-1-16	障がい児支援	健康福祉課 教育委員会 シオンの園
	<p>障がいのあるこどもが地域のなかで育ち、将来を見据えながら安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じた適切な支援の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等におけるスクリーニングを充実させ、難聴児等の早期把握・早期支援に努めます。また、保育所、小学校と連携し、発達障がいの疑いがあるこどもの支援を行います。 ・療育相談、障がい児保育の実施、日中一時支援等を通じ、ケアする人のサポートを充実します。 	
2-1-17	生活環境の整備	健康福祉課
	<p>地域において、障がい者が安全して自由に外出や移動ができるよう、障がい者にやさしい生活環境づくりに取り組みます。</p> <p>地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・地域生活支援センター・コミュニケーション支援・自動車改造助成等）を実施します。</p>	
2-1-18	社会参加・就労に向けた支援	健康福祉課 ございな
	<p>ございな（就労継続支援事業B型事業所）において、障がい者の社会参加に向けた支援や就労支援を行っています。関係機関と連携し、対象者に寄り添った就労支援を提供します。</p>	
2-1-19	災害への備えと支援活動の推進	健康福祉課
	<p>日頃から地域と協力し、災害時に支援が必要な障がい者の避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災等に関する情報を提供し、支援体制を強化します。</p> <p>要支援者に対して個別避難計画の作成を進めます。</p>	

④生活困窮者に対する自立支援

様々な要因で生活困窮になった人を支援するため、本人の状態や属性、環境に応じた包括的かつ継続的な支援に取り組みます。

事業NO.	事業名	担当
2-1-20	生活困窮者に対する相談・支援体制の充実	健康福祉課
	<p>生活困窮者自立支援法（平成27年度施行）により、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を行っています。</p> <p>地域連携ネットワークを活用し、生活困窮者に対する総合的な相談支援体制を構築し、相談者が困窮や社会的孤立から抜け出し、自立した生活を送ることができるようきめ細やかな支援を行います。</p>	
2-1-21	生活保護制度	健康福祉課
	<p>生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。やむを得ない事情を抱える相談者に対して、適切な制度利用を行います。</p>	



⑤地域の实情にあった福祉活動の推進

社会福祉協議会の活動として、地区活動や見守り体制への支援を行います。

事業NO.	事業名	担当
2-1-22	地区ごとの活動の支援	社会福祉協議会
	<p>自治会と連携をとりながら地区の实情やニーズに合わせて、地区ごとの活動に取り組めます。</p> <p>地域住民が主体となって課題解決に向けて取り組む活動を支援します。</p> <p>地区の課題や資源について聞き取りを行い資源マップや地域活動表を作っており、マップの更新を行い、課題について協議できる場を設けます。</p>	
2-1-23	見守り体制の支援	社会福祉協議会
	<p>地区、行政、民生児童委員協議会との連携により、要支援者の把握を行い、各地区に合った支援体制や見守り体制づくりを支援します。</p> <p>作成した「避難行動要支援者名簿」の更新に協力します。</p>	
2-1-24	民生委員・児童委員による情報把握	健康福祉課
	<p>民生委員、児童委員が地域を回るなかで、困難を抱える人の情報を把握し、関係機関（町、社会福祉協議会等）と共有します。</p>	

以下は「2-1-23 見守り体制の支援」に関する、災害ボランティアセンター設置訓練と、「2-1-24 民生委員・児童委員による情報把握」に関する、民生委員による歳末おそば配食です。



災害 VC 設置訓練



歳末おそば配食

(2) 成年後見制度利用の推進

すべての人が自分らしい生活を送る権利を保障する手段として、「成年後見制度」の利用を促進します。認知症や障がいにより判断能力が不十分となった人も、そうでない人と同じように本人の意思が尊重され、自分らしく暮らせる仕組みづくりを目指します。

「支援が必要な人の早期把握」「初期段階からの相談・支援体制の整備」「主体的な意思決定の支援・身上保護（＝権利擁護）を重視した支援のあり方」の3つを念頭に、制度利用を推進します。

事業NO.	事業名	担当
2-2-1	相談・支援体制の充実	健康福祉課 社会福祉協議会
	<p>地域連携ネットワークを起点に、制度利用者と後見人を支えるチームを形成します。いつでも、どこでも、だれでも「成年後見制度」を利用できるよう、医療・介護・司法の連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的な専門知識が必要なケースについて、法テラス、隠岐ひまわり基金法律事務所の弁護士につなぎます。 既存の枠組みである、おき後見ネットワーク等を活用しながら、権利擁護支援が必要な人を発見し、支援につなげます。 成年後見制度について町民を対象にした研修を行います。 	
2-2-2	制度利用の支援	健康福祉課
	<p>成年後見制度の利用が必要な状況にも関わらず、被後見人等が経済的な事情により、申し立ての費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合には、その全部又は一部補助を行う、「成年後見制度利用支援事業（助成制度）」の利用推進を支援します。</p>	
2-2-3	成年後見人の活動支援	健康福祉課 社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> 本町において成年後見人は、親族後見人、専門職後見人（弁護士、司法書士等）、法人後見（社会福祉協議会）が想定されます。今後、成年後見制度の利用が増加するなかで、弁護士や司法書士等の専門職後見人を増やしていくことは難しいことから、法人後見受任体制の整備を検討していきます。 また、成年後見を進めていくなかで親族後見人から相談があれば、町健康福祉課、社会福祉協議会が窓口となり、必要に応じて弁護士に相談します。 親族後見人に対し、制度に関する情報提供や研修会の案内等により、不安を解消できるように支援します。 	

(3) 地方再犯防止推進計画の推進

検挙者に占める再犯者の割合の増加に伴い、再犯防止対策の必要性、重要性が高まっています。犯罪をした者等の社会復帰には、自らの努力に加え、地域の協力が必要です。そこで、地域社会の理解を促進する取り組みとともに、犯罪をした者の背景にある、家族や周囲等との人間関係、不安や孤独、病気や障がい等に寄り添いながら、関係者同士の連携による息の長い支援を行います。

①地域社会の理解と協力を進めるための普及・啓発活動

事業NO.	事業名	担当
2-3-1	理解促進に向けた情報発信	総務課
	ホームページや広報誌において、再犯防止計画に関する施策や、保護司の活動を紹介し、町民に周知します。	
2-3-2	保護司や協力雇用主等の確保	健康福祉課
	松江保護観察所や更生保護団体等と連携し、町内の保護司の確保に向けた啓発に努めます。	
2-3-3	更生保護活動の功績者の表彰	総務課
	松江保護観察所、島根県保護司会連合会が開催する更生保護事業関係者顕彰式典において、更生保護活動で功績のあった者に対し、知事表彰及び感謝状が贈呈されています。町として、対象者がいれば県と連携して表彰を行います。	
2-3-4	「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」への出席	総務課
	県、市町村、民間団体及び刑事司法関係機関等による連携体制が継続して図れるよう、関係者による講話や事例報告、意見交換等を通じ、更生支援に関する現状や課題等について共有する「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」が開催されています。町として、この会議に参加し情報収集と連携体制の確認を行います。	
2-3-5	支援関係団体等を一覧にしたリストの作成・活用	健康福祉課 総務課
	本計画に基づく支援対象者が地域で生活していく上で必要な支援につながるよう、就労・住居・保健医療福祉施策や更生支援に関する支援関係団体等を一覧にしたリストを作成し、各関係機関が活用することにより、連携体制のとれた支援を推進します。	

②自立（就労・住居の確保等）に向けた支援

事業NO.	事業名	担当
2-3-6	保護観察者に対する包括的な相談・支援	総務課 健康福祉課 社会福祉協議会
	<p>生活困窮者等に対する相談支援として、健康福祉課及び社会福祉協議会において、犯罪をした者等の個別の状況に応じた包括的な相談支援を実施するほか、支援従事者研修等を通じ、更生支援に対する知識の習得や更生支援への理解・協力の促進等を図ります。</p> <p>保護司と連携して、保護監察者の相談に対応します。</p>	
2-3-7	町営住宅への優先入居の促進	環境整備課
	<p>町営住宅への優先入居の促進として、町営住宅入居に係る連帯保証人制度を廃止しました。今後も、町営住宅の優先入居対象の拡大に努めます。</p>	
2-3-8	各機関が連携した住宅確保支援	総務課 健康福祉課
	<p>各福祉事務所や生活困窮者自立相談支援機関、更生保護施設、救護施設、地域生活定着支援センター、松江保護観察所等の各支援機関が連携し、適切に情報共有を図りながら、住居の確保等の社会復帰に向けた支援を行います。</p>	
2-3-9	生活困窮者等就労支援	健康福祉課 社会福祉協議会
	<p>社会福祉協議会及び生活困窮者自立相談支援機関において、個別の状況に応じ、ハローワーク等と連携した就労支援を実施します。</p>	
2-3-10	犯罪者雇用の理解促進	総務課
	<p>犯罪をした者等の雇用に対する理解を深めるため、各業種の事業主に対し、協力雇用主制度やコレワーク（矯正就労支援情報センター）による取り組みの紹介を行う等、普及啓発に努めます。</p>	
2-3-11	障がい者の就労支援	障害者相談支援センター
	<p>障がいがある人が犯罪をした場合、障害者相談支援センターにおいて、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する相談のほか、職業準備訓練及び職場実習のあっせん等、地域のなかで自立した生活を送るための支援を実施します。</p>	

③保健医療・福祉サービスの利用促進

事業NO.	事業名	担当
2-3-12	高齢者・障がい者へのサービス利用支援	健康福祉課 隠岐保健所 総務課
	矯正施設出所後に福祉的な支援が必要な高齢者や障がいのある人、薬物依存者等に対し、松江保護観察所や矯正施設等と連携・協力し、一元的に必要な措置を講ずることが可能な福祉サービスについて提供します。	
2-3-13	薬物乱用、依存症に関する啓発活動	健康福祉課 隠岐保健所
	薬物乱用は、犯罪であると共に治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、中・高生を対象にした薬物乱用防止啓発用ポスター募集事業を通じた啓発を行います。また、学校等における講演を通じて、薬物乱用、依存症の危険性について、住民に周知していきます。	

④非行・犯罪防止のための教育等による支援

事業NO.	事業名	担当
2-3-14	問題を抱えるこども・若者・親への支援	総務課 健康福祉課
	松江青少年支援センターにおいて、非行・犯罪問題のほか、家庭や学校のこと等、こども・若者が抱える様々な問題について、20歳未満のこどもや家族等関係者からの相談に応じ、個々の状況に応じて居場所支援や社会体験・就労体験といった体験活動、学習の機会等の支援を実施しています。健康福祉課が窓口となり、同センターと連携して、学校生活や教育の継続に向けた本人、親への支援、中退者への就労支援に取り組みます。	
2-3-15	こどもの個性を尊重した教育支援	教育委員会
	生活指導やカウンセリング、学校教育（小・中学生）等の体験を通して、こども一人ひとりの能力や個性を尊重し、規範意識や社会性、自己肯定感をはぐくみ、非行の防止を図ります。	

事業NO.	事業名	担当
2-3-16	<p data-bbox="347 280 1098 324">こども・若者の非行防止のための県民運動への参加</p> <p data-bbox="347 369 1426 562">島根県は、子ども・若者支援地域協議会において、再非行防止に関する課題の把握及び対策の検討を行っています。また、青少年育成島根県民会議と連携し、非行防止を含む青少年育成島根県民運動を推進しています。町として、これらの県民運動に参加し、こども・若者の健全育成に努めます。</p>	<p data-bbox="1129 257 1289 347">教育委員会 総務課</p>
2-3-17	<p data-bbox="347 600 898 645">スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <p data-bbox="347 667 1426 860">スクールソーシャルワーカー活用事業により、学校生活や養育、家庭状況等様々な悩みを抱えるこども、家族、教職員等に対する相談支援や情報提供、学校と関係機関等との連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築等、きめ細やかな支援の充実を図ります。</p>	<p data-bbox="1129 600 1289 645">教育委員会</p>
2-3-18	<p data-bbox="347 929 866 974">中卒後未就職者、高校中退者の支援</p> <p data-bbox="347 1008 1426 1153">中学校卒業後、進学先や就職先を未定とした者、高等学校等において中途退学したのち、進路の未定の者に対して関係機関との連絡調整を行い必要な支援につなげます。</p>	<p data-bbox="1129 907 1289 996">健康福祉課 教育委員会</p>

3 生きづらさをなくし、穏やかに暮らせるまち

(1) こどもの貧困対策計画の推進

本町の未来を担うこどもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を図ります。こどもの貧困対策は基本として、一般的なこども関連施策をベースとするものであり、こどもの成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠です。そのうえで、こどもにとってその生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう取り組みます。

①妊娠期からの切れ目のない相談・支援

事業NO.	事業名	担当
3-1-1	妊娠期からの子育ての不安、負担軽減のための支援	健康福祉課 社会福祉協議会
	家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び出産後3か月以内で体調不良等のため家事が困難で日中家族等の援助がない家庭を対象に家事支援ヘルパーを派遣し、家事の一部を援助することで子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。	
3-1-2	幼児期の教育・保育を通じた支援の充実	健康福祉課
	乳児家庭全戸訪問事業、母子訪問指導事業、養育支援訪問事業等のこども計画と連動した事業を通じ、すべてのこどもとその保護者に対し、気軽に交流や相談ができる機会を提供すると共に、アウトリーチ型の切れ目のない支援を提供します。 地域子育て支援拠点事業、こどもを守るための地域ネットワーク機能強化事業、更には保育所等での見守り強化によって、各場面で、地域ぐるみで困難を抱えている可能性のあるこどもや家庭に気づき、必要に応じて適切な支援につなげていきます。	
3-1-3	子育て短期支援事業の推進	健康福祉課
	子育て短期支援事業を推進し、保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う等、こども及びその家庭への早急で適切な支援を提供します。	

②困難を抱えるこども・若者への支援

事業NO.	事業名	担当
3-1-4	ヤングケアラー支援の推進	健康福祉課 教育委員会 社会福祉協議会
	こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）について、関係者や地域住民の理解促進のための啓発等を行うことで社会的認知度の向上を図り、早期発見や支援につなげます。	
3-1-5	生活困窮状態の若者に対する相談支援の充実	健康福祉課 教育委員会 小・中学校
	生活困窮状態にあり、複合的な課題を抱える若者に対する相談支援を行います。 また、就労が困難な生徒を多く抱える学校と連携し、職業意識の醸成やキャリア形成を図るための相談支援を実施します。	
3-1-6	青少年相談センターの活用推進	教育委員会 健康福祉課
	不登校、ひきこもり、ニート、障がい、問題行動等により困難を抱えているこども・若者本人や家族等から、相談を受け助言を行い、居場所の提供や社会体験、必要に応じて他の専門機関を紹介する等の支援を行います。	

以下は、「3-1-1 妊娠期からの子育ての不安、負担軽減のための支援」に関する、子育てサロンと、こども食堂です。



子育てサロン



こども食堂

③家庭・生活の支援

事業NO.	事業名	担当
3-1-7	経済的支援	町民課 健康福祉課 教育委員会
	<p>児童手当、子育て支援医療費助成といったこどもの養育に必要な手当の支給・助成を行います。また、就学奨励事業や、一時保育事業や病児・病後保育事業、放課後児童育成事業等において、低所得世帯に対する利用料の減免を行うことにより、経済的負担なく事業を利用できる環境を整えます。</p>	
3-1-8	就労・自立に向けた支援	健康福祉課
	<p>被保護者自立支援プログラム事業によって、健康福祉課とハローワークが連携し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。また、必要に応じて生活困窮者自立支援事業による包括的な支援を行います。</p> <p>生活困窮者自立支援事業により、健康福祉課に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、職業紹介事業、就労訓練事業等を活用した就労支援等、生活保護に至る前の段階からの包括的な支援を実施します。</p>	
3-1-9	住まいの整備に関する支援	健康福祉課 環境整備課
	<p>自立に向けた支援として、安心できる住まいの確保を支援します。中学校卒業程度までの子がいる世帯（子育て世帯）について、町営住宅申込時の当選倍率を一般組より優遇するほか、子育て世帯に限定した募集区分を設けています。</p> <p>生活困窮者自立支援事業と連動した施策を展開し、離職や廃業等によって引き起こされる困窮の程度に合わせた住宅確保給付金の支給と共に、就労に向けた支援を行います。</p>	
3-1-10	ひとり親家庭に対する支援の推進	健康福祉課
	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を通じ、経済的なサポートを提供します。また、母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能習得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子で貸し付ける母子父子寡婦福祉資金貸付により、自立をサポートします。</p> <p>経済的な安定に向けた、職業能力開発のため、ひとり親家庭等自立支援事業を通じたヘルパー等の一般教育訓練や、看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。</p>	

④社会的養護を必要とするこどもへの支援

事業NO.	事業名	担当
3-1-11	社会的養護を必要とするこどもへの支援	健康福祉課
	様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう、里親等の担い手の確保及び育成を行い、委託を進めます。また、里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が町民に認知されるための広報・啓発を実施します。	



(2) 困難な問題を抱える女性支援計画の推進

困難な問題を抱える女性の人権を尊重しながら、発見から心身の回復支援、自立支援等のアフターケアまで、包括的なサポートを途切れなく提供できる体制を整備します。

①相談支援体制の充実

事業NO.	事業名	担当
3-2-1	県関係機関における相談・支援の充実	健康福祉課
	<p>民間団体や関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性をアウトリーチにより早期に発見し、必要な支援に結びつけます。</p> <p>島根県女性相談センターと密に連携し、女性相談支援員による予期せぬ妊娠等を含めた広範な困り事に対応できる体制を構築します。</p>	

②緊急一時保護・施設入所

事業NO.	事業名	担当
3-2-2	一時保護の充実	健康福祉課
	<p>一時保護を必要とする支援対象者が抱える課題に応じ、迅速かつ適切な保護を実施し、支援対象者が安定した状態で新しい生活の場に移行し、定着できるように 関係機関との連携を強化する等、体制を整備していきます。</p>	
3-2-3	児童相談所と連携した同伴児童への支援	健康福祉課
	<p>児童相談所と連携し、同伴児童へ要保護児童対策地域協議会を通じた支援を行います。</p>	

③被害からの回復

事業NO.	事業名	担当
3-2-4	医療機関等の専門機関との連携支援	健康福祉課
	<p>暴力等の被害や、差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することも想定されます。医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うと同時に、生活のなかでの被害回復に向けた中長期的に寄り添い続ける支援を行っていきます。</p>	

④生活基盤を支えるための支援

事業NO.	事業名	担当
3-2-5	生活基盤を支えるための支援	島根県女性相談センター
	島根県女性相談センター及び女性自立支援施設における支援を実施、また住宅の確保や就業に関する支援を実施します。	

(3) 自死対策計画の推進

働き盛り世代、中高年や高齢者等、幅広い年代を対象とした自死予防のための対策を進め、いのちの大切さを理解し、自死のない町を目指します。

自死に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。自死は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることを念頭に、若年者やハイリスク者に対する働きかけを重点的に行うとともに、自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成等、生きづらさを抱えた方が暮らしやすい社会を実現するための様々な取り組みを行います。

①町民の気づきと見守りを促す

事業NO.	事業名	担当
3-3-1	自死予防と自死対策強化に向けた普及・啓発	健康福祉課
	9月10日から1週間を自死予防週間に、3月を自死対策強化月間とし、関係機関と連携して啓発活動を実施します。併せて、精神保健福祉普及運動（10月の国の定める1週間）及びいのちの日（12月1日）等を契機に、広報活動を行う等、効果的な自死対策についての正しい知識の普及を図ります。	
3-3-2	児童生徒の自死対策に資する教育の実施	教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が命の尊さや生きることの意味を学ぶ教育を推進し、生涯にわたる心の健康づくりの大切さを考えるための環境づくりを進めます。 ・児童生徒がストレスについて理解し、不安や悩み、ストレスへの対処方法を学ぶ心の健康教育を進めます。 ・学校は教育相談体制の充実に努め、児童生徒の悩み相談・解決を支援します。また、悩み等の解決（軽減）策として「他者への相談（一人で抱え込まない）」の有効性を伝えます。 ・島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、自死関連情報等のサイト閲覧を制限できるフィルタリング機能の普及等、実効性のある対策を行います。 	

事業NO.	事業名	担当
3-3-3	自死や自死関連事象等に関する正しい知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自死の要因となる心の悩みは、誰もが持ちうる可能性があるため、ライフステージ別、性別による特性等を踏まえた心の健康に対する知識の普及啓発を行います。 ・ 町民に対して、ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減する、あるいはこれに対処する「セルフケア」を含めた心の健康の保持・増進に関する知識の普及を図ります。 ・ 自死そのものや多重債務、うつ病等の関連事象に関する誤った認識からの脱却と、周囲にいるかもしれない自死を考えている人の存在に気づき、話を聞き、必要に応じて相談機関等につなぎ、見守っていくために、ホームページ等を活用して正しい知識の普及と情報提供に努めます。 ・ 性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって希死念慮を抱えることもあることから、町民の理解を促進し、当事者や家族の孤立を防ぎます。 	健康福祉課
3-3-4	うつ病等についての普及啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ うつ病への誤解や偏見をなくすとともに、不調に気づいた時の対応方法等の理解を促進するため、職場、学校、地域等でうつ病に対する正しい知識の普及啓発を進め、早期受診・早期対応につなげていきます。 ・ 自らのストレスに対するセルフケア（予防・軽減・対処）の取り組みとしてうつ病の自己チェックを周知するとともに、相談窓口の利用を促進します。 	健康福祉課

②ハイリスク者の早期発見・早期支援

事業NO.	事業名	担当
3-3-5	うつ病等のスクリーニングの実施	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの自死においては、特にうつ病の割合が多いことを念頭におき、地域や職域での健診や保健師等の訪問指導等を通して、心の健康問題を抱える人の把握に努め、うつ病等の懸念のある人への保健指導、早期受診への支援、適切な相談等につなげます。 ・高齢者については、介護予防の観点からも閉じこもりやうつ状態になることへの予防に努めます。 ・周産期及び産後うつについては、町が実施している妊産婦やこどもの検診においてチェックを行い、うつ病等が疑われる場合、助産師の助言、保健師の訪問等を通じて、精神科医療機関につなげるように努めます。 ・「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、産後うつ予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつけることに努めます。 	
3-3-6	うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	健康福祉課 隠岐保健所 島前病院
	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ病以外の自死の危険因子である統合失調症等の精神疾患、借金、家族問題等に悩む者及びその家族に対して、地域にある各種相談機関の情報を提供し、相談を受けやすい体制を構築します。 ・アルコール健康障がいの発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施します。県内の専門医療機関、各保健所、関係団体等との連携により防止対策に努めます。 ・薬物依存症については関係団体と連携した上で、嗜癖問題に関するニーズ等を把握し、必要に応じて医療機関等につなげるように努めます。 	
3-3-7	がん患者、難病患者等に対する支援	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者の自死は、がん診断から1年以内が多いという実態から、早期にがん患者の様々な苦痛を把握し、専門的・精神心理的ケア等につなげるよう努めます。 ・難病患者が、安心して暮らすことができるような社会づくりのために、難病への理解の促進を目的とした啓発活動の取り組みを行います。 	

③相談・支援体制の充実

事業NO.	事業名	担当
3-3-8	相談体制の充実	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・町民一人ひとりが、支援者または支援機関に相談できるような環境を整備します。一人で悩みを抱えず、早期に相談でき、適切な対処法が得られるよう相談体制の充実に努めます。また、家族や知人等を含めた支援者への支援や遺族等に対する情報提供の推進等も行います。 ・悩みを抱える人がいつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、無料電話相談（よりそいホットライン）及び、全国共通ダイヤル（こころの健康相談統一ダイヤル）の周知を徹底します。 	
3-3-9	多重債務の相談窓口の整備等	町民課 健康福祉課
	<p>多重債務者の早期発見と債務整理等の早期解決を図るため、住民との接触機会が最も多い町の相談窓口から法律専門家にスムーズに引き継ぐことができる体制の整備を図り、相談窓口や解決方法等について、広報・周知に努めます。</p>	
3-3-10	失業者等に対する相談窓口の充実等	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等の窓口におけるきめ細やかな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談等様々な生活上の問題に関して、関係機関と連携を図り対応します。 ・「しまね若者サポートステーション」について情報提供し、若年無業者等の職業的自立に向けた、個別的・継続的・包括的な支援を行います。 	
3-3-11	介護者への支援の充実	健康福祉課
	<p>介護が必要な高齢者に対して適切な介護サービスを提供するとともに、介護家族の負担を軽減するため、地域包括支援センターや介護支援専門員において必要な支援を行います。</p>	
3-3-12	遺族等に対する情報提供の推進	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県が作成する、自死遺族のための相談窓口や活動を掲載したパンフレットを活用し、遺族と接する機会が多い関係機関等での配布、活用を図ります。 ・自死により遺された人に対する迅速な支援を行うとともに、必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進します。 	

事業NO.	事業名	担当
3-3-13	地域連携ネットワークの強化	健康福祉課 隠岐保健所 島前病院
	<p>様々な自死要因に関する課題解決に向けて、関係機関が一丸となって自死予防に努めます。地域連携ネットワークの関係機関の連携を強化し、自死予防の取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神療養支援チーム定例会（月1回）で情報共有を行います。 ・いのちの授業（講演会・バースデープロジェクト等）を開催します。 	

④自死対策に係る人材の確保・養成

事業NO.	事業名	担当
3-3-14	民生委員・児童委員等への研修	健康福祉課 社会福祉協議会
	<p>民生委員・児童委員や地域で活動する高齢者クラブ、婦人会、ボランティア団体等に対して、心の健康づくりや自死予防に関する研修を実施し、住民主体の気づきや見守り等ができるよう地域の取り組みを支援します。</p>	
3-3-15	ゲートキーパー養成の体制整備	健康福祉課 隠岐保健所
	<p>町民一人ひとりが、悩みを抱えた方のSOSサインに気づいて相談機関につなぐための知識と技術を習得し、早期に対応できる体制づくりが必要です。そのためには「ゲートキーパー」となる人材の養成が必要になります。</p> <p>まずは、専門職が研修を受け、人材を養成できる体制を整えます。</p>	
3-3-16	自死対策従事者への心のケアの推進	健康福祉課 隠岐保健所
	<p>自死対策や相談業務に携わる担当者自身の心の健康を維持するための対応方法の研修を行います。</p>	
3-3-17	家族や知人等を含めた支援者への支援	健康福祉課 隠岐保健所
	<p>悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずすむよう、これらの家族等に対する支援を推進します。</p>	

4 健やかに、明るく暮らせるまち

(1) 第三次健康にのししま 21 推進計画の推進

「老いも若きも願いは一つ みんなでいきいき 生涯現役」を実現していくために、こどもから高齢者まで互いのつながり（絆）を大切に、生涯を通じて“こころとからだの健康づくり”“介護予防”“高齢者の生きがいづくり”を推進します。

①生涯を通じた健康づくりの推進

事業NO.	事業名	担当
4-1-1	ライフステージに合わせた生活習慣病予防	健康福祉課
	<p>妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、青壮年期、高齢期まで切れ目なく、それぞれの年代や場面に合わせた生活習慣病予防に関する取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食教室、乳幼児健診 ・地域、職域、保育園、学校と連携した健康教室 ・食生活改善推進員養成・育成 ・若い世代を対象とした健康教室 ・生活習慣病予防のための健康教室 ・健診結果に基づいた個別指導 ・高齢者の食の確保 	
4-1-2	ライフステージに合わせた口腔疾病予防	健康福祉課
	<p>妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、青壮年期、高齢期まで切れ目なく、それぞれの年代や場面に合わせた口腔疾病予防に関する取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに合わせた歯科教育の推進 ・事業所健診等での歯科健診の実施 ・地域での歯科健康教育の実施 	

事業NO.	事業名	担当
4-1-3	こころと体の健康づくり	健康福祉課
	<p>こころと体の健康は、相互に影響を及ぼします。こころの健康の不調が続くことによる自死防止のためにも、誰もがこころ穏やかに安定した気持ちで生活できるよう、こころの健康づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動支援の定着と運動支援体制の充実 運動をする人を増やすための健康教室の開催 ウォーキングやニュースポーツ等の普及 ・こころの健康に関する健康教室の開催 ・自死を予防するための対策 個別支援の充実 	
4-1-4	将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進	健康福祉課
	<p>少子高齢化が進むなか、次代を担う子どもや若者の健康づくりは重要な取り組みといえます。子どもや若者が健やかに成長し、いつまでも健康な生活を送ることができるよう健康づくりに関する取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若者の基本的な食生活や生活習慣の確立 地域に出かけてのクッキングや啓発活動を行います。 	
4-1-5	働き盛りの青壮年期の健康づくりの推進	健康福祉課
	<p>身体的・精神的な健康を維持することは、将来の健康リスクを軽減するために非常に重要です。いつまでも健康な生活を送ることができるよう、引き続き健康づくりに関する取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣のさらなる改善 事業所健診で健康相談や歯科検診等を行います。 青壮年期の方が検診等を受けるように促します。 ・行政・職域・医療機関等の連携強化による健康づくり推進 ・健康づくりに関する情報発信 	

②高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいづくり

事業NO.	事業名	担当
4-1-6	生涯現役宣言の啓発	健康福祉課
	高齢者の生きがいにつながるような取り組みを、町民に周知することは大切です。高齢者が「生涯現役宣言」を行うよう、啓発活動を行います。	
4-1-7	介護予防事業の推進	健康福祉課
	介護予防事業については、地域住民主体の「まめな体操」が普及し、町内での実施数が増えています。引き続き、介護予防につながる事業として継続して行います。	
4-1-8	高齢者の寝たきり予防	健康福祉課
	<p>転倒・骨折予防、骨粗しょう症に関する啓発を行い、転倒・骨折予防教室に参加する人を増やします。</p> <p>80歳以上の一人平均残存歯数を増やします。</p>	
4-1-9	高齢者の生きがいづくり	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に社会活動に参加する人の割合を増やします。 ・閉じこもりに関する個別訪問・相談の実施 ・ボランティア、生涯学習等の情報発信 ・高齢者の技術を活かす場の提供 	

③疾病の早期発見、合併症・重症化の予防

事業NO.	事業名	担当
4-1-10	特定健診や事業所健診、がん検診等の受診率の向上	健康福祉課
	離島で健診（検診）の機会がないなかでより受診しやすい環境の整備に努め、特定健診・がん検診等の受診率向上を目指します。	
4-1-11	効果的な健康診断や保健指導の実施体制の整備	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診、各種がん検診の必要性や日程についての情報提供 ・健診体制の整備 ・要精密検査者に対する個別受診勧奨 ・各種健診会場での健康づくりに関する情報提供 	

事業NO.	事業名	担当
4-1-12	生活習慣病患者を継続的に支援するための体制整備	健康福祉課
	生活習慣病患者が受診しやすい体制づくりを整備します。また、医療機関と連携し、健診（検診）受診後のフォローを充実させます。	

④多様な実施主体による連携の充実

事業NO.	事業名	担当
4-1-13	地域・学校・職域・医療・福祉・各種団体・行政等との連携	健康福祉課
	健康づくり推進協議会の各部会を通して、関係機関との連携を充実させます。 健康づくり推進協議会の活動を、地域住民に知ってもらうよう今後も連携して活動するとともに、情報発信を行います。	

以下は、「4-1-7 介護予防事業の推進」に関する、赤ノ江地区でのまめな体操と「4-1-8 高齢者の寝たきり予防」に関する健康教室です。



まめな体操



健康教室

(2) 第三次食育推進計画の推進

少子高齢化が急速に進む本町において、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えることは、私たち町民にとって大切な役割です。また、本町は漁業を主要産業とし、伝統的な生活様式や豊かな食文化が伝承されています。社会情勢の変化から食習慣の乱れが心配されるなか、これまで培われた食文化を伝承し、元気な子どもたちを育てていくことが求められています。

このようなことから、本町においては「食」の大切さを見直し、風土、自然環境、地域で活躍する高齢者や地区組織、本町を支える町民一人ひとりの力をいかした、「食育」に積極的に取り組んでいきます。

本町の「食育」は、以下の基本理念をもって推進します。

みんなで育てる感謝の心
 みんなで守る元気な体
 みんなでつなぐ西ノ島の食文化

町民のライフステージごとの目標を以下に示します。

ライフ ステージ 目標	乳幼児期 0～5歳	学童期 6～12歳	思春期Ⅰ 13～15歳	思春期Ⅱ 16～18歳	青年期 19～39歳	壮年期 40～64歳	老年期 64歳以上
	保育期	小学校	中学校	高校			
楽しく食事をしましょう	あいさつ（いただきます・ごちそうさま）ができる						
	<ul style="list-style-type: none"> 箸と茶碗が正しく持てる 正しい姿勢で食べることができる 		食事のマナーが身につく		<ul style="list-style-type: none"> 食事のマナーを伝える 周りの人と気持ちよく食事ができる 		
一汁三菜の食事をしましょう	1日3食きちんと食べる						
	色々な食材を食べる <ul style="list-style-type: none"> 3色の栄養素に興味を持つ お手伝いをする 		<ul style="list-style-type: none"> 3色の栄養素がわかる ご飯・味噌汁程度の料理ができる 		<ul style="list-style-type: none"> 6つの基礎食品がわかる 食材や料理を選ぶ力がつく 料理の応用がつく 		<ul style="list-style-type: none"> 家庭や子どもを通して自分自身の食生活を振り返る バランスの取れた食事ができる 自分の適量がわかる
西ノ島の食文化にふれましょう	西ノ島の郷土食・行事食にふれる					西ノ島町の郷土食・行事食を伝える	
	<ul style="list-style-type: none"> 魚に興味をもつ 魚の名前がわかる 	<ul style="list-style-type: none"> 魚の3枚おろしができる 	<ul style="list-style-type: none"> 魚を使った料理ができる 旬の魚がわかる 		<ul style="list-style-type: none"> 魚のさばき方を伝える 魚の名前・種類・旬等を伝える 		

①家庭における食育の推進

食育は、生活の中心となる家庭での取り組みが基本となります。こどもの生涯にわたる健康づくりや生活基盤を作るため、家族全員で、規則正しい食生活や栄養バランスを考えた献立により、家族団樂の楽しい食生活習慣を身につけることが重要となります。

事業NO.	事業名	担当
4-2-1	家庭での食育活動の実施	健康福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早寝早起き朝ごはんの実施。 ・ 1日1回は家族そろって食卓を囲む。 ・ 「いただきます、ごちそうさま」の挨拶や食事のマナーを身につける。 ・ 家族みんなで食材選びから後片付けまでの料理作りをする。 ・ 食材を無駄にしないように調理し、料理の作りすぎや食べ残しは減らす。 	
4-2-2	家庭に向けた食育に関する啓発活動	健康福祉課
	<p>食育について、保育園・学校等での周知や啓発を行っていますが、行政として全体に食に関する情報の周知等ができていない状況です。食育について、広報誌等で継続して情報発信を行います。</p>	

②学校等における食育の推進

学校は、こどもの食生活改善を進めるうえで大きな役割を担っており、家庭への相乗効果も期待されるため、多岐にわたって食育推進活動を行い、こどもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るための取り組みを推進します。

事業NO.	事業名	担当
4-2-3	保育所での食育活動の実施	みた保育園 シオンの園
	<p>乳幼児の発育や成長段階に合わせた食育計画を作成し、食育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いただきます、ごちそうさま」の挨拶や食事のマナーを身につけ、食事の楽しさやおいしさを知る。 ・ 給食にはできるだけ地場産品を使用し、行事食を取り入れる。 ・ 地場産品（特に魚介類）を生きた教材として使うほか、さつま芋掘り等の農業体験も行う。 ・ 給食だより・給食の展示により、園の様子を保護者に伝えるほか「食」を取り入れた保護者参観や祖父母参観を実施し、家族と一緒に食の大切さを学ぶ。 ・ 食事のマナーについて掲示することにより、こどもや保護者に啓発する。 	

事業NO.	事業名	担当
4-2-4	小・中学校での食育活動の実施	教育委員会 小・中学校
	<p>児童生徒が食について計画的に学ぶことができるよう、教諭・栄養士等が協力し各教科、総合的な学習や給食の時間等を利用し、年間計画のもと食育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いただきます、ごちそうさま」の挨拶や食事のマナーを身につけ、食事の楽しさやおいしさを知る。 ・学校給食を各教科等の「生きた教材」として活用するほか、食べる意欲を高めるために、地場産の食材を利用する際には紹介する。また、行事食・郷土食は積極的に取り入れる。 ・学校給食週間には地元でとれた食材を使用したメニューを提供する。 ・給食だより・保健だよりを発行し、食に関する指導内容について家庭に伝える。 ・世界の食糧事情や栄養バランスが体に及ぼす影響（肥満と病気等）を学ぶ。 ・食事のマナーについて掲示し、こどもや保護者に啓発する。 ・地域の方や保護者との交流給食を行う。 ・魚さばき体験や調理実習を授業に取り入れる。 	

③地域における食育の推進

地域にある資源や人材等を活用し、町民参加による地域に根ざした食育を推進します。

事業NO.	事業名	担当
4-2-5	伝統料理教室の実施	健康福祉課
	<p>地域の高齢者がこどもとふれあいながら、伝統料理教室を開催します。 食生活改善推進協議会が地域（保育所・小・中学校）に出かけ料理教室を行います。</p>	
4-2-6	食を通じた交流活動の実施	健康福祉課 教育委員会 産業振興課
	<p>各地区で定期的に会食交流会を開催します。 各地域で野菜作りに取り組みます。</p>	

④関係団体における食育の推進

食生活改善を目的とし、食育推進活動を実践している関係団体等と連携を図りながら食育を推進します。

事業NO.	事業名	担当
4-2-7	西ノ島町食生活改善推進協議会の活動	健康福祉課 産業振興課
	<p>食生活改善推進協議会が主催し、各種料理教室を開催します。時代の流れに合った活動の方法を検討するなかで料理教室の実施方針について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚食料理教室：島根県水産局と連携し、魚を使った料理教室を計画 ・地区料理教室：各地区の住民を対象とした料理教室 ・おとこの料理教室：各地区の男性の方を対象にした料理教室 ・若者の料理教室：20～40代の方を対象にした料理教室 ・ふるさと料理教室：中学1年生を対象にした料理教室 ・親子食育教室：保育所や子育て支援センター、子育てサロンに通う親子を対象にした料理教室 ・三世代交流料理教室：小学校高学年とその保護者、地区高齢者を対象にした料理教室 ・食生活改善推進協議会と町が共同でレシピ集を作成します。 ・レシピ集「わがとごはん」を発刊しホームページに掲載しています。 	

⑤行政における食育の推進

地域の実態を踏まえ、町民一人ひとりが心身共に生涯健康に暮らすことができるよう、行政における支援・普及活動により、食育を推進します。

事業NO.	事業名	担当
4-2-8	給食センターによる食育推進	給食センター 教育委員会 産業振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・地元でとれた食材を積極的に給食に取り入れます。 学校給食週間等で地元食材の活用等を行っています。 ・小学校・中学校への訪問給食を実施します。 ・献立表の配布による、「食」の情報を発信します。 ・西ノ島の郷土食・行事食を献立に取り入れます。 	

事業NO.	事業名	担当
4-2-9	町としての食育推進 食育について関係機関と協議する場をつくり、取り組みを共有することで、連携した取り組みができるように努めるとともに、体制づくりを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・「健康にしのみしま21推進計画」と連動した食育の推進 ・健康教室の開催 ・事業所健診・特定健診における事後指導 ・乳幼児健診における問診と栄養指導 ・糖尿病や腎臓病の患者に対する個別指導 ・広報を活用した水産物 PRや健康づくりの推進 ・魚介類の放流 ・各種団体との情報交換 	健康福祉課 産業振興課

以下は、「4-2-3 保育所での食育活動の実施」に関する、みた保育園でのまき作りと、「4-2-4 小・中学校での食育活動の実施」に関する、西ノ島中学校でのふるさと料理教室です。



まき作り



ふるさと料理教室

資料編

1 西ノ島町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 西ノ島町地域福祉総合計画を策定するため、西ノ島町地域福祉総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる計画からなる西ノ島町地域福祉総合計画（以下「地域福祉総合計画」という。）の素案を作成し、町長に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画
- (2) 地域福祉活動計画
- (3) 障がい者計画
- (4) 健康増進計画
- (5) 食育推進計画
- (6) 自死対策計画
- (7) 成年後見制度利用促進基本計画
- (8) 地方再犯防止推進計画
- (9) 子どもの貧困対策計画
- (10) 困難女性支援法に基づく計画

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政機関関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により町長が委嘱した日から地域福祉総合計画策定後までとする。

2 委員が欠けた場合による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、策定委員会の議長を務める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会は、その職務執行上において必要があると認めるときは、関係職員若しく福祉、医療等に対して専門的知識を持つ者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 西ノ島町地域福祉総合計画策定委員会委員名簿

所属・職名等	役職	氏名	区分	備考
隠岐広域連合立隠岐島前病院	院長	黒谷 一志	保健医療関係者	医療機関
にしのしま歯科	院長	木村 稔	保健医療関係者	医療機関
西ノ島町健康づくり推進協議会	会長	仲吉 正	保健医療関係者	健康づくり
西ノ島町食生活改善推進協議会	会長	松浦 幸子	保健医療関係者	食育・健康づくり
社会福祉法人 シオンの園	ございな施設長	小松 弘憲	地域福祉関係者	社会福祉法人
社会福祉法人 西ノ島町社会福祉協議会	事務局長	平木 みゆき	地域福祉関係者	社会福祉法人
社会福祉法人 西ノ島福祉会	和光苑 苑長	尾崎 正行	地域福祉関係者	社会福祉法人
西ノ島町民生児童委員協議会	会長	奥田 実	地域福祉関係者	
西ノ島町高齢者クラブ連合会	会長	板谷 栄一	地域福祉関係者	高齢者福祉
西ノ島町身体障害者福祉協会	会長	今咲 克己	地域福祉関係者	障がい者福祉
西ノ島町議会	議員	吉田 歳造	行政関係者	
教育委員会 教育課	課長	天草 巧	行政関係者	

3 用語解説

	用語	解説	掲載ページ
あ行	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくり等により、支援につながるよう積極的に働きかける取り組み。(出典：厚生労働省 HP)	74、78
	SC	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の略称。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。(出典：厚生労働省 HP)	44
	LGBT	LGBT とは、L がレズビアン（Lesbian 女性同性愛者）、G がゲイ（Gay 男性同性愛者）、B がバイセクシャル（Bisexual 両性愛者）、T がトランスジェンダー（Transgender 身体的性別と性自認が一致しない人）、それぞれ4つの性的なマイノリティの頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉。なお、Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった「SOGI」という表現が使われることもある。(出典：文部科学省 HP)	26
か行	きょうだい児	障害や病気のある人の兄弟姉妹を、ひらがなで「きょうだい」と表現する。(出典：NHK)	40、50
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をすることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。(出典：厚生労働省 HP)	48、80、84
さ行	スクリーニング	大まかな選別を行うプロセスのこと。まるでふるいにかけるように対象疾患に罹患していないと思われる人の中から、罹患している可能性のある人を選別すること。スクリーニング検査は100%正確なものではない。(出典：厚生労働省 HP)	66、82
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者のこと。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等を行う。(出典：文部科学省 HP)	73
	性的マイノリティ	性的少数者のこと。LGBT の四つのカテゴリーに限定されるものではなく、LGBT のほかにも、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在する。(出典：文部科学省 HP)	81
	相対的貧困率	国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。(出典：厚生労働省 HP)	18

	用語	解説	掲載ページ
た行	第1号被保険者数	介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられる。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。（出典：厚生労働省 HP）	8、9
な行	ニュースポーツ	ニュースポーツは20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツで、競技スポーツと異なり健康づくりや社交の場を目的として、生涯を通じ「いつでも、どこでも、誰でも」気軽に親しめるスポーツとして注目されている。ルールがやさしく、年齢や体力にかかわらず自分のペースで、誰でも楽しめるのが特徴。ボッチャ、グラウンドゴルフ、モルック等。（出典：柏市 HP）	86
は行	8020運動	1989年より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われている。（出典：日本歯科医師会 HP）	35
	フレイル	フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。年齢を重ねていくと、心身や社会性等の面でダメージを受けたときに回復できる力が低下し、これによって健康に過ごしていた状態から、生活を送るために支援を受けなければならない要介護状態に変化していく。（出典：厚生労働省 HP）	45、60
や行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものこと。ヤングケアラーが行っている家事や家族の世話は多岐にわたるが、一般に多いのは、食事の準備や掃除、洗濯といった家事、見守り、きょうだいの世話、目の離せない家族の励まし等の感情面のサポート等。（出典：政府広報オンライン）	40、50、75



.....

西ノ島町地域福祉総合計画

《2025年度～2034年度》

.....

発行年月：2025年3月

発行：西ノ島町 健康福祉課

〒684-0303

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地 4

TEL：08514-6-0104 FAX：08514-6-1183